

# 資料5

令和5年2月6日  
北海道電力株式会社

泊発電所3号炉  
第34条・第61条 緊急時対策所  
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等  
まとめ資料比較表の図表一覧

本資料は、まとめ資料比較表の図表を拡大したものをまとめたものである。  
記載する図表は以下のまとめ資料比較表のものである。

1. 第34条緊急時対策所
2. 第61条緊急時対策所※
  - 2.18 緊急時対策所
  - 添付資料
3. 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

※ 第61条緊急時対策所 補足説明資料については、まとめ資料完本で参照できることから本資料には掲載しない。

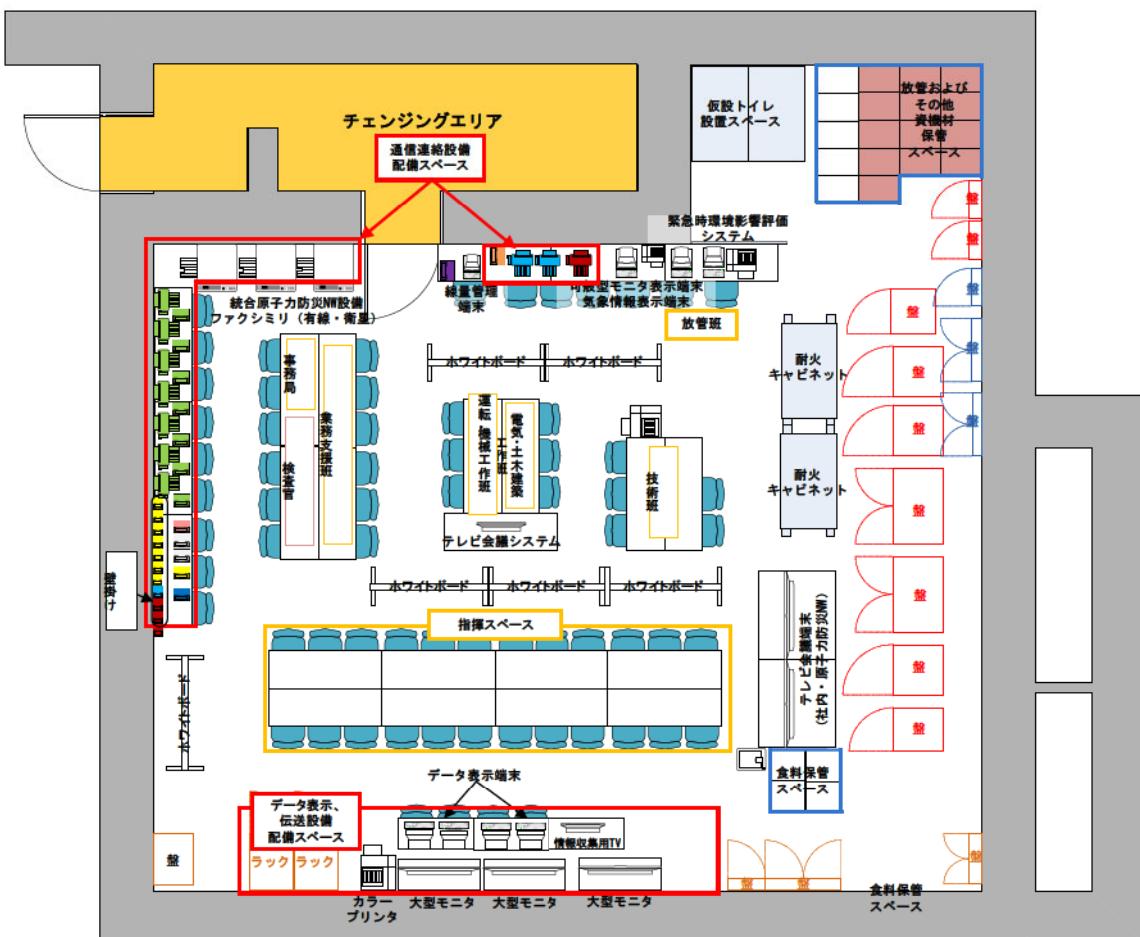
以上



: 梱囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表1.1－1 緊急時対策所の特徴

緊急時対策所	特徴
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準地震を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。</li><li>・対策要員の執務室、宿直室に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。</li><li>・代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。</li></ul>



注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

図 1.1-1 緊急時対策所指揮所 配置図



図 1.1-2 緊急時対策所待機所 配置図

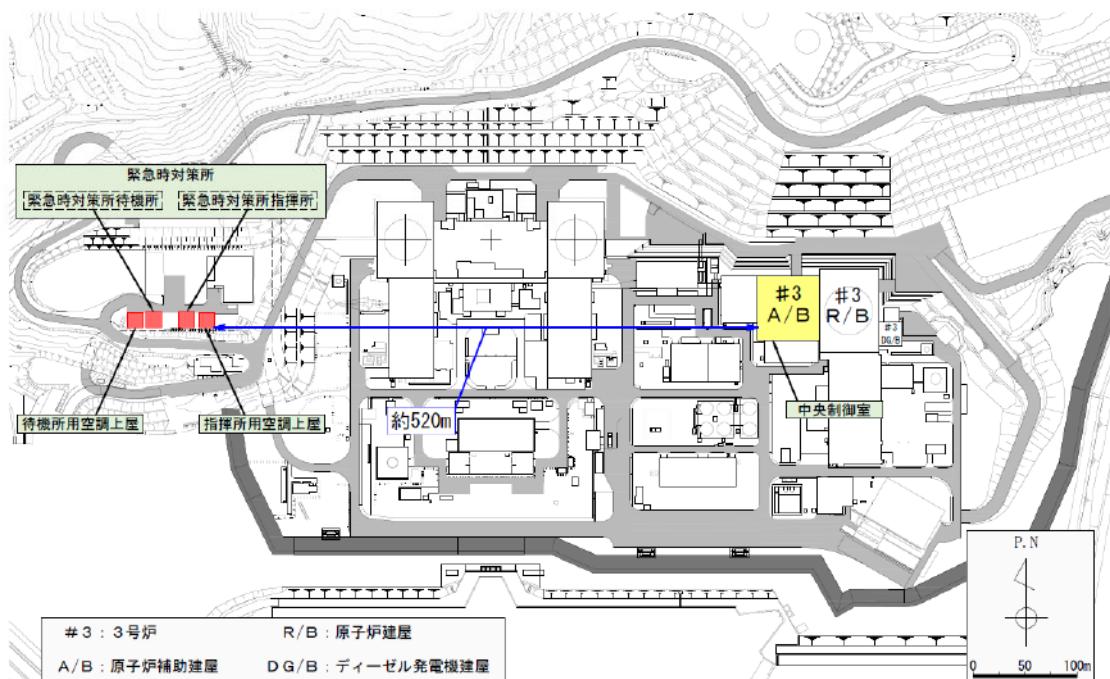


図 1.2-1 緊急時対策所 配置図

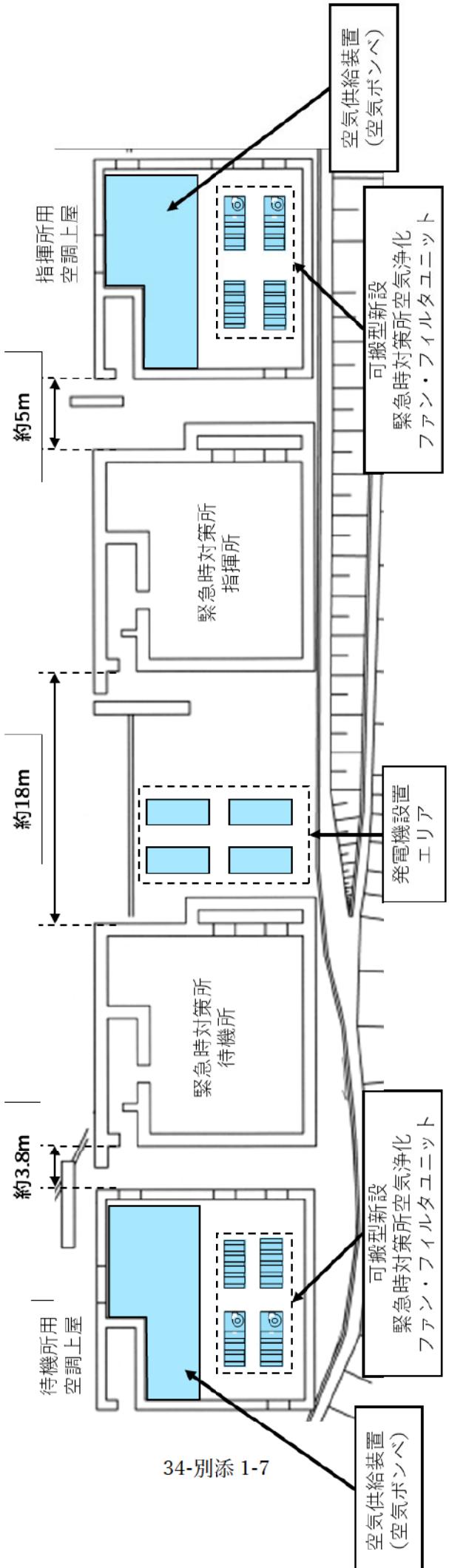


図1.2－2 緊急時対策所 周辺図

表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十四条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>第 34 条 (緊急時対策所)</p>	<p>① 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3 号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</p>

表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十四条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ければなければならない。	1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>

表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第四十六  
条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>（緊急時対策所）</p> <p>第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p>	<p>第 46 条（緊急時対策所）</p> <p>1 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さず事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>① 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</p> <p>緊急時対策所は災害時に 120 名程度の関係要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、中央制御室内の運転員を介さずにプラント状態を把握するために必要なパラメータを表示するために設置するデータ表示端末を緊急時対策所に設置する設計とする。</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第46条 (緊急時対策所) 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さず事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を緊急時対策所に表示できる設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を設置する設計とする。 事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示ができる通信連絡設備を緊急時対策所に設置する。 さらに、発電所外の関係箇所との必要な通信連絡を行うための、専用であって多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を緊急時対策所に設置する設計とする。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p> <p>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記－9）」によること。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこがない設計とする。</p> <p>のために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>

表 1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第1項は、設計基準において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等 (重大事故等対処設備を含む。) への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>① 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定）等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>	

\* 「5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について」として後述する。

表 1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(火災による損傷の防止) 第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならぬ。	<p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>	<p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備及びそれらへのアクセスルートを含む）に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>

表 1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a ) 基準地震動による地盤力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b ) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c ) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d ) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e ) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p>	*本表欄外下部に示す

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと。</p> <p>(f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第 2 項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第 1 項第 1 号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>

(\*) 以下、表 1.3-5 の適合方針について説明する。

表 1.3-6 「実用発電所原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十一条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	<p>第 41 条 (火災による損傷の防止)</p> <p>1 第 41 条の適用に当たっては、第 8 条第 1 項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第 8 条 (火災による損傷の防止)</p> <p>1 第 8 条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に對して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に對して必要な措置が求められる。</p>	*本表欄外下部に示す

(\*) 以下、第 1.3-6 表の適合方針について説明する。

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要（61 条 緊急時対策所）（1／3）

系統機能	設備 <sup>※1</sup>	代替する機能を有する		設備識別	分類	設備分類
		設計基準対処施設	耐震重要度分類			
緊急時対策所	設備	常設 可搬型	常設	(重大事故等対処施設)	—	機器 クラス
緊急時対策所遮へい、 可搬型新設緊急時対策所		常設	常設	重大事故等緩和設備	—	
空気净化ファン		可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	SA-3		
可搬型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット		可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	SA-3		
可搬型空気浄化装置配管・ダンバ【流路】		可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	SA-3		
可搬型空気浄化装置配管・ダンバ【流路】		常設	常設重大事故等緩和設備	SA-2		
居住性の確保 (緊急時対策所)		可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	SA-3		
空気供給装置(空気ボンベ)		可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	SA-3		
空気供給装置配管・弁【流路】		常設	常設重大事故等緩和設備	SA-2		
空気供給装置配管・弁【流路】		常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—		
圧力計 <sup>※2</sup>		可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—		
酸素濃度・二酸化炭素濃度計 <sup>※2</sup>		可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—		
緊急時対策所可搬型エアモニタ		可搬型	可搬型重大事故等対処設備	—		
可搬型モニタリングポスト		60 条に記載（ただし、本系統機能においては可搬型重大事故緩和設備）				
可搬型気象観測設備						

※1 電源設備については「第 57 条 電源設備」に記載する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要（61 条 緊急時対策所）（2／3）

系統機能	設備※1	代替する機能を有する 設計基準対処施設			設備分類	
		設備	耐震 重要度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス
緊急時対策所用発電機		—	—	可搬型	可搬型重大事故等防止設備	—
緊急時対策所用発電機～ 緊急時対策所ケーブル接続盤電路～ 【電路】		—	—	可搬型	可搬型重大事故等緩和設備	—
緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時 対策所分電盤電路【電路】		■	■	常設	常設重大事故等緩和設備	■
電源の確保	代替非常用発電機					
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽					
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ					
	可搬型タンクローリー					57 条に記載
	ディーゼル発電機燃料油系統配管・弁 【燃料流路】					
	ホース【燃料流路】					

※1 電源設備については「第 57 条 電源設備」に記載する。

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61 条 緊急時対策所) (3 / 3)

系統機能	設備※1	代替する機能を有する 設計基準対処施設			設備 識別		設備分類	
		設備	耐震 重要度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス		
必要な情報の把握	データ収集計算機 データ表示端末 ERSS 伝送サーバ				62 条に記載			
(緊急時対策所)	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型) 無線連絡設備 (携帯型) インターフォン テレビ会議システム (指揮所・待機所間) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 衛星通信装置 【伝送路】 無線通信装置 【伝送路】 有線 (建屋内) 【伝送路】				62 条に記載			

※1 電源設備については「第 57 条 電源設備」に記載する。

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

表 1.3-8 設計基準対処施設及び重大事故等対象設備一覧

		重大事故等対処設備	
		設計基準対処設備	
施設	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
代替電源設備	非常用電源設備	緊急時対策所用発電機	可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気淨化フィルタユニット、空氣供給装置（空氣ボンベ）、緊急時対策所遮へい、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計
居住性を確保するための設備	酸素濃度、・二酸化炭素濃度計		
必要な情報を把握できる設備	データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ、データ表示端末	データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ、データ表示端末	
緊急時対策所	運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話通信連絡設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）、インターネット、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備

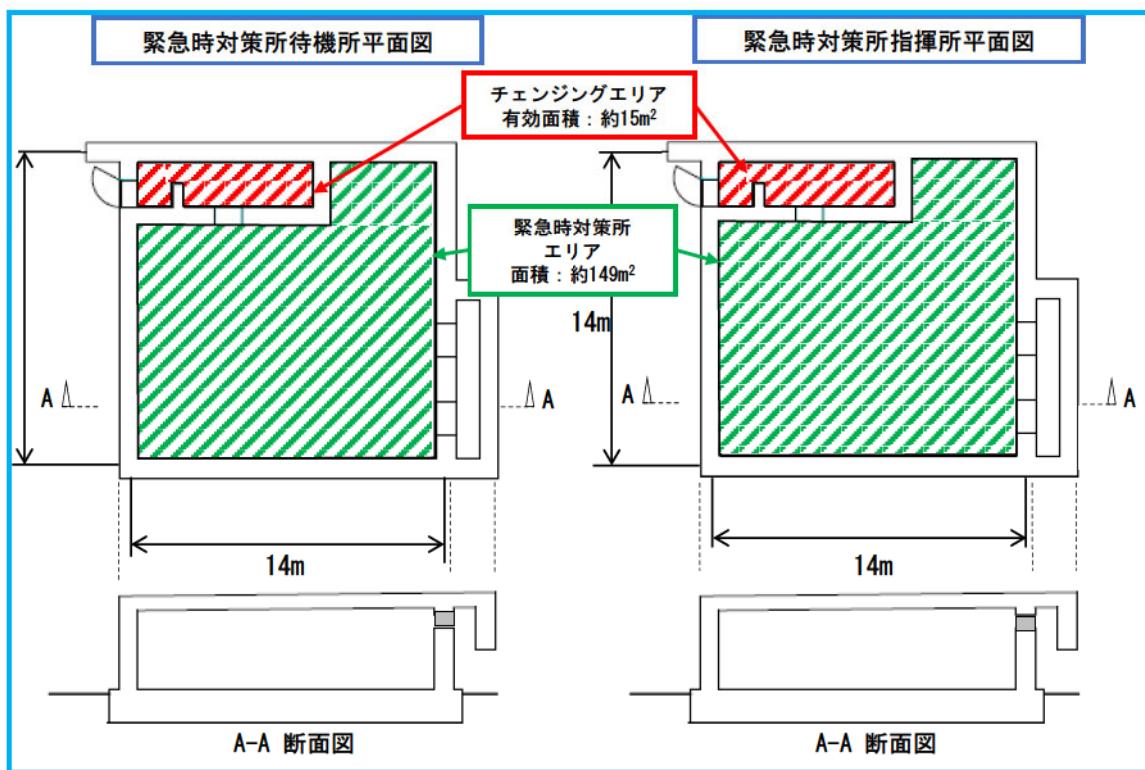
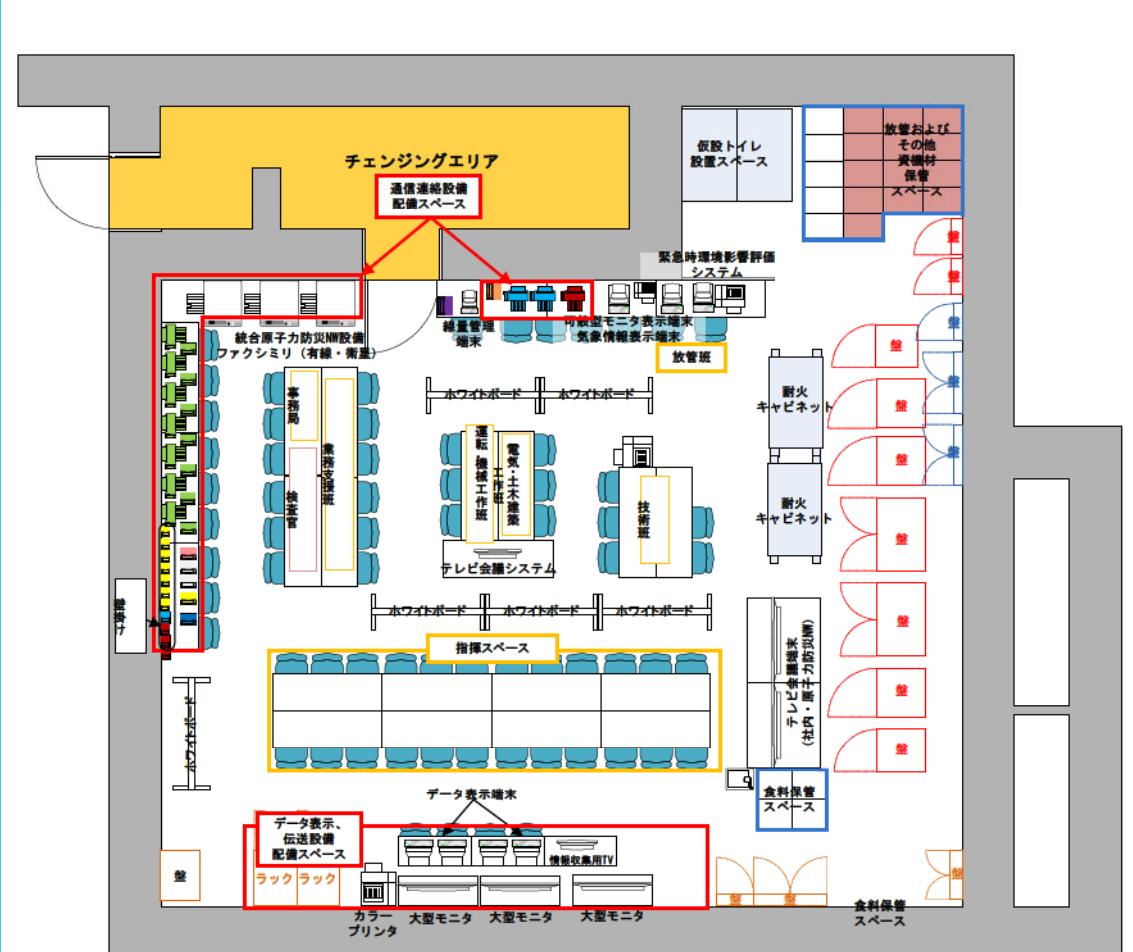


図 2.1-1 緊急時対策所 構造概要



注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

図 2.1-2 緊急時対策所指揮所 レイアウトイメージ図

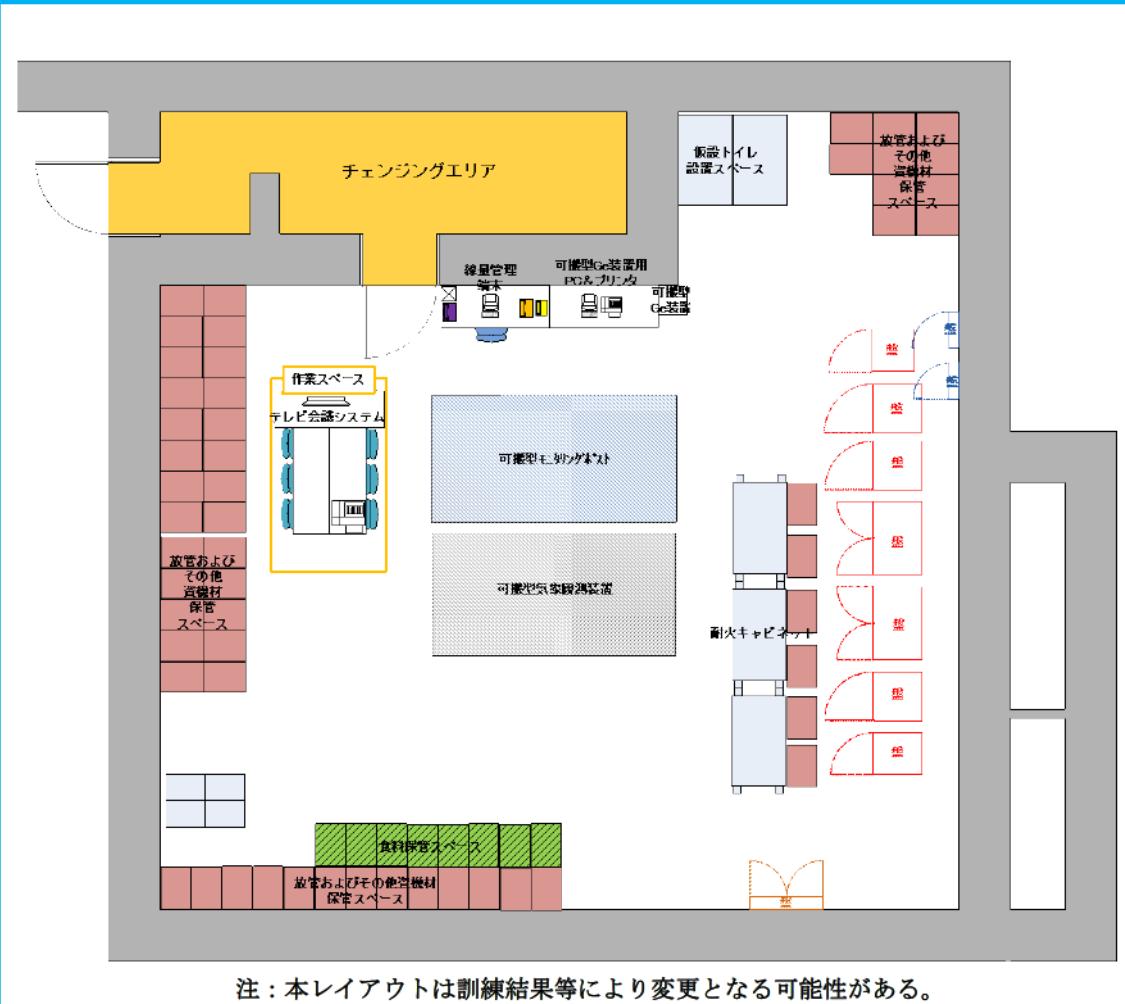
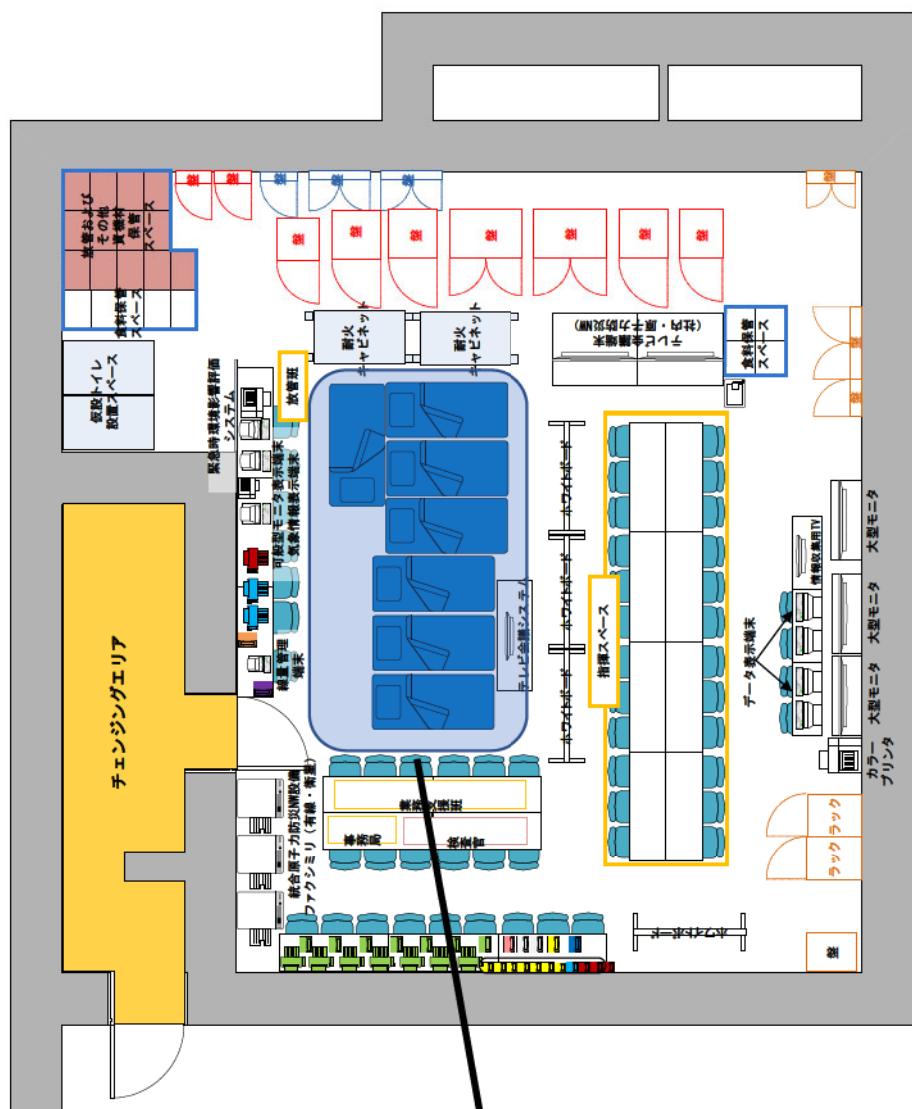
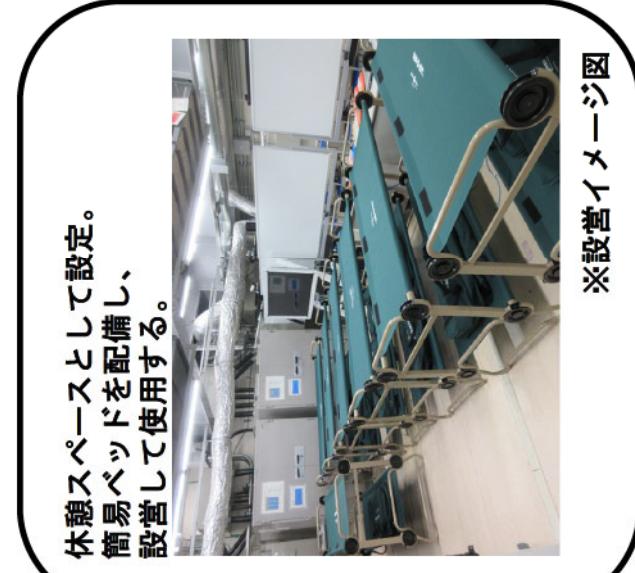


図 2.1-3 緊急時対策所待機所 レイアウトイメージ図



注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

図 2.1-4 緊急時対策所指揮所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図



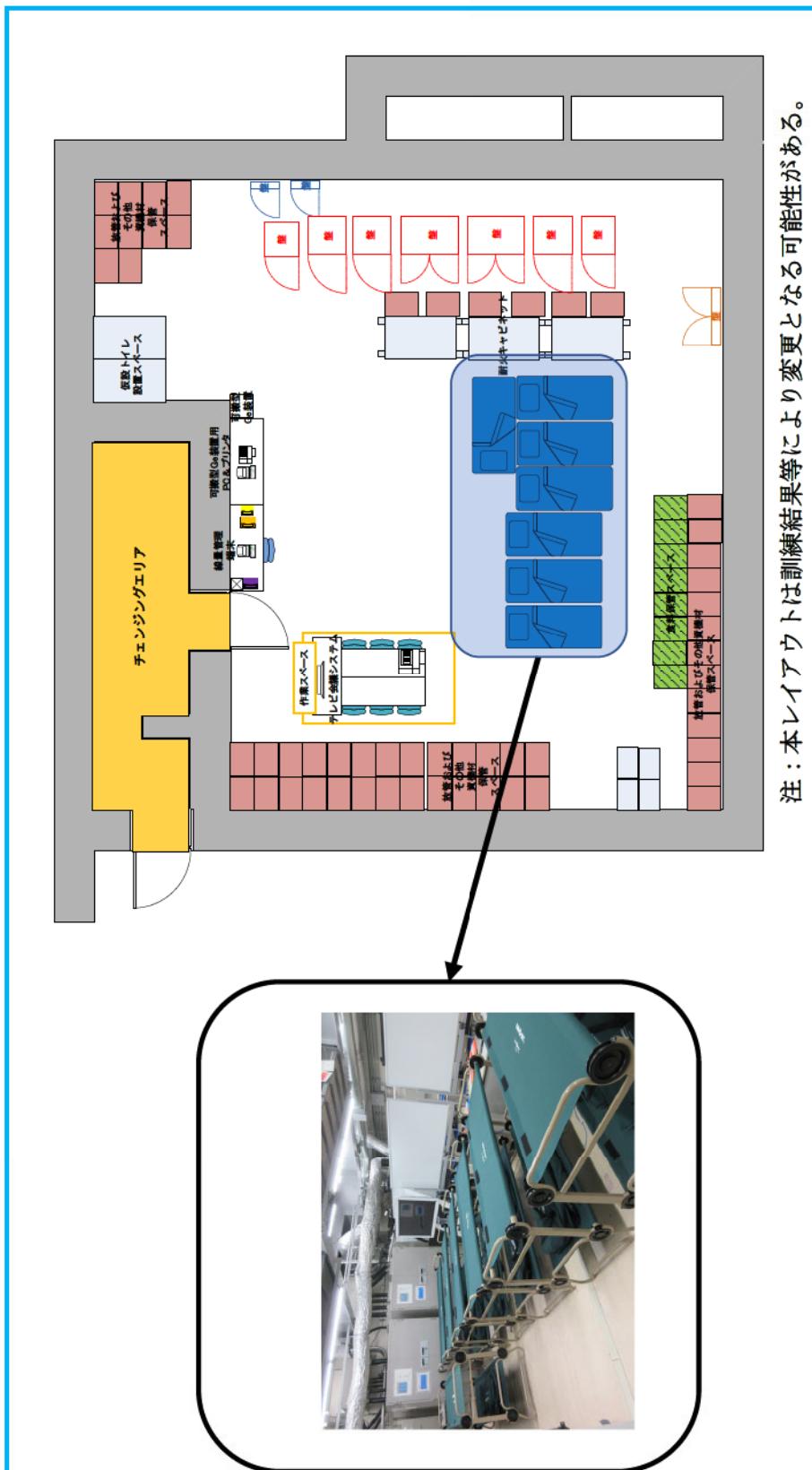


図 2.1-5 緊急時対策所待機所(休憩エリア)のレイアウトイメージ

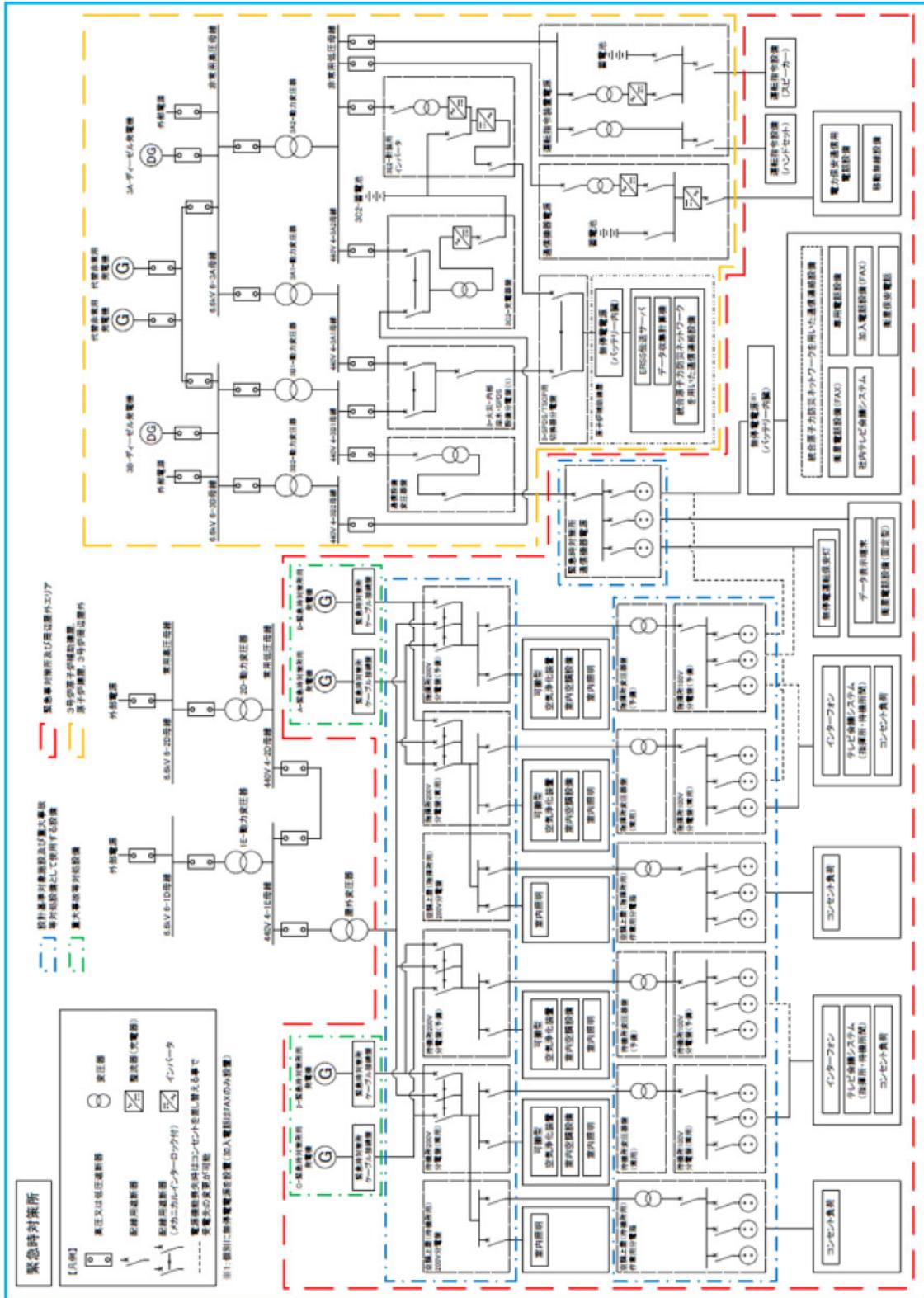


図 2.2-1 緊急時対策所電源構成

34-別添 1-28

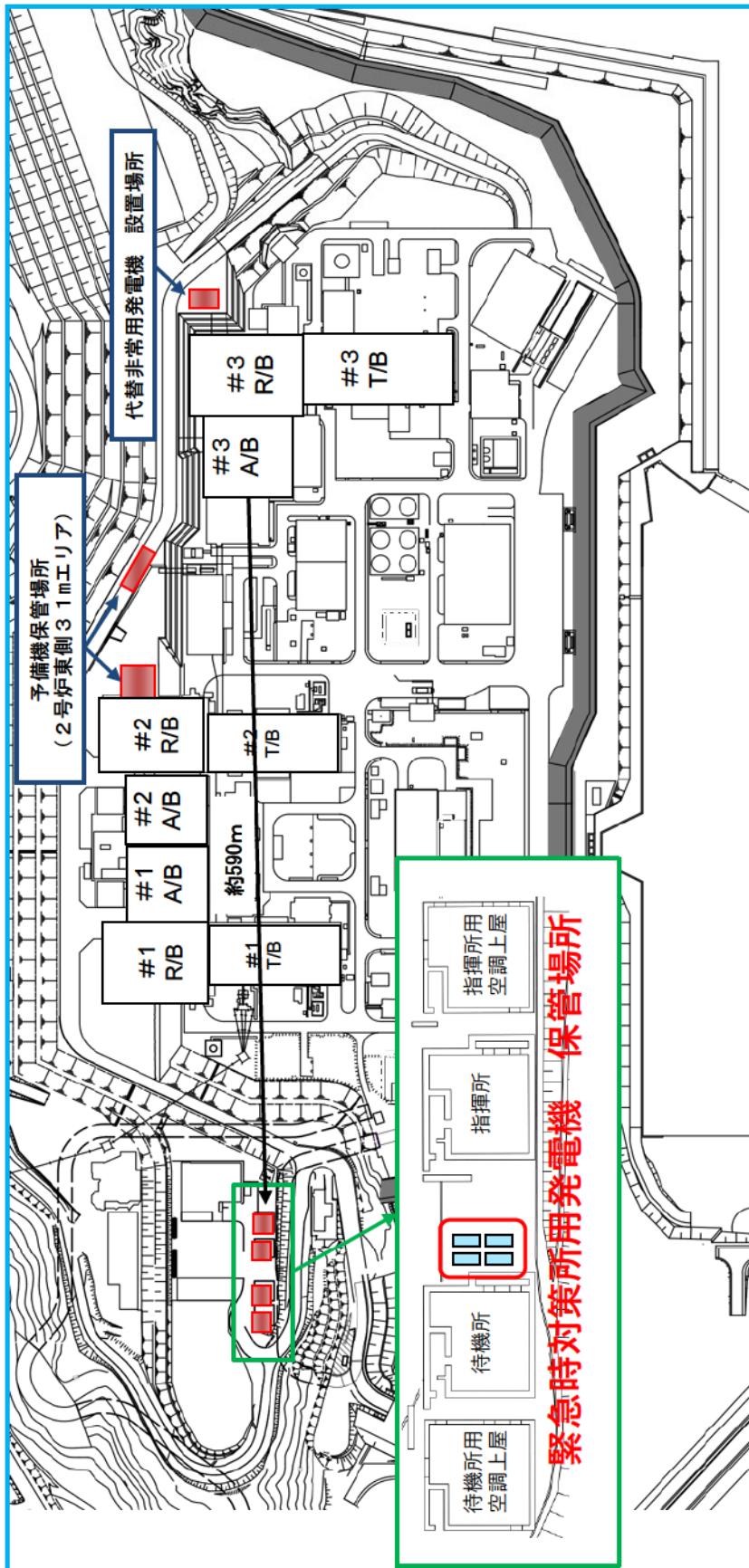


図 2.2-2 代替交流電源設備の配置

表 2.2-1 緊急時対策所 必要な負荷

設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考
	指揮所	待機所	
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン
通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン
照明設備	2.2	2.2	LED 照明(バッテリー内蔵)
その他	21.9	9.3	OA 機器等(予備容量含む)
合計	97.1	70.1	

表2.2-2 緊急時対策所 電源設備の仕様

	非常用電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機
容量	7,000kVA	1,725kVA (1台当たり)	270kVA (1台当たり)
電圧	6.9kV	6.6kV	200V
力率	0.8	0.8	0.8
台数	1台 備考:3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)

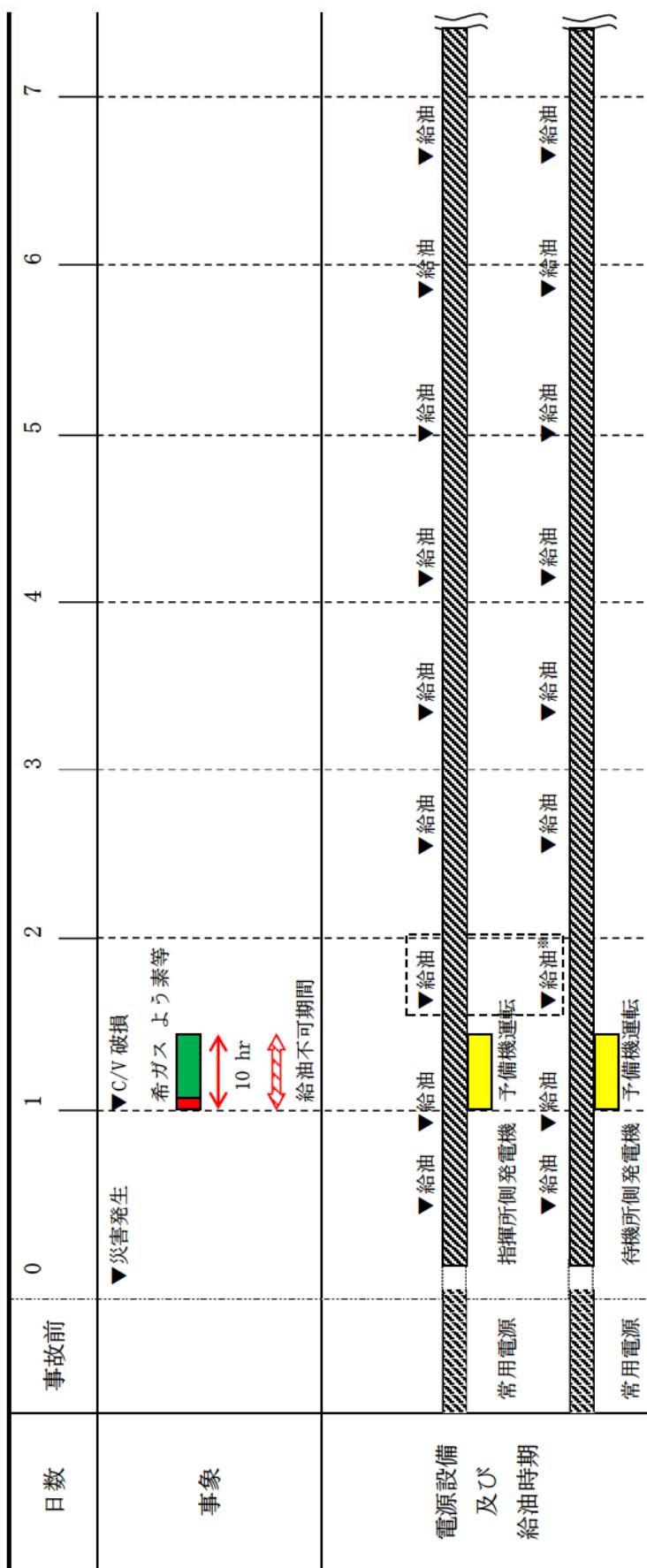
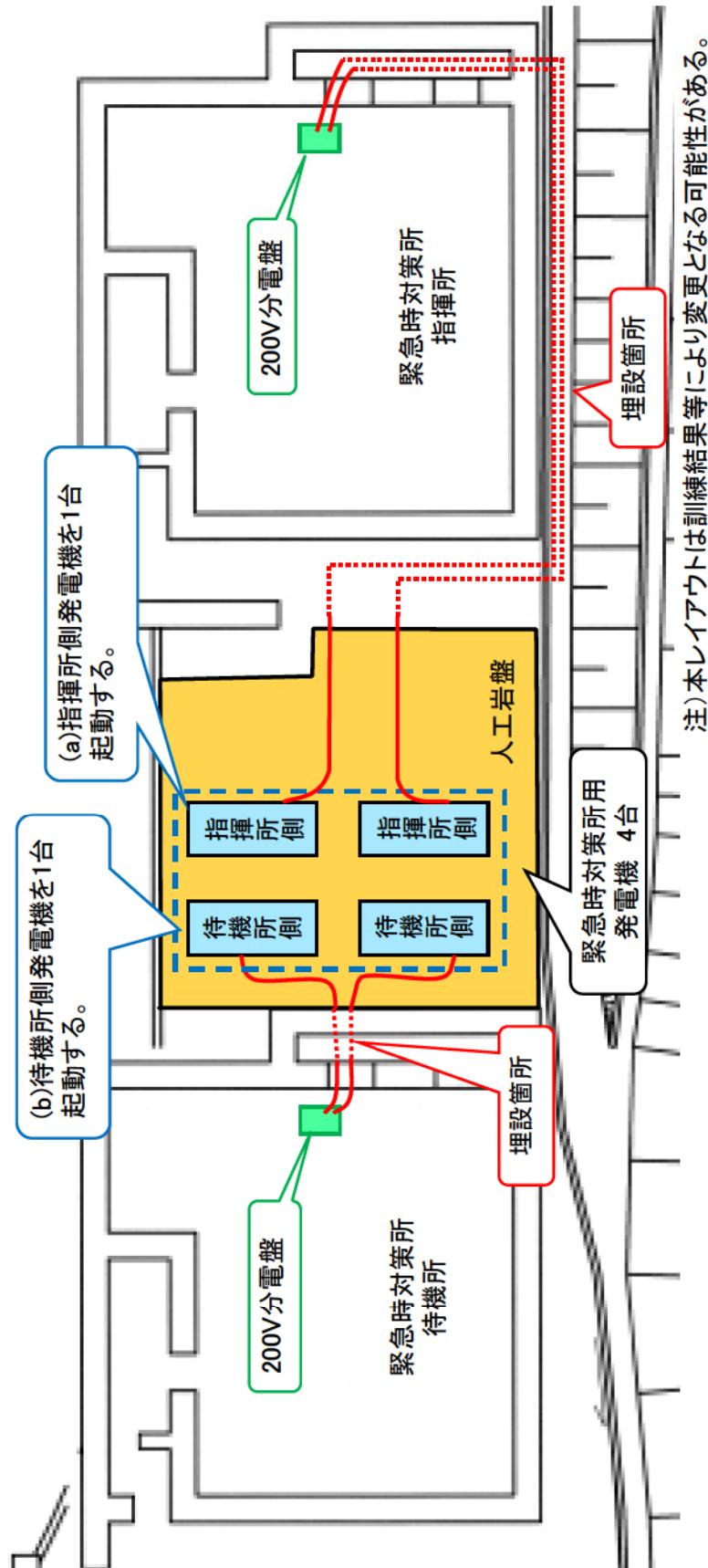


図 2.2-3 緊急時対策所用発電機の給油時期



注)本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

図 2.2-4 緊急時対策所用発電機の立て上げ

表2.2-3 負荷別燃料消費量

	燃料消費量(L/h)	連続運転時間
100%負荷時		約8時間
75%負荷時		約10時間
50%負荷時		約15時間
36%負荷時		約19時間
26%負荷時		約24時間
25%負荷時		約25時間
無負荷時		約71時間

参考：燃料タンク容量 470L (メーカー：AIRMAN, 型式：SDG300S)

表2.2-4 緊急時対策所 負荷内訳

設備名称	負荷容量(kVA) <sup>*1</sup>		備考
	指揮所	待機所	
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン
通信連絡設備等 <sup>*2</sup>	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン
照明設備	2.2	2.2	LED照明(バッテリー内蔵)
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)
合計	97.1	70.1	

\*1 力率0.8の場合

\*2 通信連絡設備のうち、一部の負荷について「無停電電源装置」に接続している。



: 桁囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

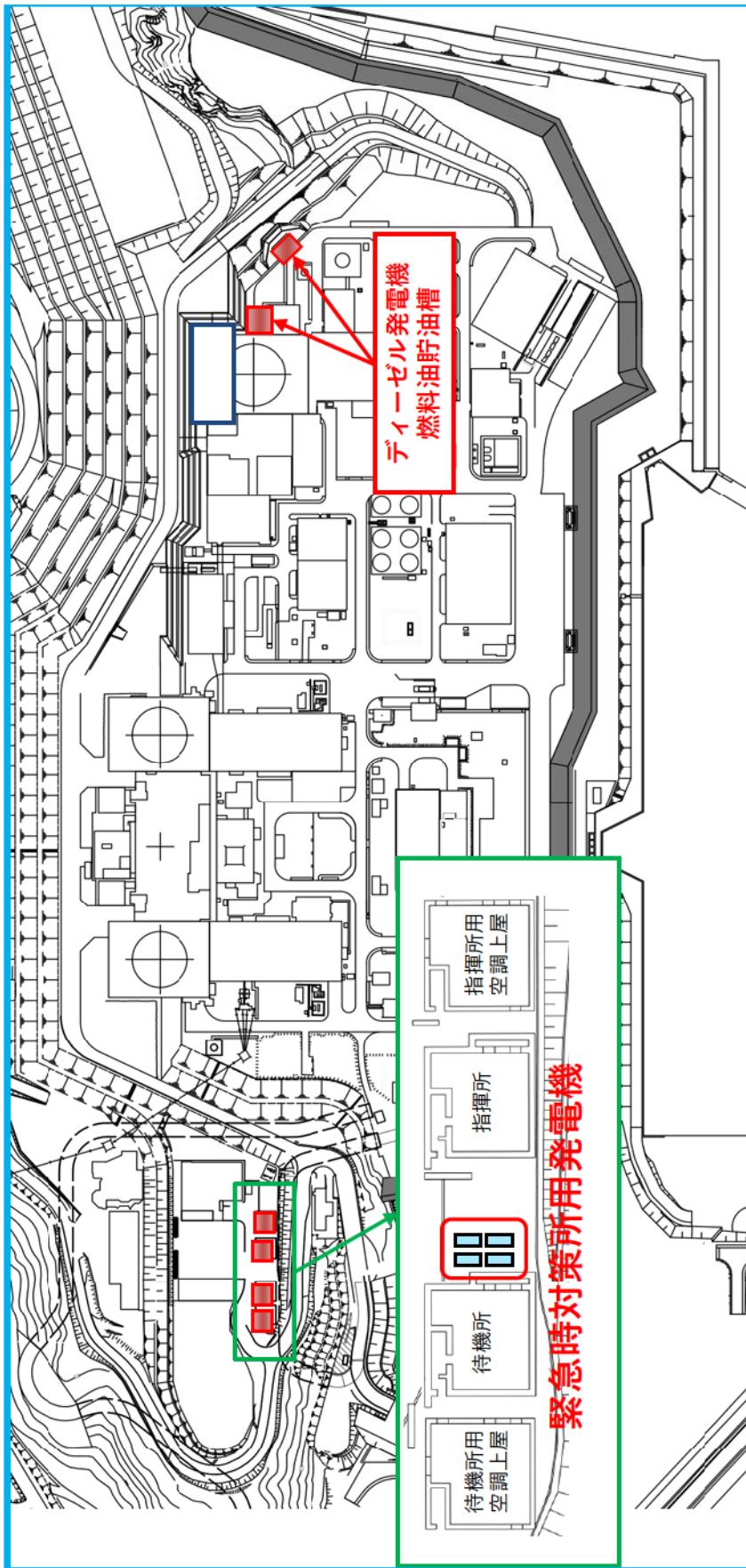


図2.2-5 緊急時対策所用発電機の保管場所及びディーゼル発電機燃料油貯油槽の設置場所

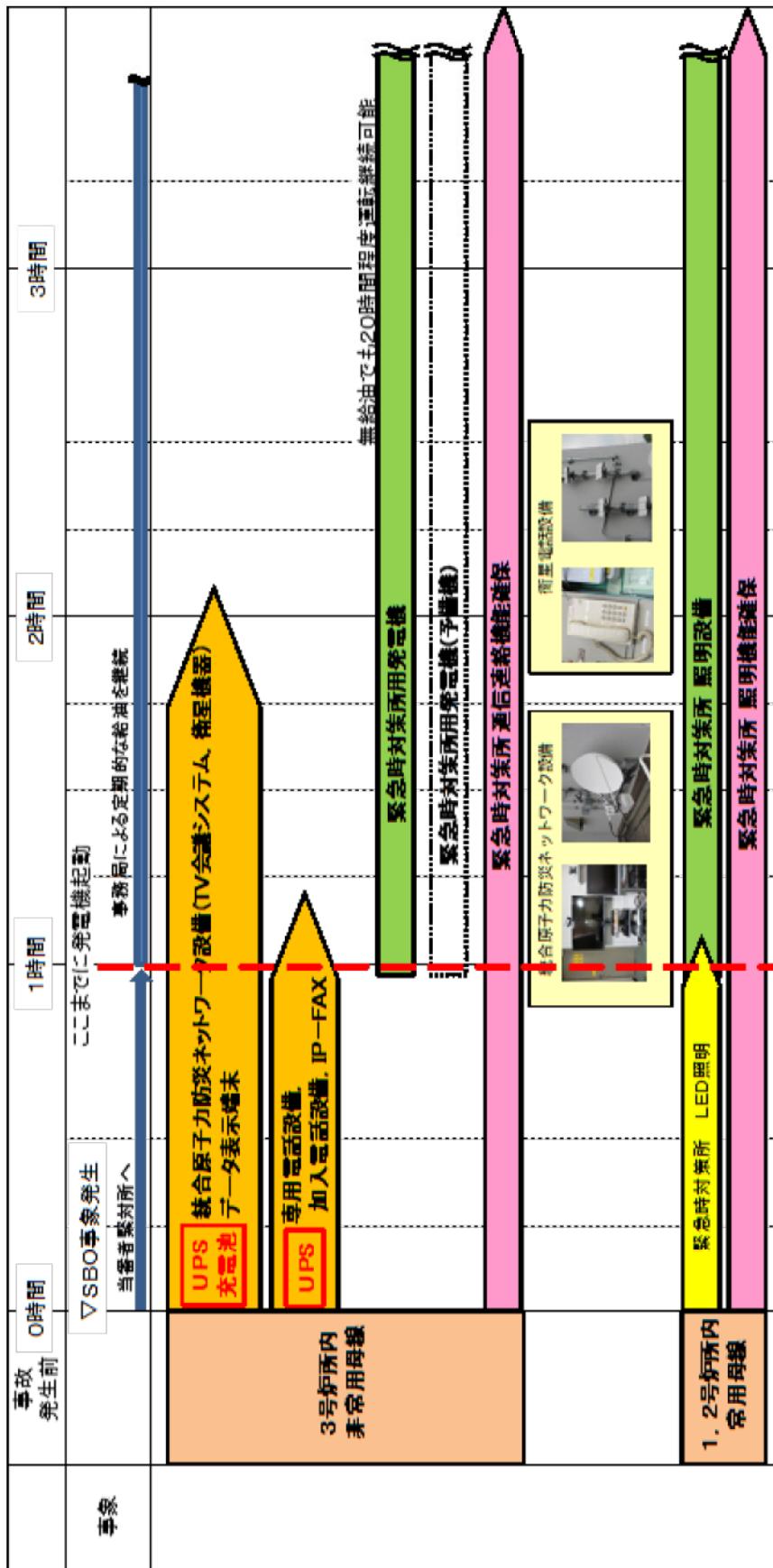


図 2.2-6 緊急時対策所用発電機が起動するまでの緊急時対策所通信連絡設備の機能

表 2.2-5 代替非常用発電機燃費

発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間
100%		約 4 時間
75%		約 6 時間
50%		約 8 時間
25%		約 16 時間
20%		約 19 時間

表 2.2-6 ブルーム通過時に想定される負荷

設備関係	容量 (kW)
ポンプ関係 (代替格納容器スプレイポンプ)	200
充電器	226
空調設備関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	91
照明関係 (中央非常用照明等)	23
合計	540 (代替非常用発電機 2 台分の 20% 負荷相当)

■ : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

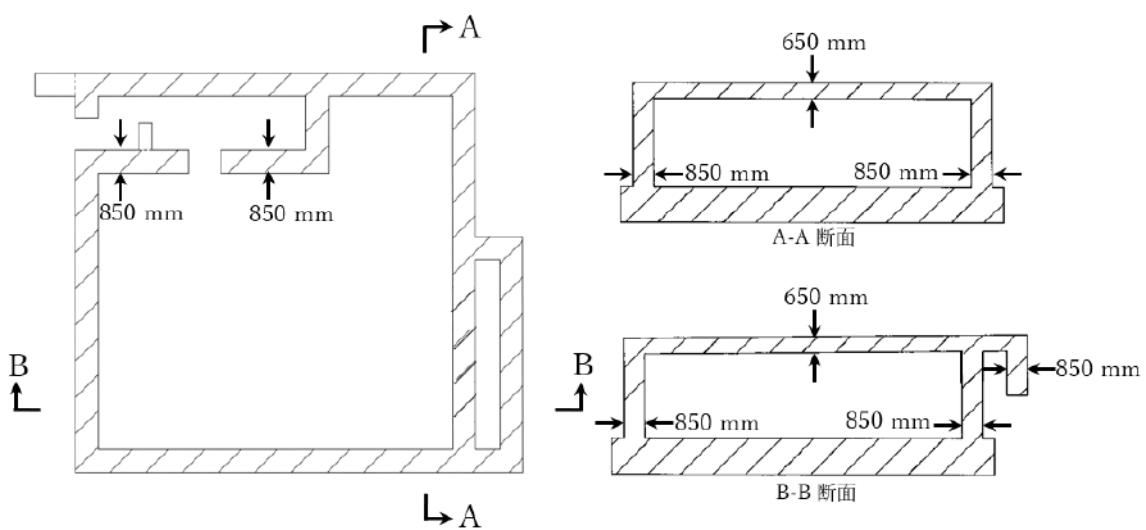


図 2.3-1 緊急時対策所 遮蔽説明図

表 2.4-1 緊急時対策所の重大事故等対処設備機器仕様

設備名称	数量	仕様
緊急時対策所	1式	緊急時対策所指揮所・待機所の2建屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量： $77.85\text{m}^3/\text{h}$ 以下 (100Pa正圧化時)
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	風量： $1,500\text{m}^3/\text{h}$
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ 除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ 除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ 除去効率： $0.7\mu\text{m}$ 以上の粒子 除去効率 よう素フィルタ 除去効率：放射性 よう素の除去効率 除去効率：(1 - 下流の粒子数 / 上流の粒子数) × 100%
空気供給装置	354本以上	容量：約47L (1本あたり) 充填圧力：約14.7MPa
監視計器*	1式	圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エリアモニタ

\*監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章)」で示す

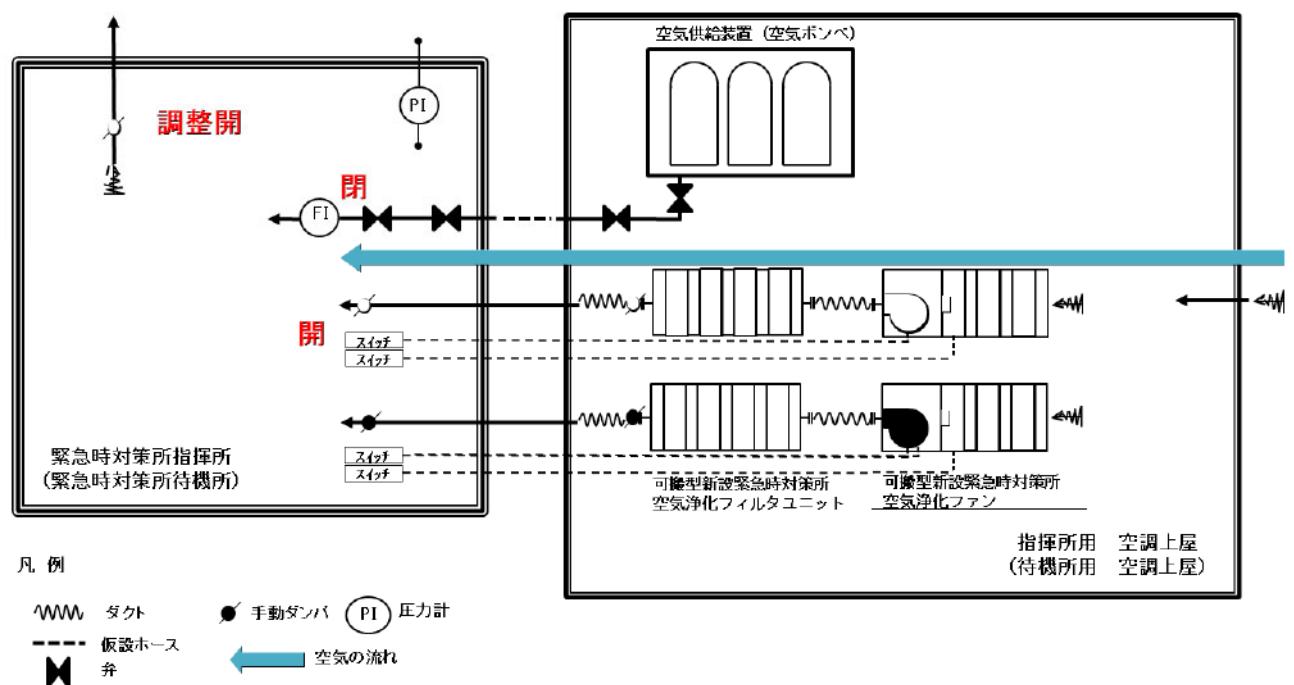


図2.4-1 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図  
(プルーム通過前及び通過後：可搬型緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)

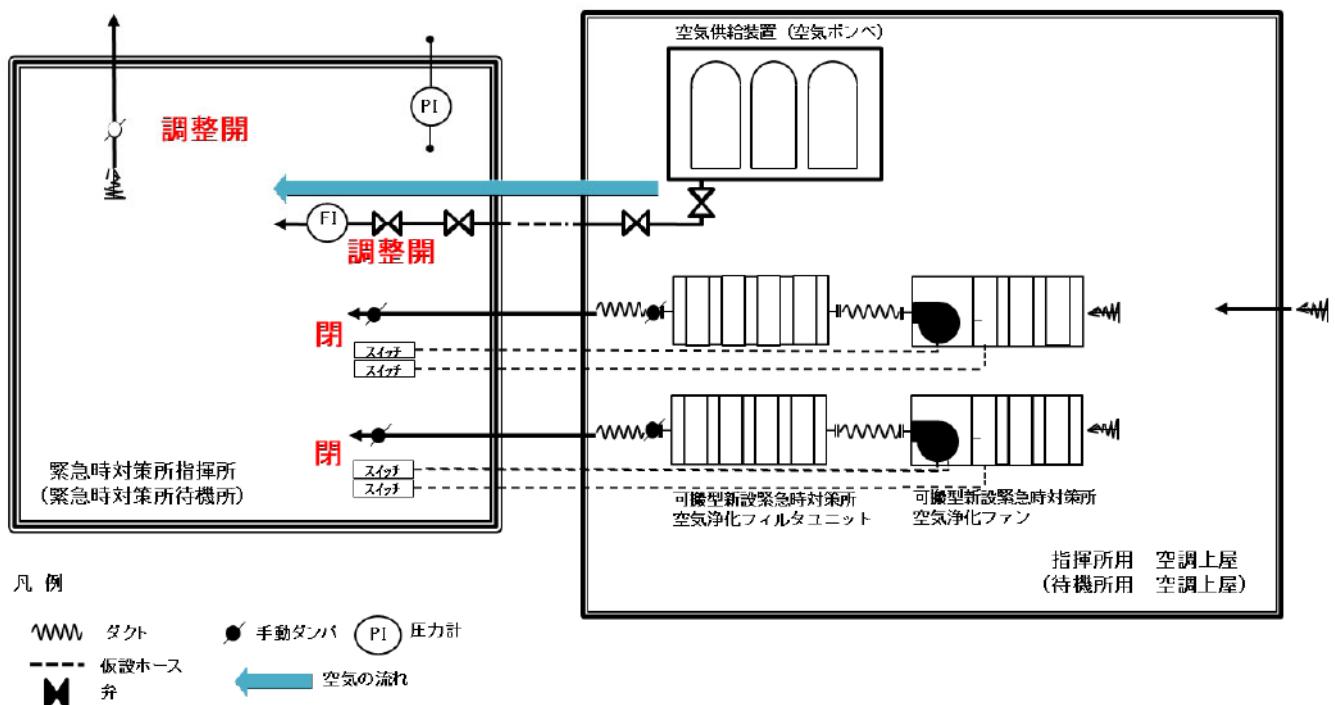


図 2.4-2 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図  
(ブルーム通過中：緊急時対策所 空気供給装置による正圧化)

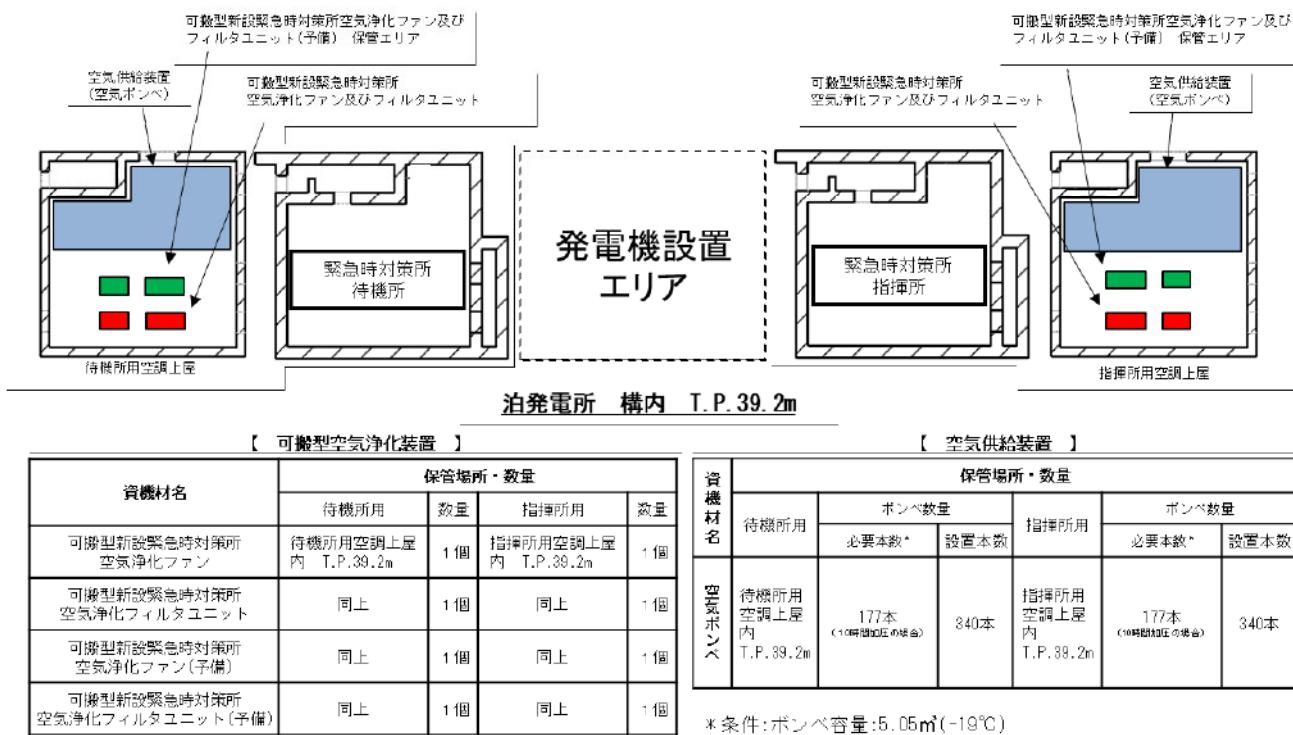


図 2.4-3 緊急時対策所 緊急時対策所換気空調設備配置図

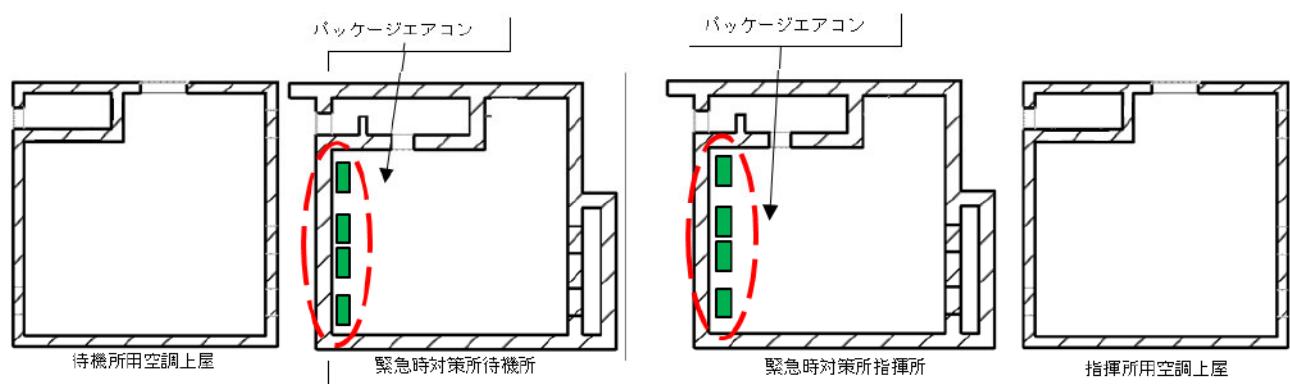


図 2.4-4 パッケージエアコン配置図

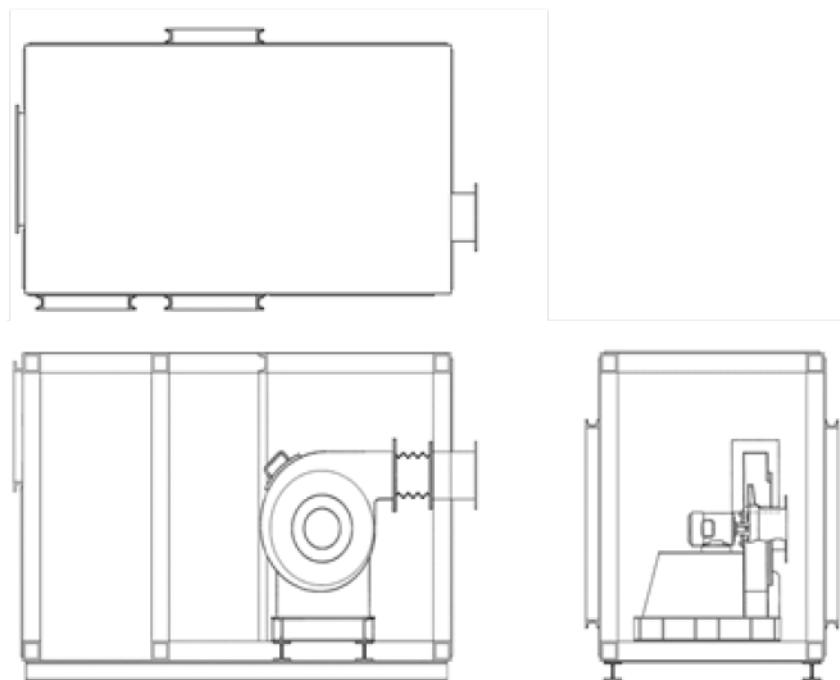


図 2.4-5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図

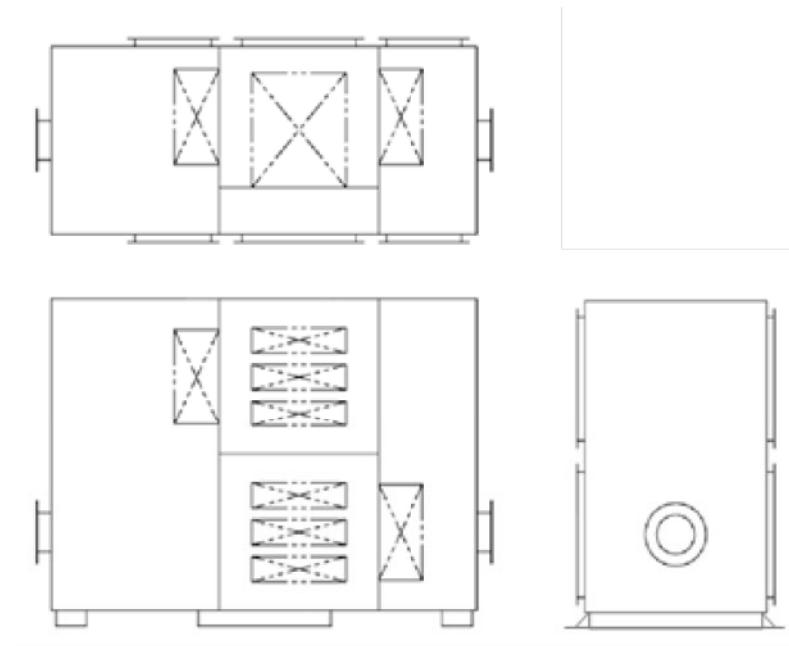


図 2.4-6 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図

表 2.4-2 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率

種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]
微粒子フィルタ	99.97(0.15 μmDOP粒子)	99.99(0.7 μmDOP粒子)
よう素 フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75

表 2.4-3 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量

種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量
微粒子フィルタ	約310mg	約1400g／台
よう素 フィルタ	約1.1mg	約240g／台

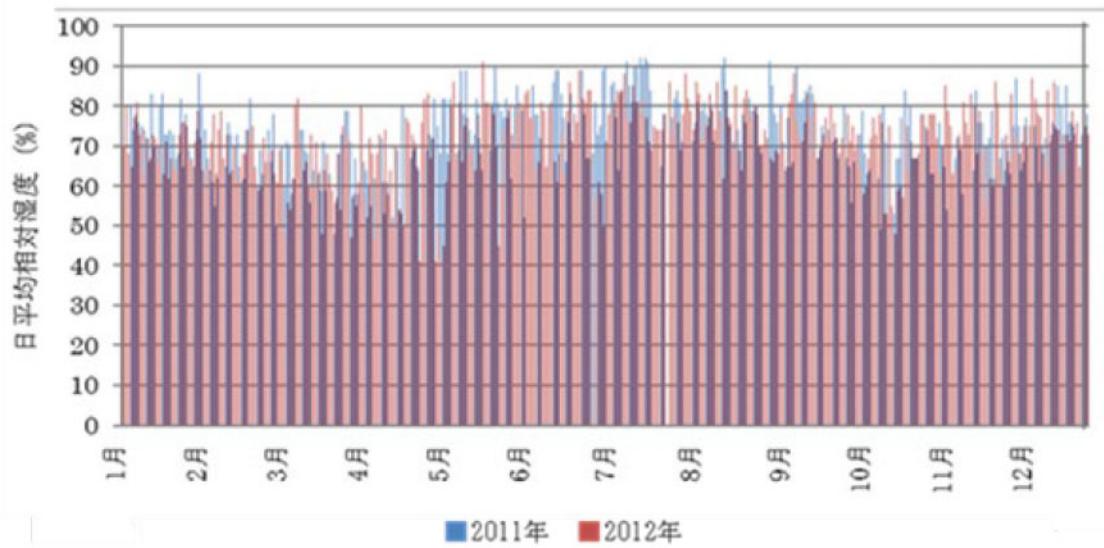


図 2.4-7 2011 年 1 月～2012 年 12 月の日平均相対湿度

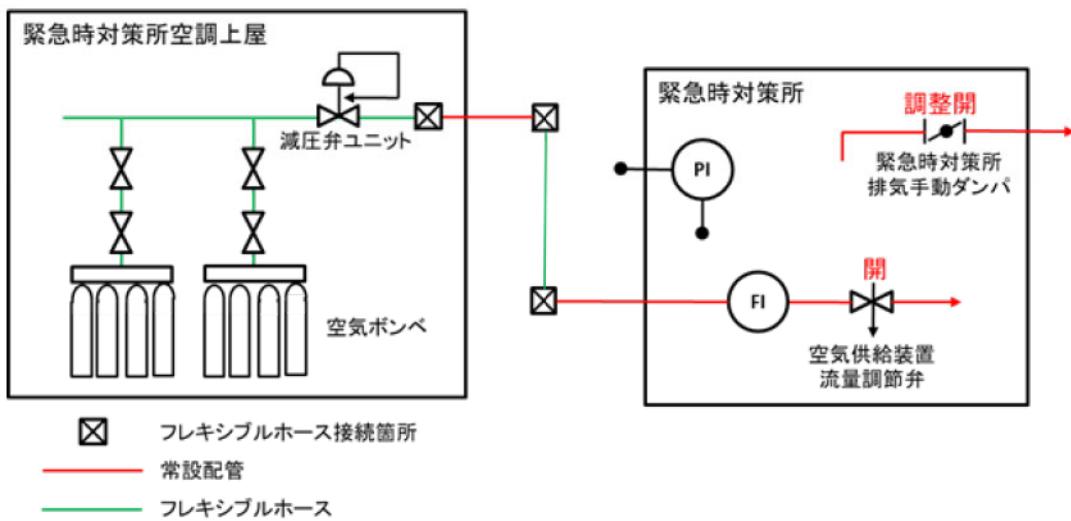


図 2.4-8 空気供給装置 系統概要図

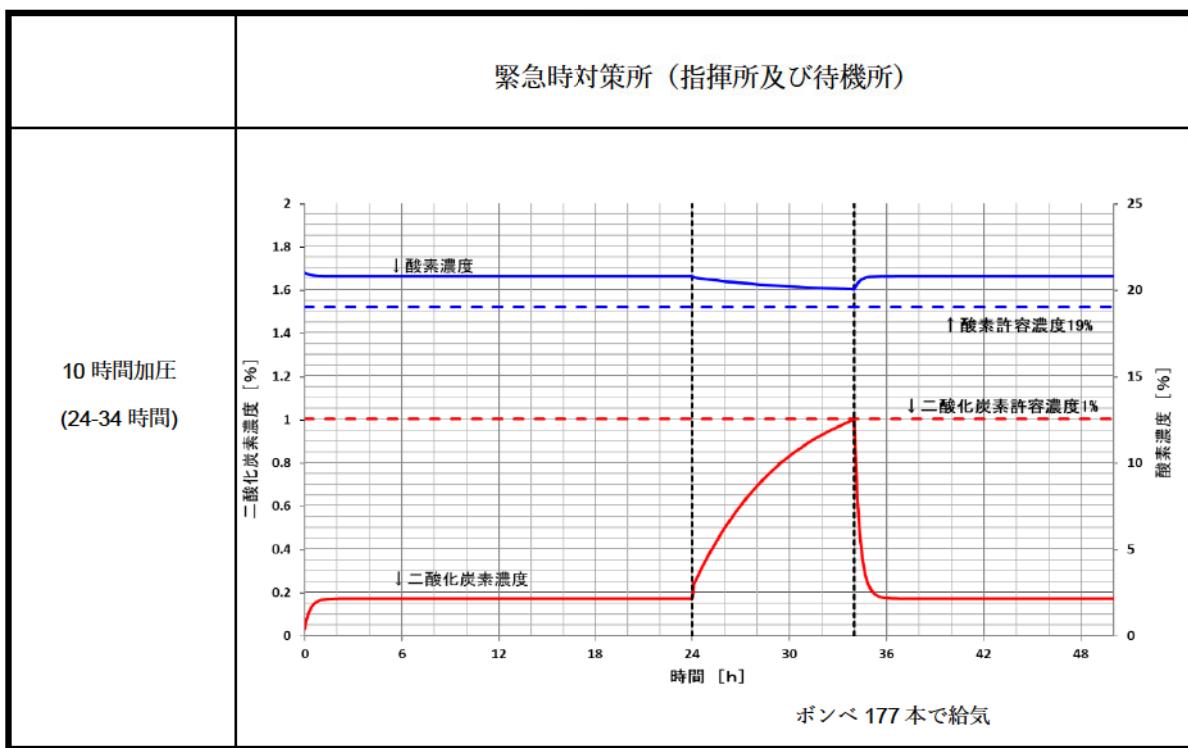


図 2.4-9 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

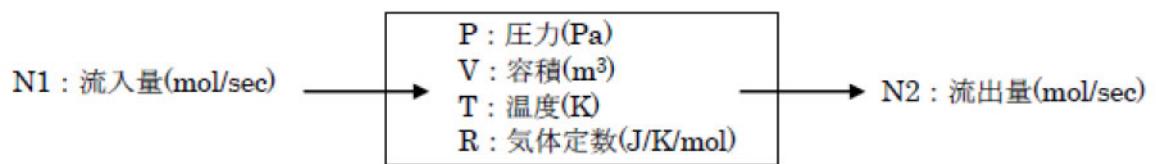


図 2.4-10 緊急時対策所加圧設備加圧バウンダリ正圧化モデル

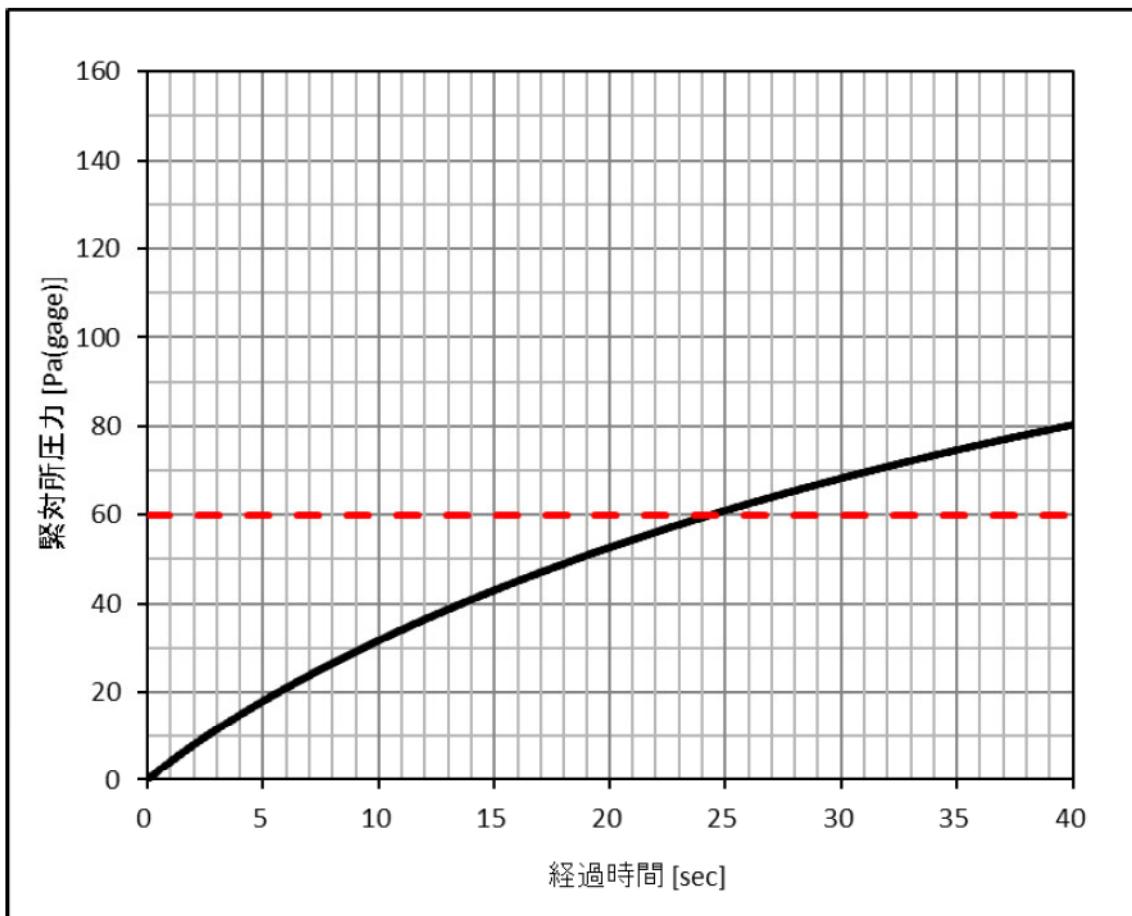
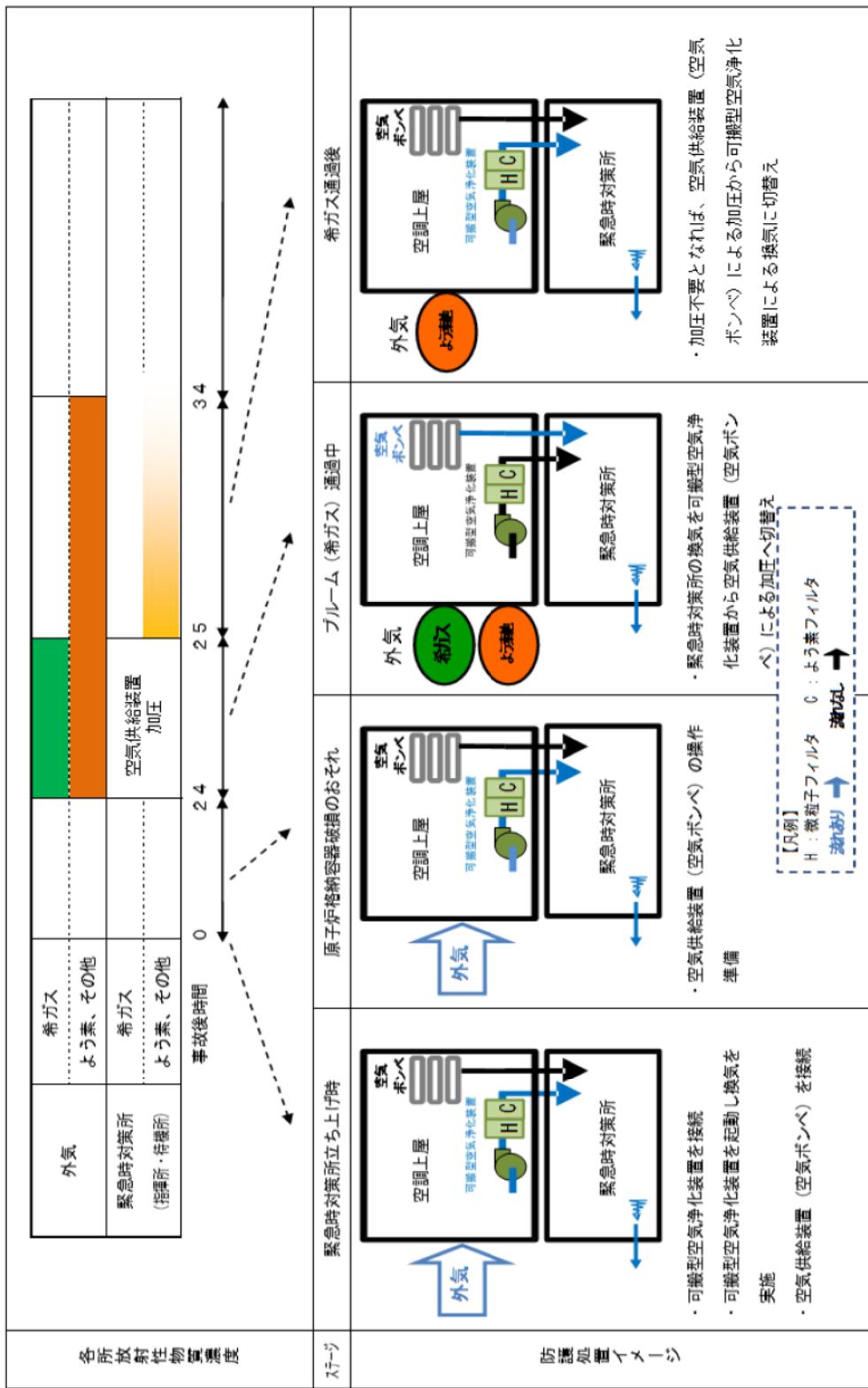


図 2.4-11 緊急時対策所差圧 60Pa の確立時間 評価結果

表 2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用

時 期	内 容
緊急時対策所立ち上げ時	<ul style="list-style-type: none"> <li>「可搬型空气净化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。</li> <li>「空気供給装置」の系統構成を行う。</li> <li>「可搬型モニタリングポスト」及び「可搬型気象観測設備」を設置し、起動する。</li> <li>「緊急時対策所可搬型エリアモニタ」を設置し、起動する。</li> </ul>
原子炉格納容器破損(ブルーム放出)のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>パラメータの監視強化及び「空気供給装置」の操作準備</li> </ul> <p>モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を開むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかが <math>0.01\text{mGy/h}</math> 以上</p> <p>・プラント状況 (炉心損傷等) 炉心温度 : <math>350^\circ\text{C}</math>以上 格納容器高レンジエリアモニタ : <math>1 \times 10^5 \text{mSv}/</math></p>
ブルーム(希ガス)接近	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力の急減下で、</li> </ul> <p>モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を開むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかがの指示値が <math>5 \text{mGy/h}</math> 以上とな</p> <p>・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が <math>0.1\text{mSv/h}</math> 以上となった場合</p>
希ガス通過後	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が低下安定</li> <li>緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの指示値が低下安定又は <math>0.5\text{mGy/h}</math> を下回り安定</li> </ul> <p>よう素やセシウム等に比べ放出されやすい希ガスの放出が終息する時期(空気ポンベ加圧開始1時間後)を目途に、原子炉格納容器圧力や緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの指示値が低下し安定又は <math>0.5\text{mGy/h}</math> を下回り安定している条件で、空気ポンベの残圧があるうちに「可搬型空气净化装置」による換気に切替える。</p>



\*緊急時対策所の空調設備の運用は、「緊急時対策所指揮所－指揮所用空調上屋」、「緊急時対策所待機所－待機所用空調上屋」の組合せとなる。

図 2.4-12 緊急時対策所換気空調設備等のイメージ図

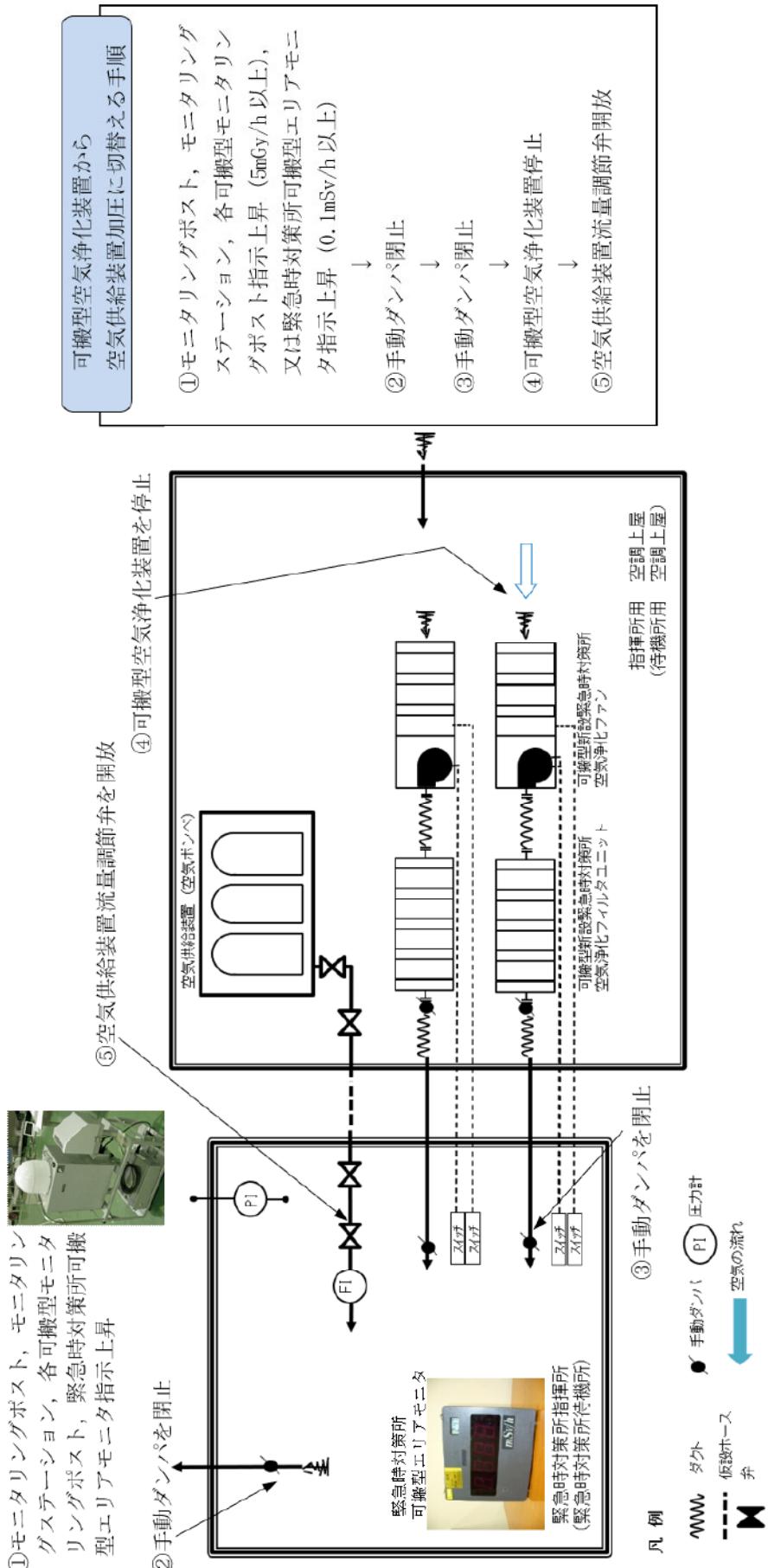


図 2.4-13 可搬型空気浄化装置から空気供給装置加圧に切替える  
イメージ図

表 2.4-5 緊急時対策所に係る操作等の判断基準

NO	操作等	状況	監視パラメータ	判断基準
1	空気供給装置加圧に係る準備(操作要員の配置やパラメータの監視強化)	・炉心損傷が発生し、放射性物質が大気に放出される可能性がある場合	①モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	・0.01 mGy/h 以上
		・炉心損傷以前に原子炉格納容器が損傷又はその可能性がある場合	②原子炉格納容器損傷に係る監視 ・中央制御室からの連絡 炉心温度：350°C以上 格納容器高レンジエリアモニタ： $1 \times 10^5$ mSv/h 以上 ・緊急時対策所におけるプラント状態監視	・原子炉格納容器破損又はその可能性
2	緊急時対策所の換気を「可搬型空気浄化装置」から「空気供給装置による加圧」に切替え	・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺にブルームが流れてくると共に、緊急時対策所内に可搬型空気浄化装置で除去できない希ガスが放出された場合	①モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	・5 mGy/h 以上
			②緊急時対策所可搬型エリアモニタ	・0.1 mSv/h 以上
3	緊急時対策所の換気を「空気供給装置による加圧」から「可搬型空気浄化装置」に切替え	・破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終息	①可搬型モニタリングポスト	・指示値が希ガス放出時に比べ急激に低下し安定又は0.5mGy/h以下で安定した場合
		・風向の変化	①可搬型モニタリングポスト ②可搬型気象観測設備	・緊急時対策所の方向にブルームが来ない場合
4	緊急時対策所を出て、屋外活動を再開する準備	・原子炉格納容器の圧力が低下して安定し、モニタリングポスト等の線量率が屋外作業可能なレベルまで低下	①原子炉格納容器圧力等	・安定
			②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト、サーベイメータ	・放射線測定結果により判断

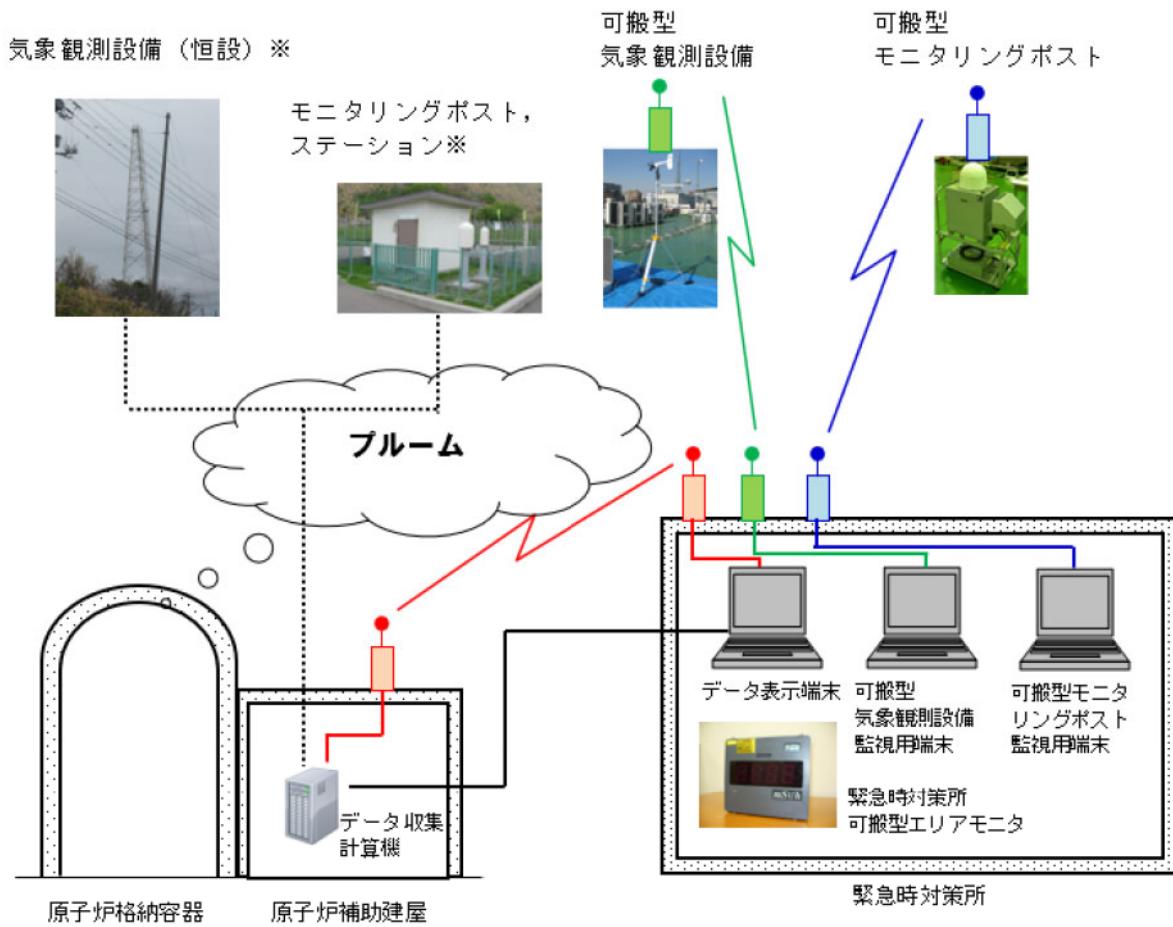


図 2.4-14 パラメータ監視設備運用イメージ図

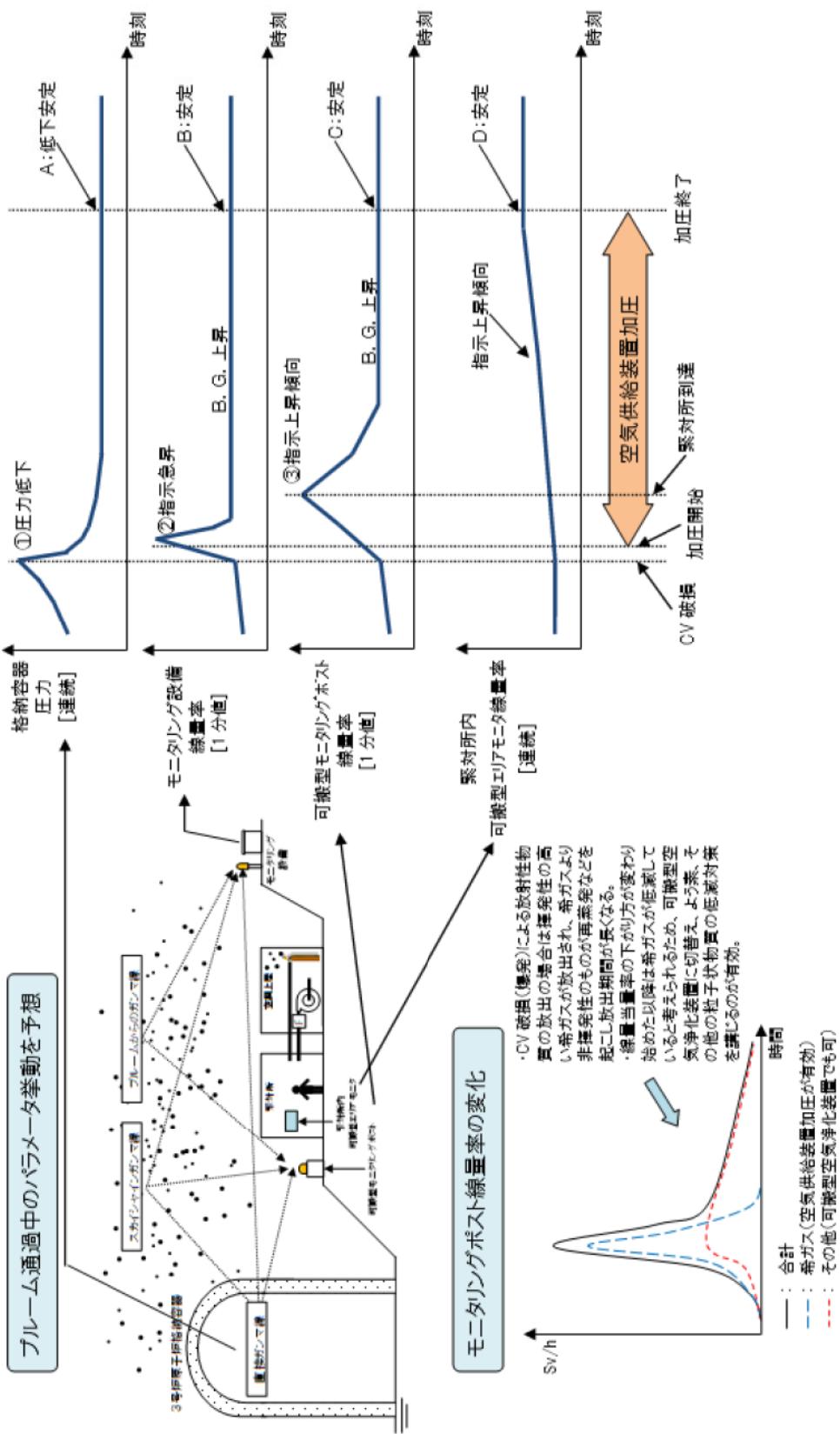


図 2.4-15 空気供給装置加圧に係るイメージ図

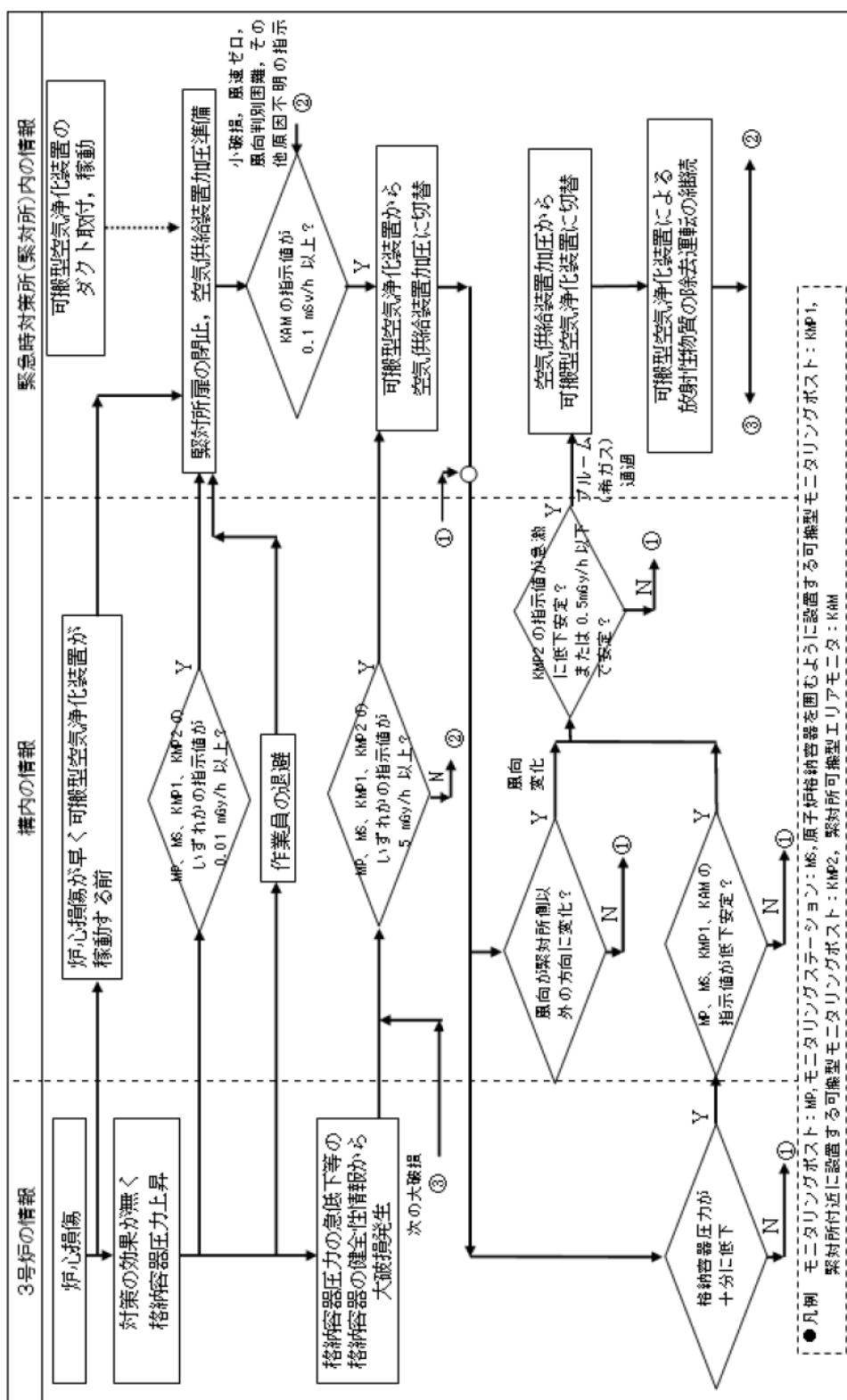
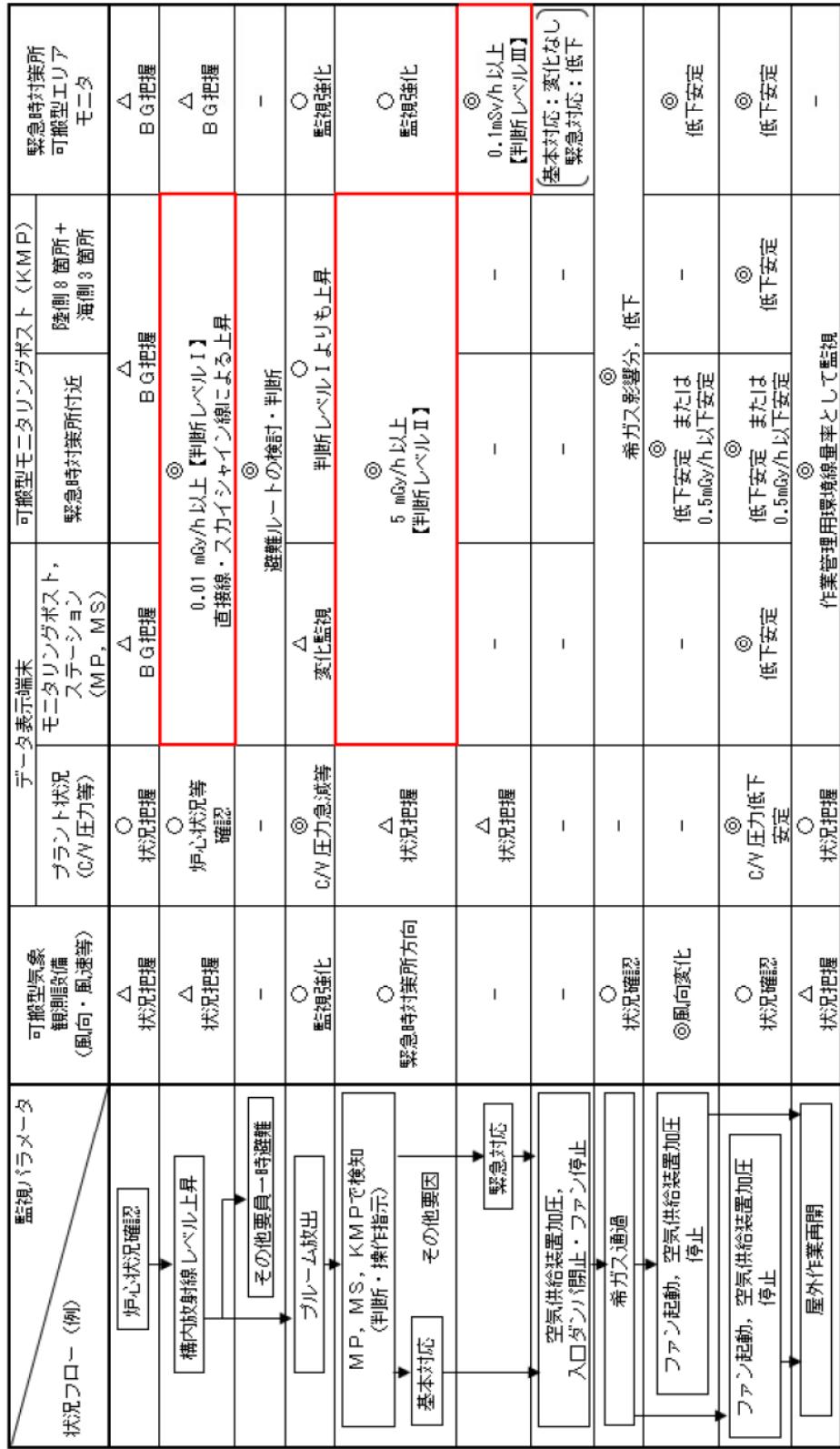


図 2.4-16 緊急時対策所換気空調設備の運用基本フロー



◎: 判断の主たるパラメータ, ○: 判断のための補助的なパラメータ, △: 状況確認等として参考的に確認するパラメータ  
〔 〕: 操作の結果を確認するパラメータ

図 2.4-17 状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

表2.4-6 判断基準値の考え方

判断基準値	考え方
モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト（緊急時対策所付近、陸側8箇所、海側3箇所）	<p>0.01 mGy/h 以上 【判断レベルⅠ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気供給装置加圧に係る準備（操作要員配置やパラメータ監視など）を行うための指標として設定する。</li> <li>・平常時における発電所構内のバックグラウンド（概ね数十 nGy/h 程度）よりも十分に高い値とすることで、誤判断を防止する。</li> <li>・モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト（緊急時対策所付近、陸側8箇所、海側3箇所）において、プルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線・スカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、最低で約 0.017 mSv/h であり確実に判断できる。</li> </ul>
	<p>5 mGy/h 以上 【判断レベルⅡ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希ガス等の侵入防止（空気供給装置加圧、可搬型空气净化装置停止等）を行うための指標として設定する。</li> <li>・判断レベルⅠ（0.01 mGy/h）よりも十分に高くプルームが放出されるまでの間で発電所構内の線量率が最大となる線量率よりも高い線量率とすることで、誤判断を防止する。</li> <li>・モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト（緊急時対策所付近、陸側8箇所、海側3箇所）において、プルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線・スカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、最高で約 3.5 mSv/h であり確実に判断できる。</li> </ul>
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	<p>0.1mSv/h 以上 【判断レベルⅢ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト等による検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。</li> <li>・緊急時対策所可搬型エリアモニタにおける泊発電所3号炉1基分の直接線・スカイシャイン線量を評価した結果、判断レベルより 3 衍低い線量率であるため無視できる。</li> <li>・被ばく防護上は希ガス侵入量を少なくする（判断基準値を低めに設定する）。</li> </ul>

No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離
①	約980 m	⑥	約600 m	⑪	約820 m
②	約1,040 m	⑦	約630 m	⑫	約580 m
③	約880 m	⑧	約300 m	—	—
④	約690 m	⑨	約300 m	—	—
⑤	約590 m	⑩	約420 m	—	—

注：現場の状況により適宜配置を変更する。

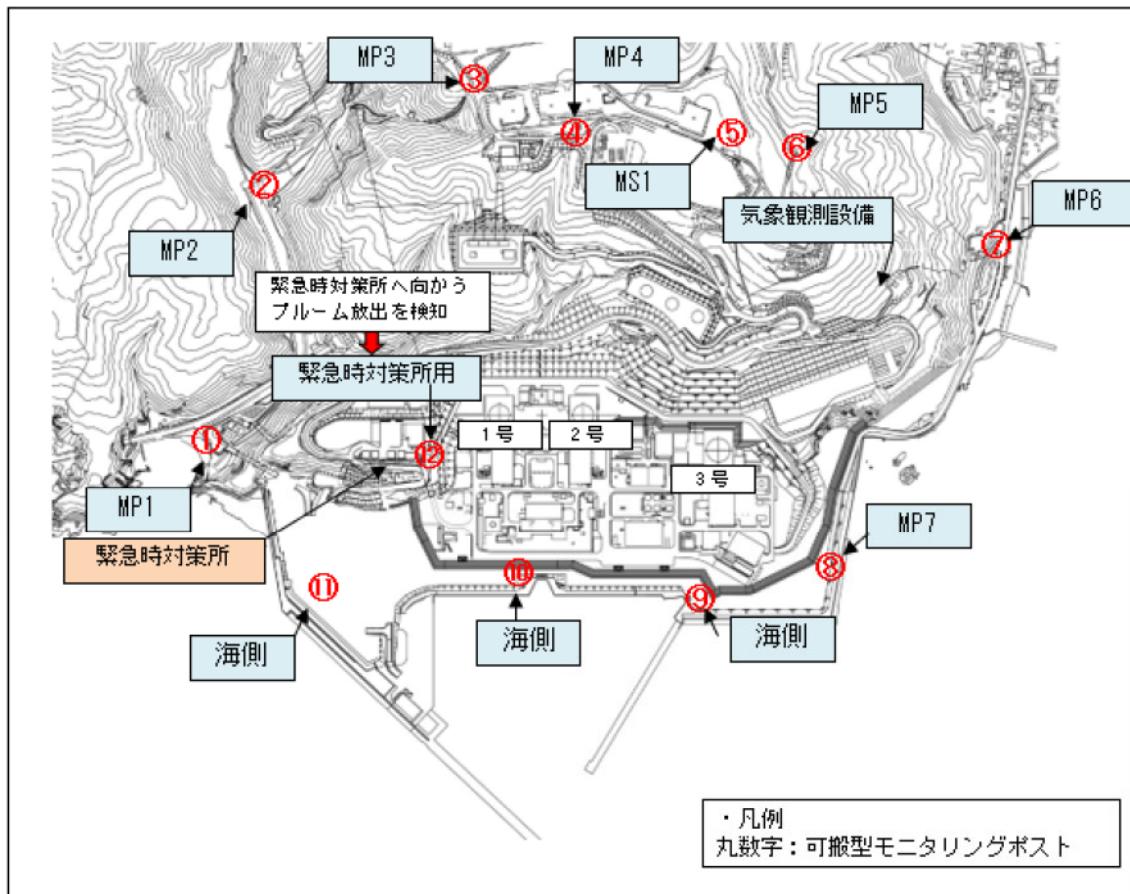


図 2.4-18 可搬型モニタリングポストの設置場所

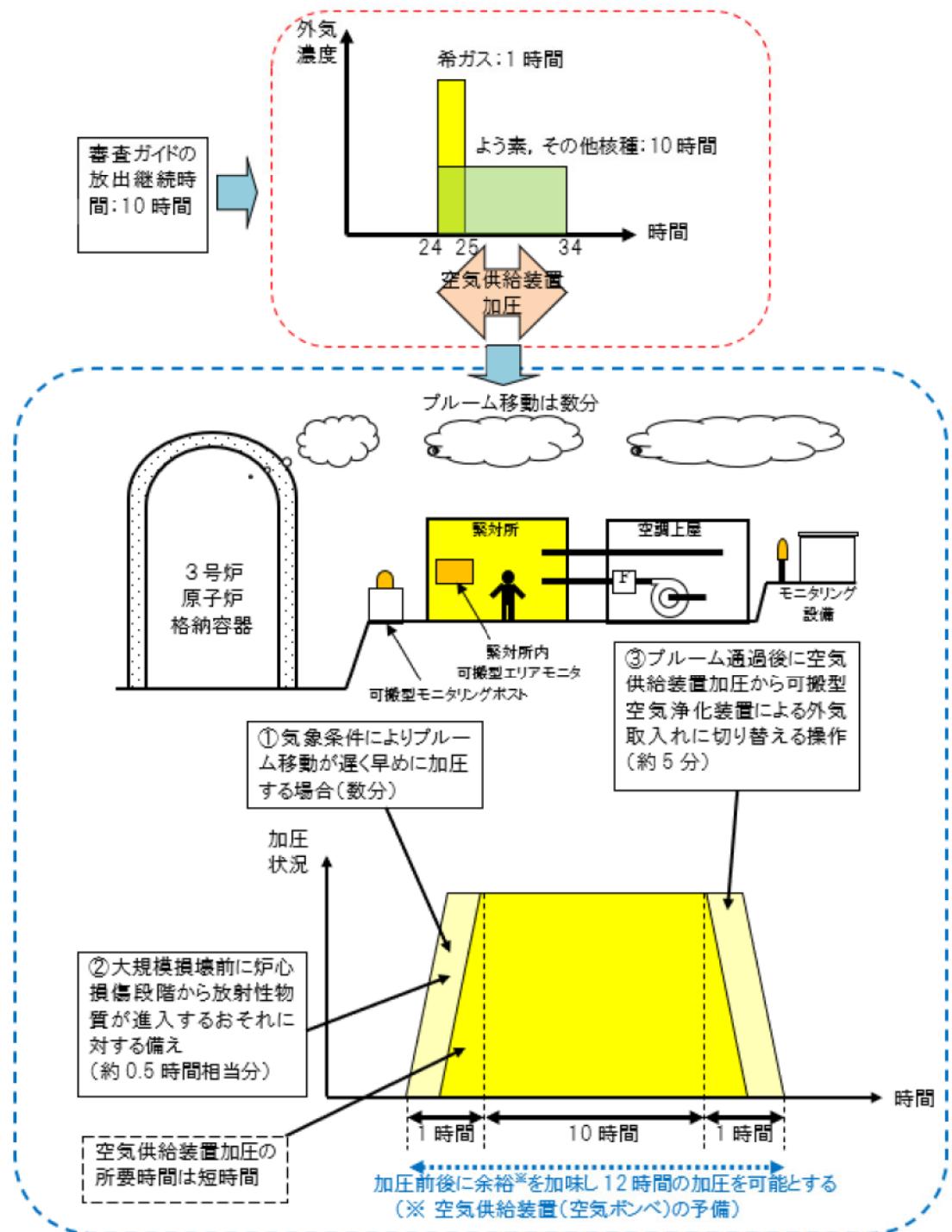


図 2.4-19 空気供給装置加圧時間の考え方（イメージ）

### 3号炉と緊急時対策所の位置関係

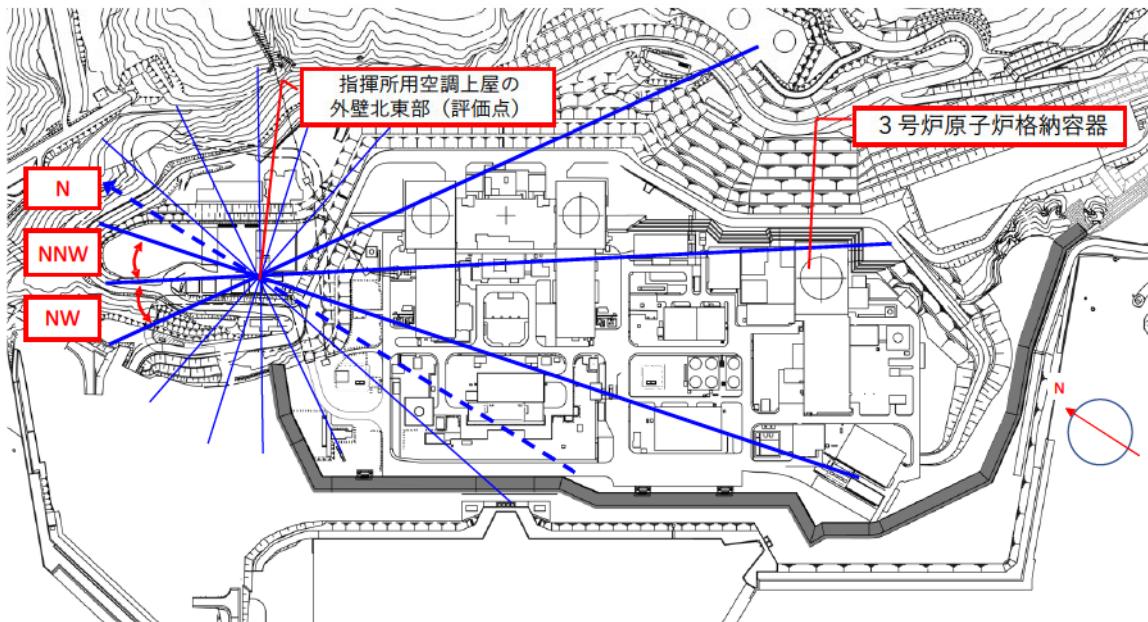


図 2.4-20 3号炉と緊急時対策所の位置関係

### 風配図(1997年, 2021年)

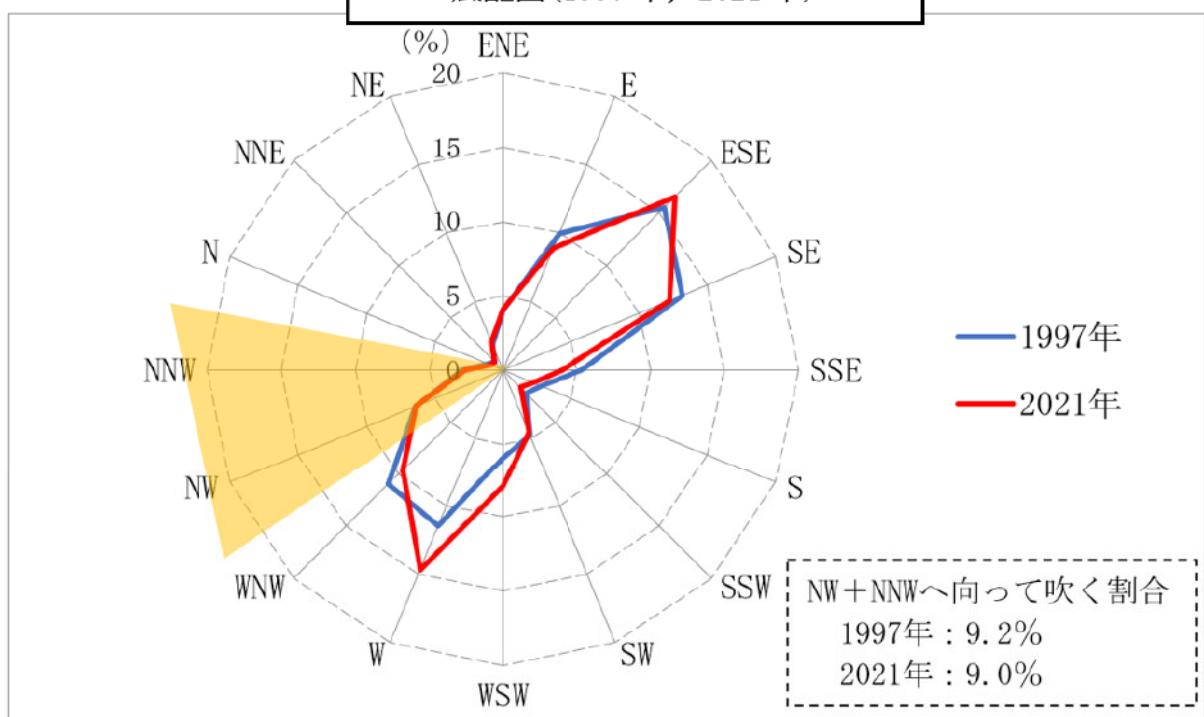


図 2.4-21 風配図

3号炉から緊急時対策所への風向が継続する割合  
(1997年, 2021年)

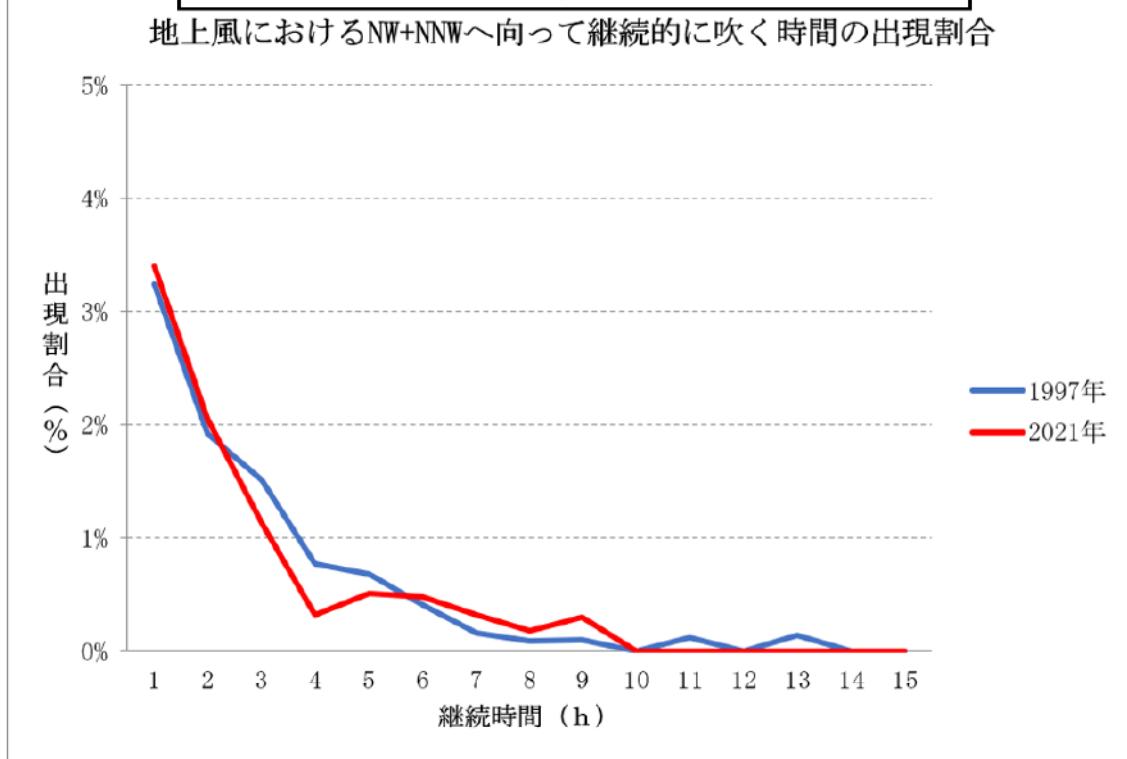


図 2.4-22 3号炉から緊急時対策所への風向が継続する割合

表 2.4-7 緊急時対策所換気空調設備の運用

	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	空気供給装置 (空気ボンベ)
ブルーム通過前	運転 [外気取入れ]	停止
ブルーム通過中	停止	使用 [正圧維持]
ブルーム通過後	運転 [外気取入れ]	停止

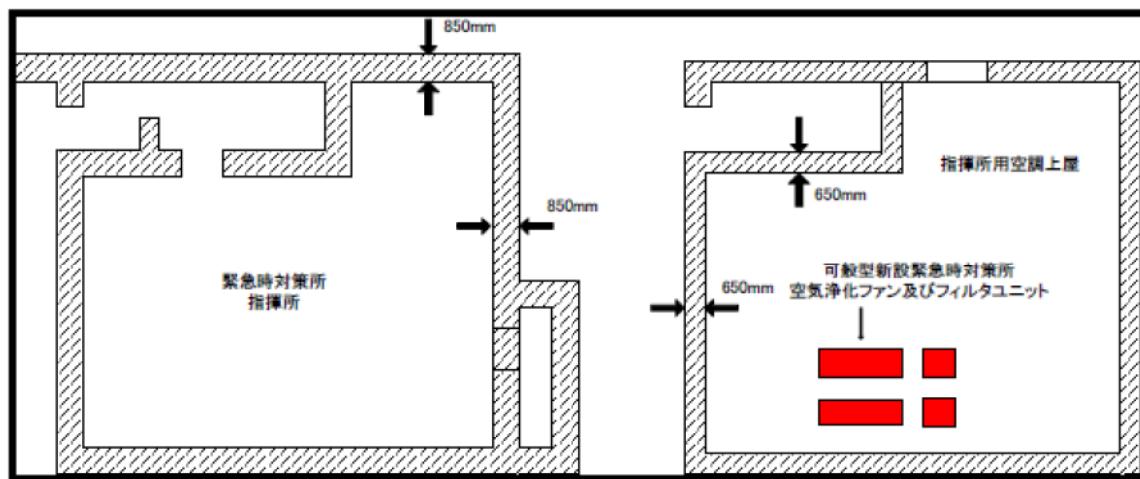
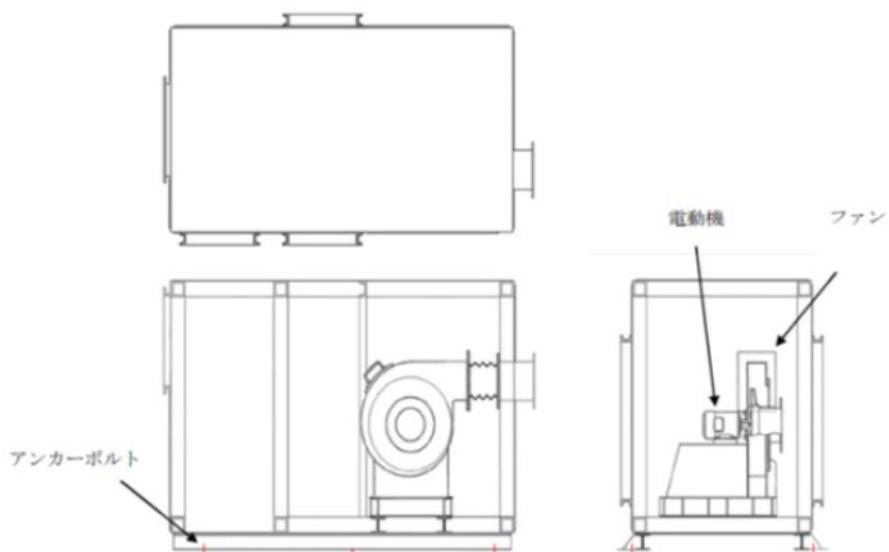
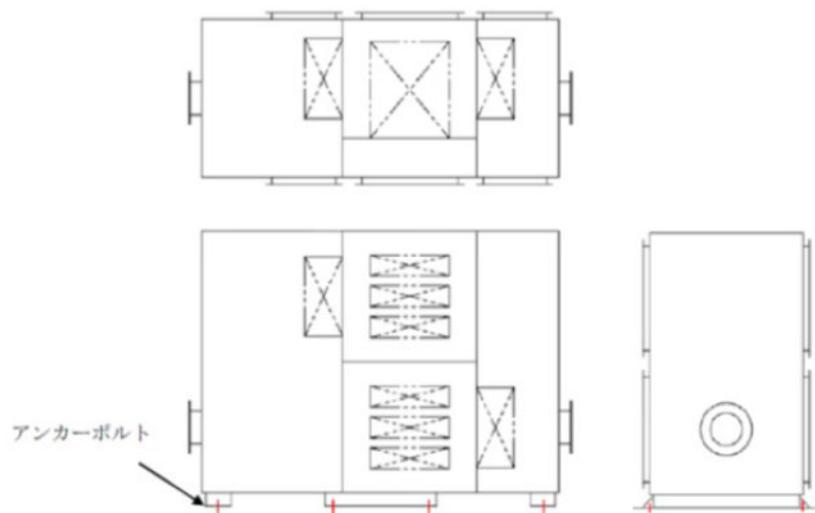


図 2.4-23 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット設置位置



第1図 外形図(可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン)

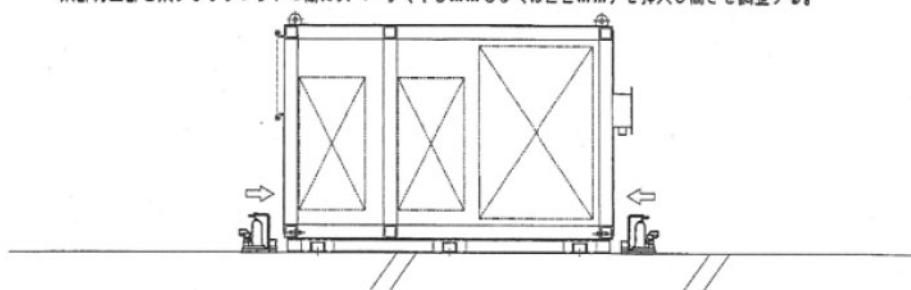


第2図 外形図(可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット)

## ファンケーシング搬送要領図

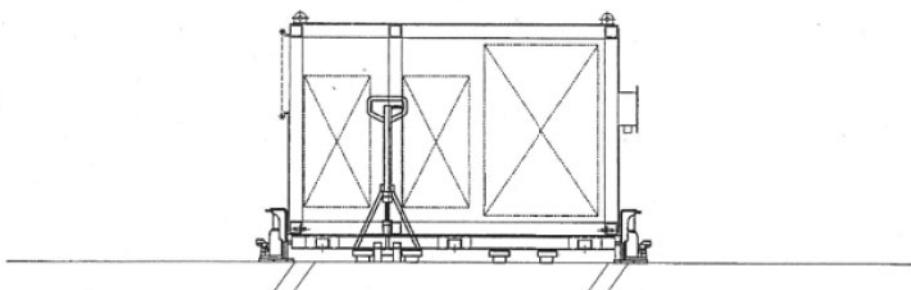
### 1) 搬送準備

油圧ジャッキを4台を準備し、左右2台づつジャッキの爪部分をケーシングベース下へ挿入する。  
爪部分上部と爪アタッチメントの間にスペーサ(19mmもしくは22mm)を挿入し高さを調整する。



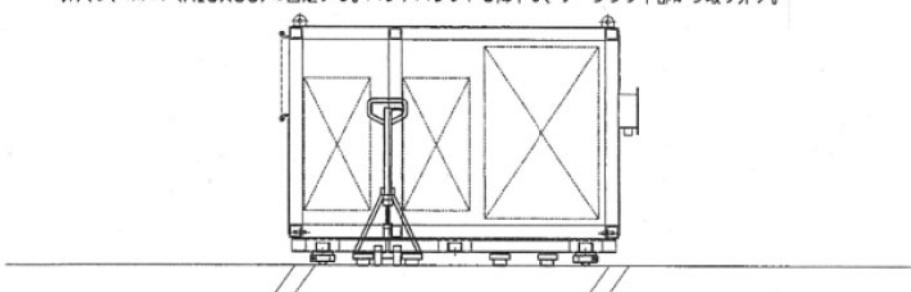
### 2) リフトアップ

油圧ジャッキ4台で約130mmジャッキアップし、ハンドパレット(L=1400mm)を  
図中手前、奥より1台づつ挿入する。



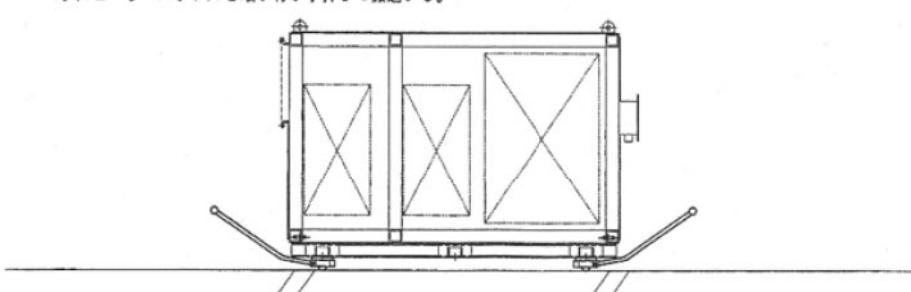
### 3) チルローラー装着

ハンドパレットをリフトアップし、床面にチルローラ装着の障害となる埋設物が無い場所へ  
ファンケーシングを移動する。チルローラーをファンケーシング据付ベースアンダル下部に  
挿入し、ボルト(M16×35)で固定する。ハンドパレットを落話し、ケーシング下部から取り外す。



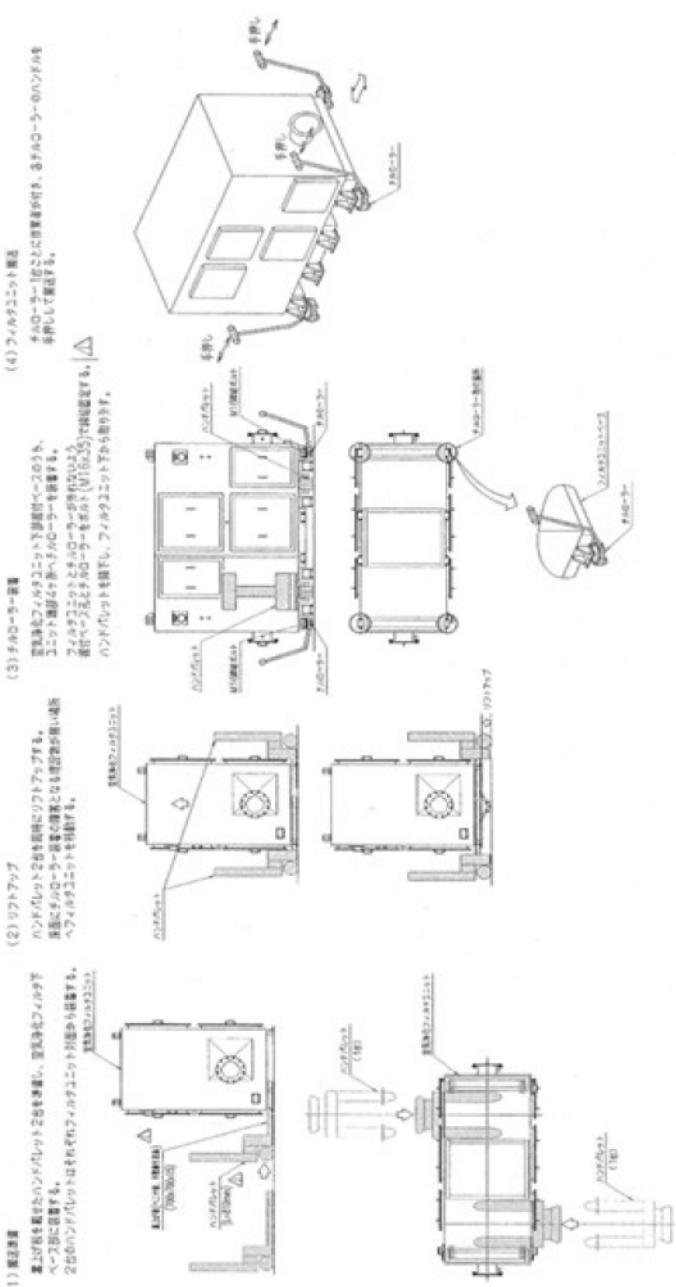
### 4) ファンケーシング搬送

チルローラーハンドルを取り付け手押しで搬送する。



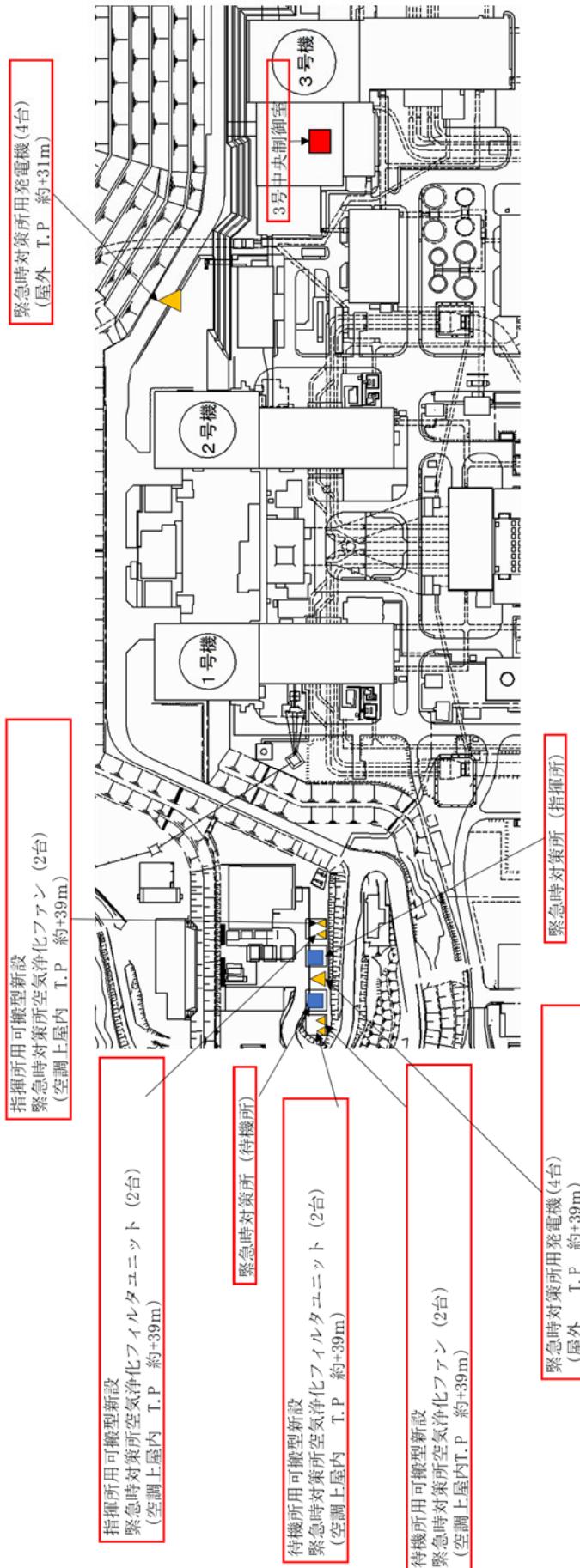
第3図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング取替手順図

### 空気浄化ユニット取扱説明書



第4図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ユニット取扱手順図

配置図



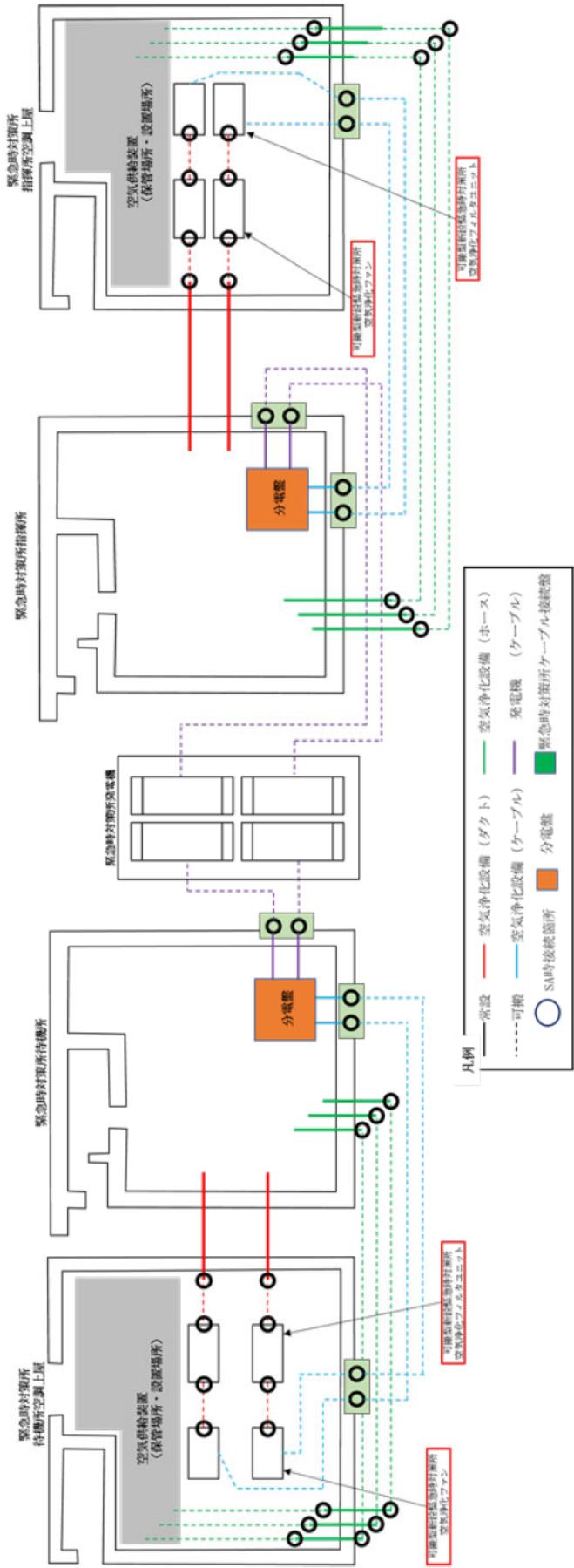
第5図 緊急時対策所機能に係る設備保管場所

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

	可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	空気浄化設備運搬用機器により取り出しできる構造	-	機械基礎に基礎ボルト等で機器を固定する構造
操作性	○	常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続規格等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能	◎	接続等が不要
故障時の対応	◎	故障時及び保守点検による待機除外時に予備機を1基設置しているため切替が可能であり、一体で交換できるため早期復旧が可能	○	故障時及び保守点検による待機除外時には予備機を1基設置した場合、切替が可能であるが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能。
総合評価	○		◎	

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備		屋内設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	機器の主要部材について屋外環境に耐える設計	-	機器への風雪による影響については考慮不要。
操作性	○	設置場所にて操作可能	○	設置場所にて操作可能
故障時の対応	◎	故障時にはクレーンやトラックがアクセスしやすく、分解又は持ち出しが容易。	○	故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておく。
環境条件	○	屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	屋内に設置するため、風雪等の環境条件について考慮不要。
総合評価	○		◎	



第1図 緊急時対策所の可搬型重大事故等対処設備の接続箇所

第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理

記載個所	記載内容
設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>（以下略）</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</li> <li>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</li> <li>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</li> </ul> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条 1 項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。</p> <p>第四十三条 2 項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条 3 項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>

記載箇所	記載内容
設置変更許可申請書	<p>【本文】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所(P.59~)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備(p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備(p.69~)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>

記載箇所	記載内容
設置変更許可申請書	<p>(c-3)環境条件  (c-3-1) 環境条件 (p.81)  中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び<u>緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</u></p> <p>又、その他発電用原子炉の附属設備の構造及び設備  (3)その他の主要な事項  (vi) 緊急時対策所 (p.241)  <u>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>【添付資料八】</p> <p>1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針  1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等  (1) 多様性、位置的分散(p.8-1-17)  a.常設重大事故等対処設備  常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u>  b. 可搬型重大事故等対処設備(p.8-1-20)  可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>

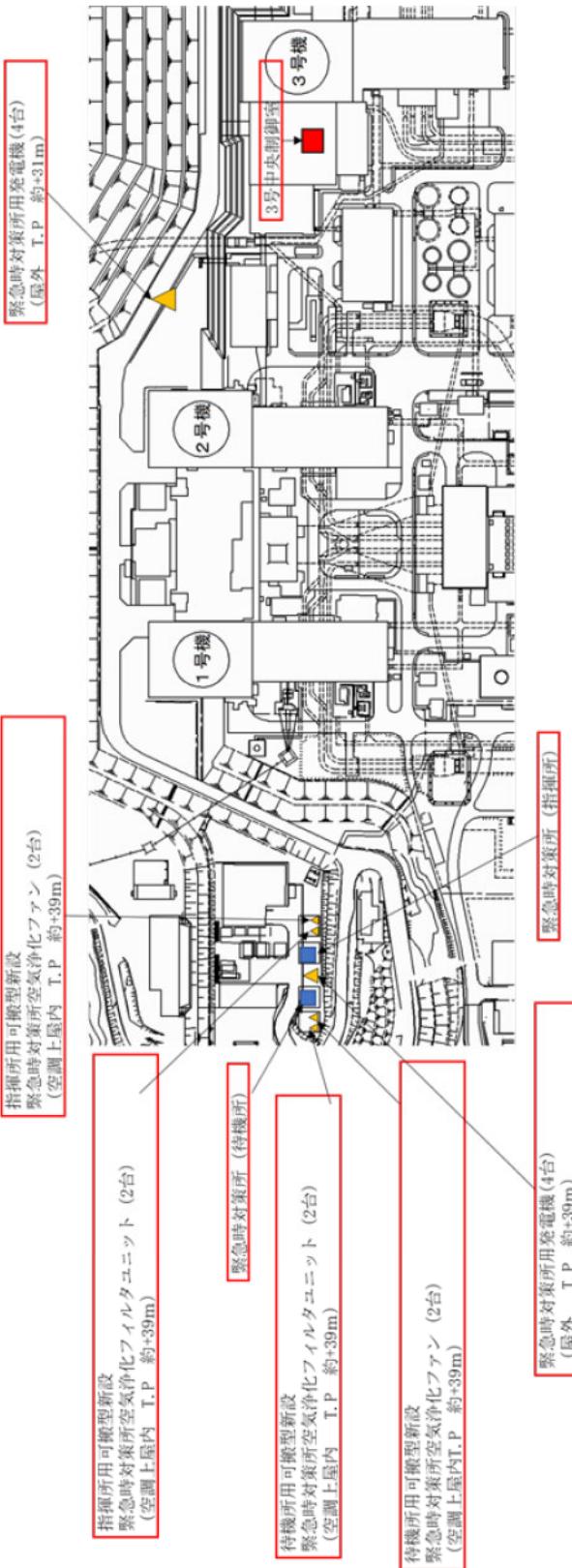
記載箇所	記載内容
設置変更許可申請書	<p>1.1.10.3 環境条件等</p> <p>(1) 環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針(p.8-10-87~)</p> <p><u>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散(p.8-10-93~)</p> <p><u>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所造へい並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>

記載箇所	記載内容
設置変更許可申請書	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1基で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2基、合計4基を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で指揮所、待機所それぞれに給電するためには必要な容量を有するものを予備も含めて8台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p><b>10.9.2.2.4 環境条件等(p.8-10-97~)</b></p> <p><u>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</u></p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、<u>重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする</u>。操作は設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、空調上屋内に保管及び設置するため、<u>重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする</u>。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、<u>重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする</u>。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、<u>重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする</u>。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>

第3表 泊3号炉 重大事故対処設備の位置的分散に係る具体的な内容（61条）

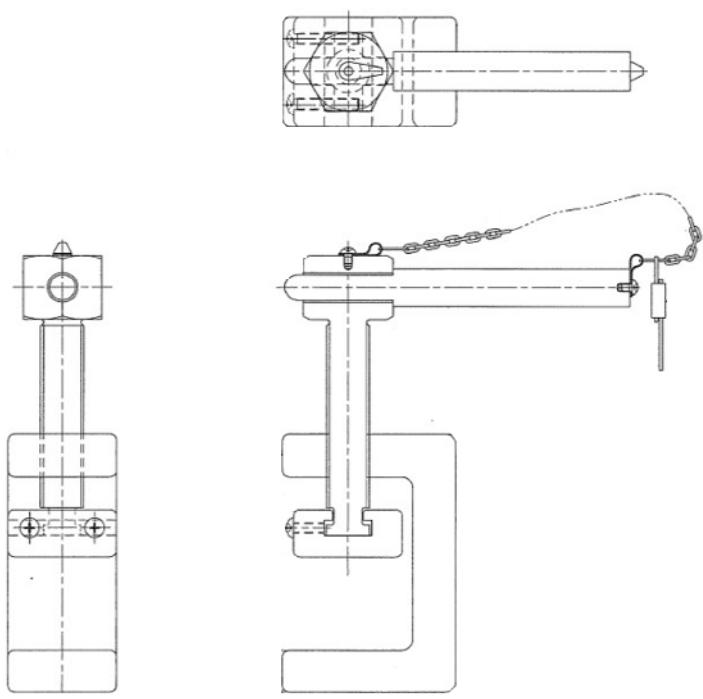
屋外重大事故等対処設備	設備詳細	常設/可搬	設備の持つ機能 (関連条文)	機械喪失を想定する 設備基準事故対処設備	同じ機能を有する 重大事故等対処設備	位置的分散に係る設計内容
緊急時対策所用発電機	発電機 ケーブル	可搬 常設/可搬	①代替交流電源（61条） ①居住性の確保（61条）	①なし ①なし	①なし（複数配備） ①なし（複数配備）	・原子炉建屋から、100m以上の離隔距離を確保する ・電源車同士で100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管。
可搬型空気浄化装置	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン ダクト	可搬 常設/可搬	①居住性の確保（61条）	①なし	①なし（複数配備）	・原子炉建屋から、100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めているため、 ・空調上層内に転倒防止のためにアンカー等で固定しているため、 ・地震等による損傷はなく、機能は損なわれない。
空気供給装置	ケーブル 空気供給装置 ホース 恒設配管	常設 可搬 可搬 常設	①居住性の確保（61条）	①なし	①なし	・原子炉建屋から、100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めているため、 ・空調上層内に転倒防止のためにアンカー等で固定しているため、 ・地震等による損傷はなく、機能は損なわれない。

配置図



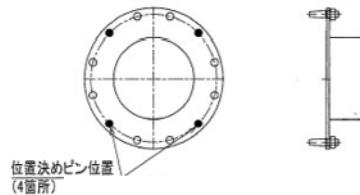
		経過時間(分)															備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
手順の項目	要員(数)	約1時間 ▽ 可搬型空气净化装置による換気開始															
緊急時対策所 空气净化装置 の起動	事務局員	4	準備														
			指揮所														指揮所空気净化装置電源ケーブル・ダクト敷設
																	ファン起動
			準備														
	事務局員	4	待機所														待機所空気净化装置電源ケーブル・ダクト敷設
																	ファン起動
			準備														
緊急時対策所 空気供給装置 の系統構成	事務局員	4	準備														
																	仮設ホース敷設
																	指揮所
																	ラインアップ
	事務局員	4	準備														
																	仮設ホース敷設
																	待機所
																	ラインアップ

第2図 緊急時対策所空气净化装置タイムチャート

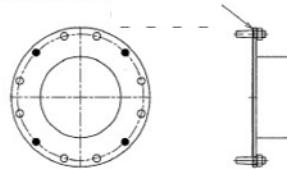


#### 取付要領図

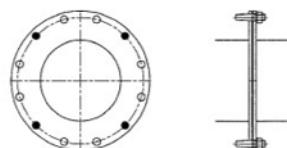
1. 固定側のフランジに位置決めピンを挿入する。(4箇所)



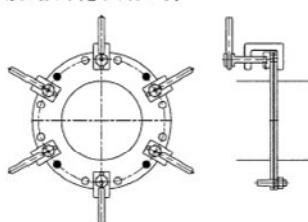
2. ガスケットを装着する。 ガスケット



3. 接続側のフランジをガスケット面に装着する。



4. 簡易脱着治具を取り付ける。



第1図 可搬型空气净化装置 可搬ダクト接続部

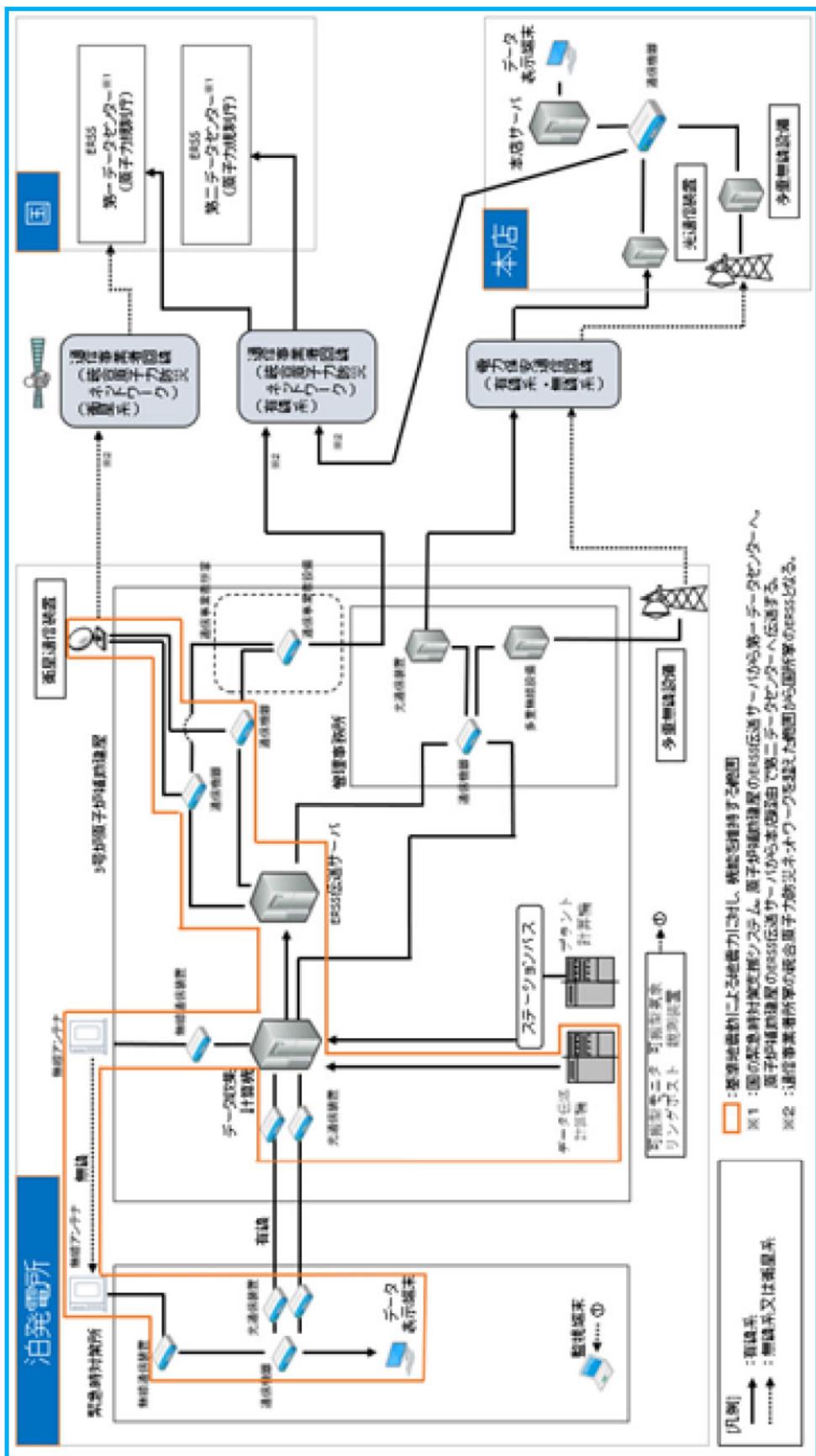


図 2.5-1 緊急時対策所必要な情報を把握するための設備の概要

34-別添 1-106

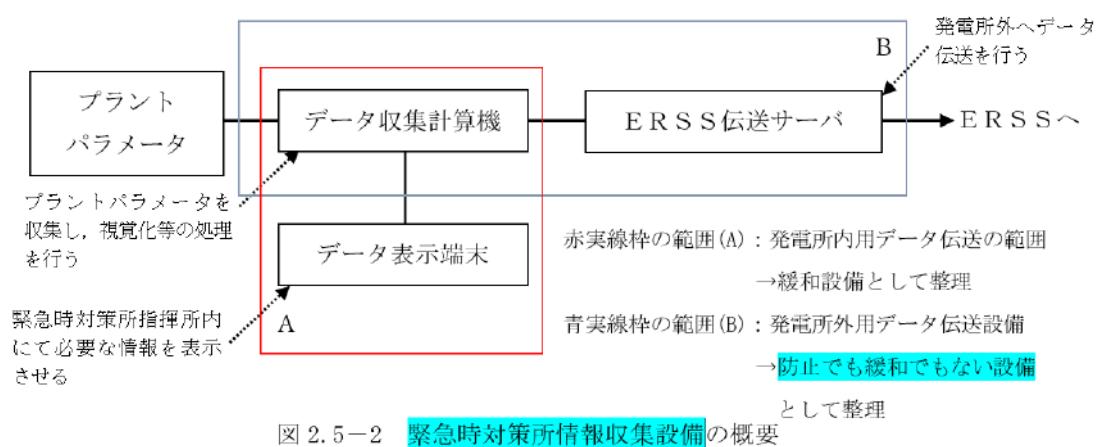


表 2.5-1 データ表示端末で確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子源領域中性子束
	中間領域中性子束
	出力領域中性子束
	ほう酸タンク水位
炉心冷却の状態確認	加圧器水位
	1次冷却材圧力（広域）
	1次冷却材温度（広域－高温側，低温側）
	主蒸気ライン圧力
	高圧注入流量
	低圧注入流量
	燃料取替用水ピット水位
	蒸気発生器水位（広域）
	蒸気発生器水位（狭域）
	補助給水流量
	補助給水ピット水位
	電源の状態（ディーゼル発電機の運転状態）
	所内母線電圧（非常用）
	サブクール度
燃料の状態確認	1次冷却材圧力（広域）
	炉心出口温度
	1次冷却材温度（広域－高温側，低温側）
	格納容器内高レンジエリアモニタの指示値

目的	対象パラメータ
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力
	格納容器圧力 (AM用)
	格納容器内温度
	格納容器内水素濃度
	格納容器水位
	原子炉下部キャビティ水位
	格納容器再循環サンプル水位 (広域)
	格納容器再循環サンプル水位 (狭域)
	格納容器スプレイ流量
	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)
	格納容器内高レンジエリアモニタの指示値
放射能隔離の状態確認	排気筒ガスモニタの指示値
	原子炉格納容器隔離の状態
ECCSの状態等	ECCSの状態 (高圧注入系)
	ECCSの状態 (低圧注入系)
	格納容器スプレイポンプの状態
	ECCSの状態
	原子炉補機冷却水サージタンク水位
	充てん流量
	原子炉容器水位
使用済燃料ピットの状態確認	使用済燃料ピット水位 (AM用)
	使用済燃料ピット水位 (可搬型)
	使用済燃料ピット温度 (AM用)
	使用済燃料ピット周辺の放射線量
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値
	気象情報
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	格納容器イグナイタ温度
	原子炉格納容器水素処理装置温度
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止	アニュラス水素濃度 (可搬型)
その他	主給水ライン流量
	原子炉トリップの状態
	S/G細管漏えい監視
	格納容器ガスモニタの指示値
	放水口の放射線

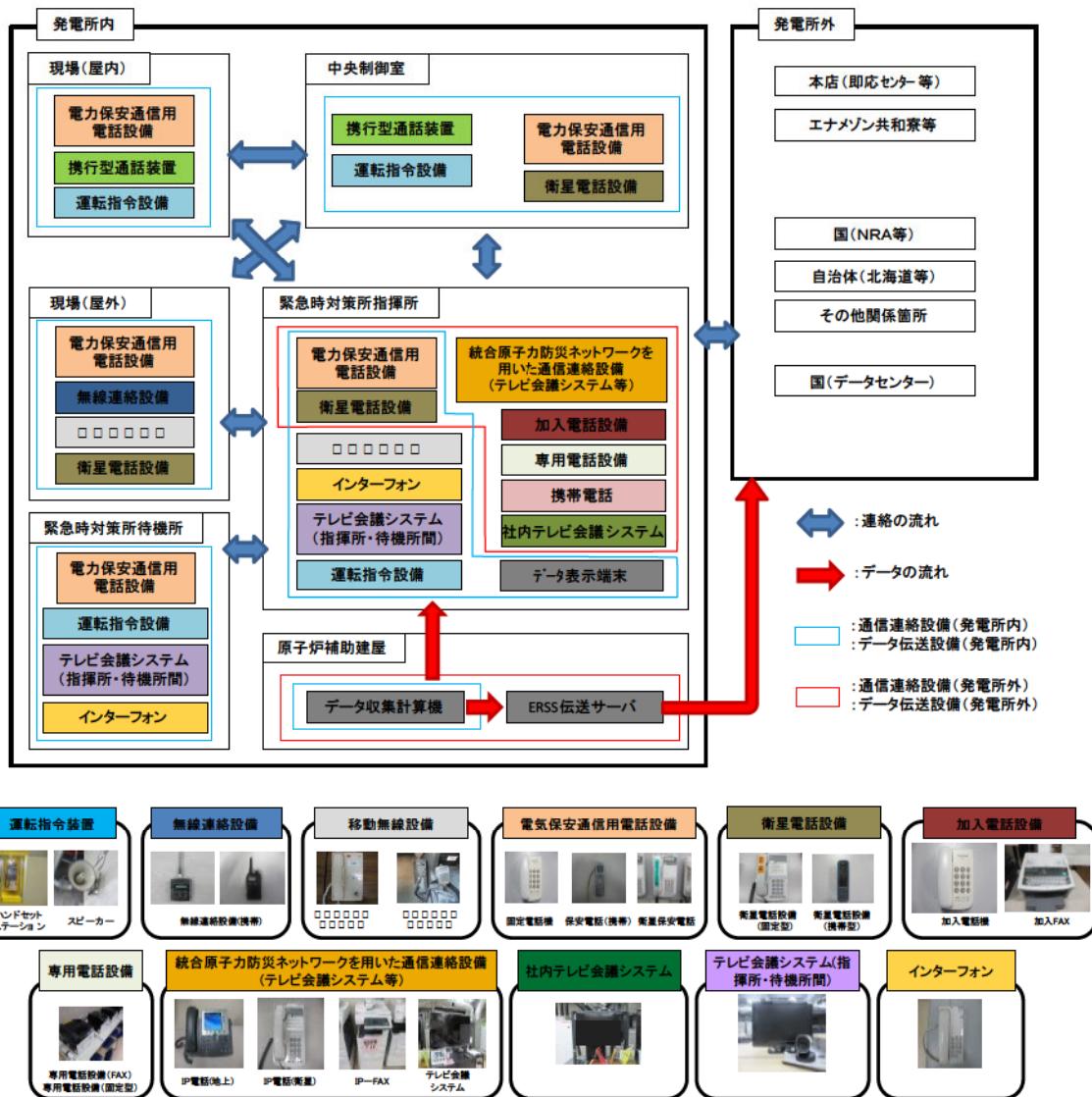
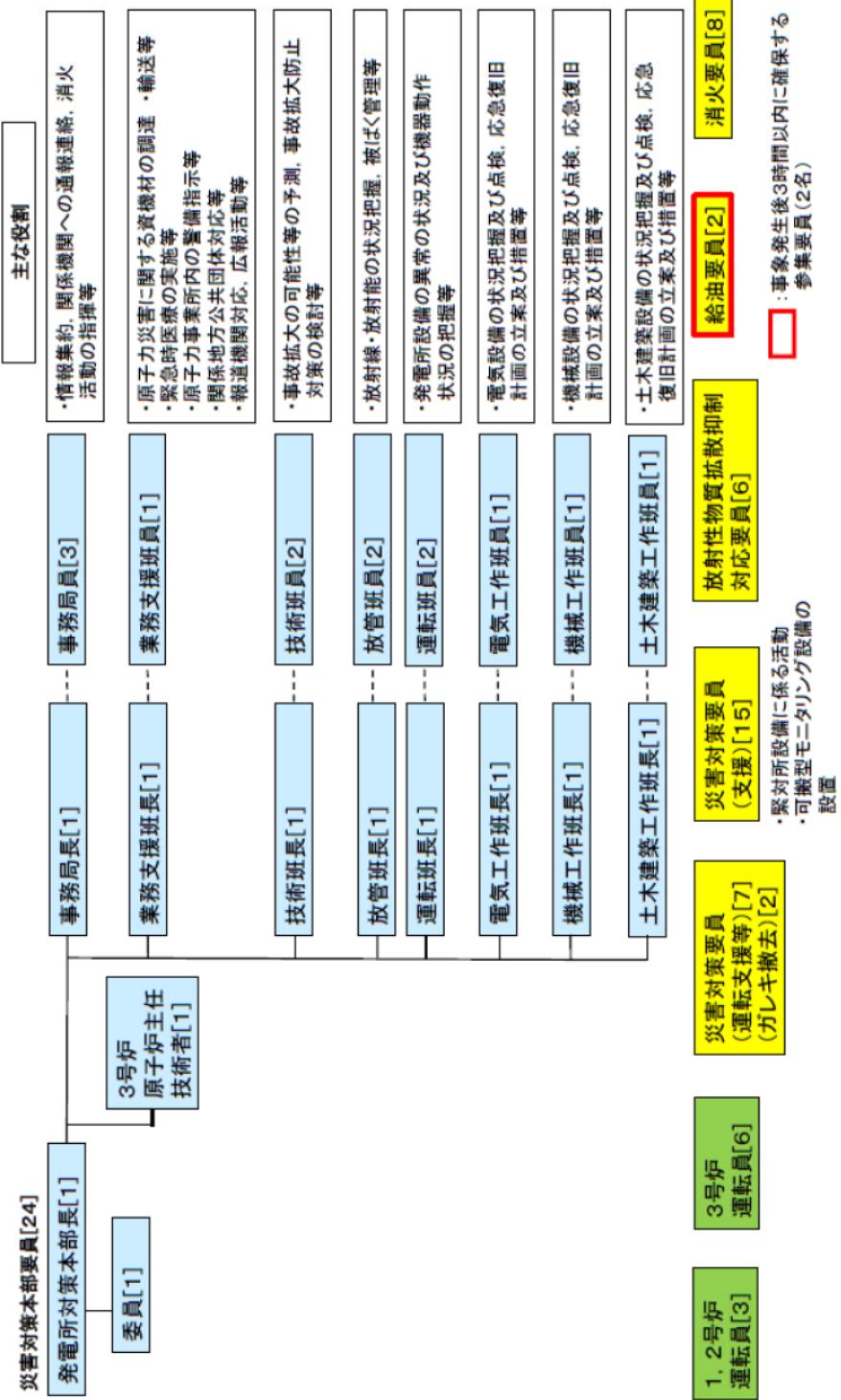
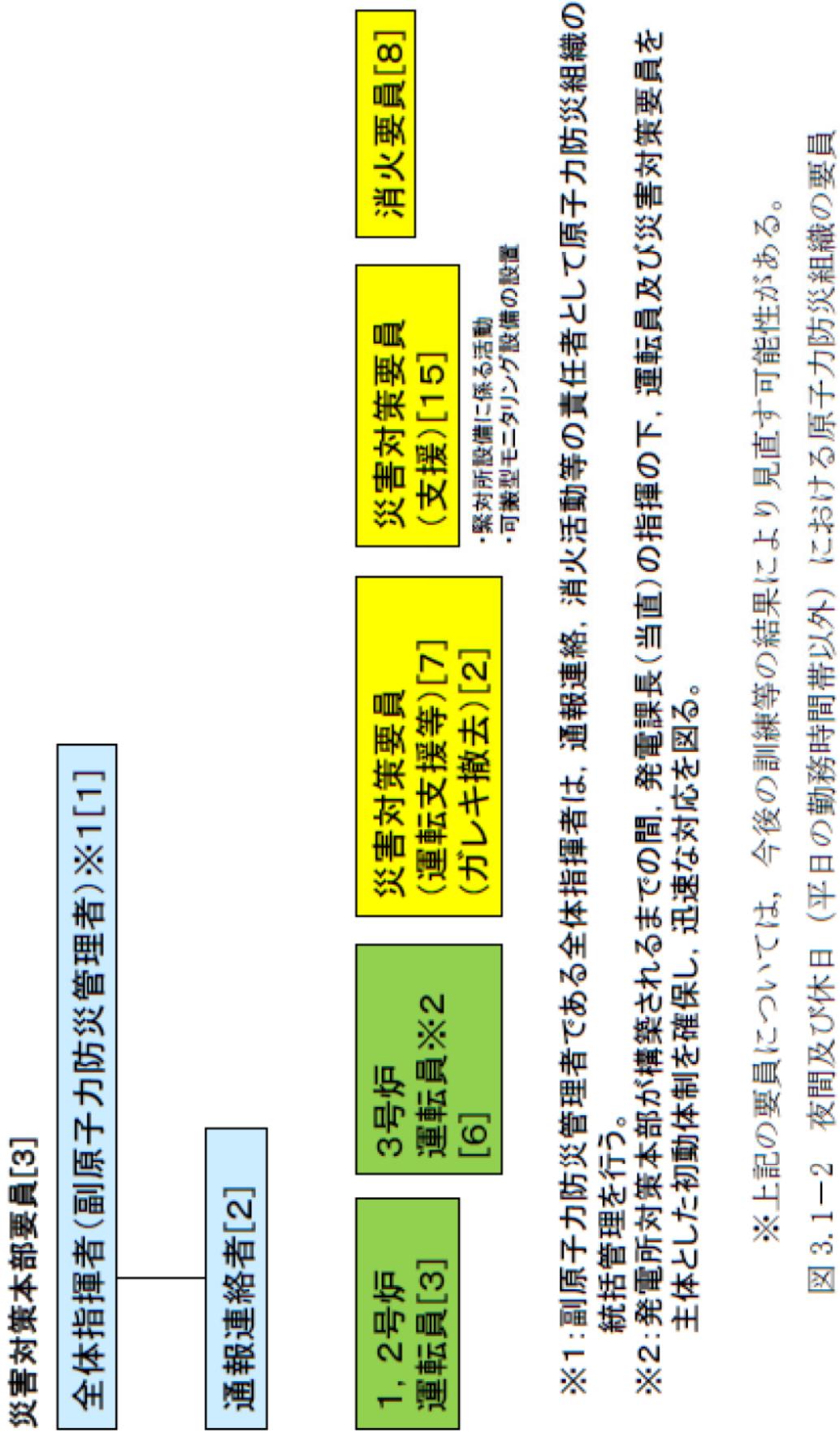


図 2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要

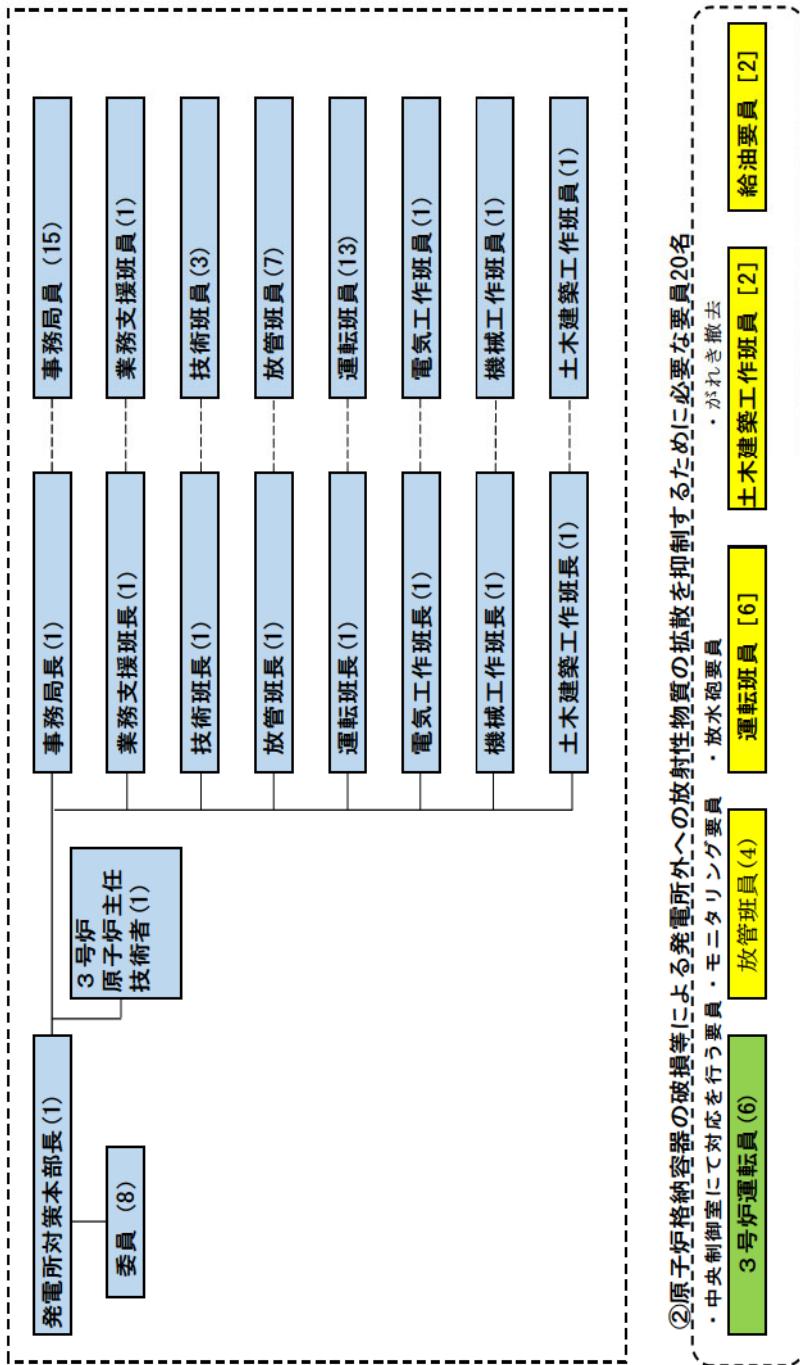


※上記の要員については、長期的な対応に備え、所外に待機させた交替要員を招集し、順次交替させる。  
今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図 3.1-1 事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員

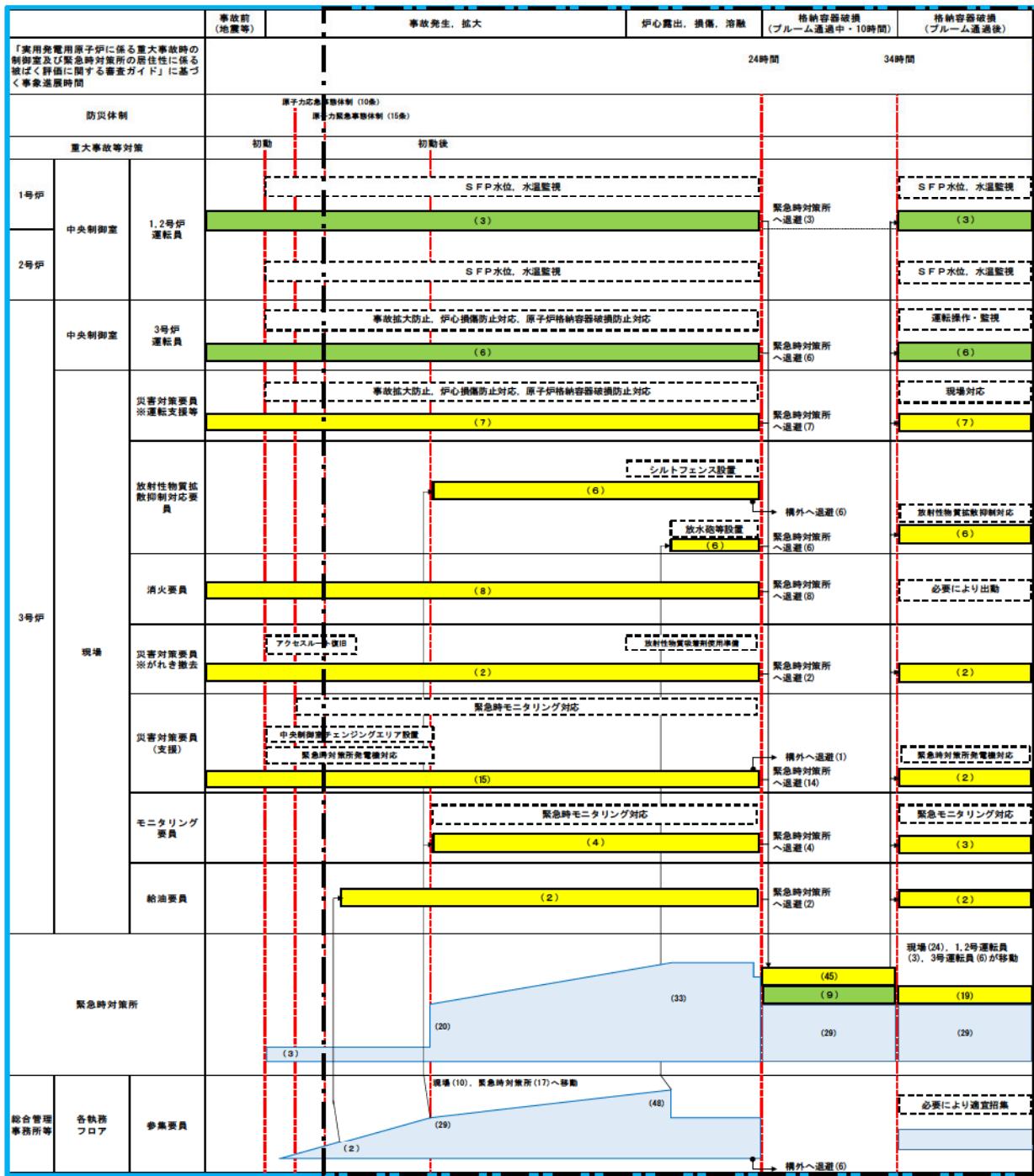


①重大事故等に対する対応指揮の実施



\*\*\*上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人數を見直す可能性がある。

図3.1-3 プルーム通過時に緊急時対策所にどまる3号炉対応要員



[ ] : S A

※要員数については、今後の訓練等の結果による人数を見直す可能性がある。

図 3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

表 3.1-1 重大事故等発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1／2）

体制		要員数※1	緊急時対策所		中央制御室	総合管理事務所他	現場	収容人数合計
			指揮所	待機所				
通常時	本部要員	指揮者	1	—	—	1	—	—
		通報連絡者	2	—	—	2	—	
		3号炉運転員	6	—	—	3~6	—	
	現場要員	災害対策要員	9	—	—	—	9	
		災害対策要員（支援）	15	—	—	—	15	
	消火要員	8	—	—	—	8	—	
① 初動対応	本部要員	指揮者	1	1	—	—	1	—
		通報連絡者	2	2	—	—	2	
	現場要員	3号炉運転員	6	—	—	3~6	—	
		災害対策要員	9	—	—	—	9	
		災害対策要員（支援）	15	—	—	—	15	
		消火要員	8	—	—	—	8	
	原子力防災準備体制	意思決定・指揮	3	24	—	—	—	64
		情報管理・火災対応	4		—	—	—	
		資機材等リソース管理	2		—	—	—	
		情報収集・計画立案	6		—	—	—	
		現場対応	9		—	—	—	
		3号炉運転員	6	—	—	3~6	—	
		現場要員	28	—	28	—	—	
		モニタリング要員	4	—	4	—	—	
② 原子力応急事態体制	本部要員（※2）	消火要員	8	—	8	—	—	64
		意思決定・指揮	3	24	—	—	—	
		情報管理・火災対応	4		—	—	—	
		資機材等リソース管理	2		—	—	—	
		情報収集・計画立案	6		—	—	—	
	現場要員	現場対応	9		—	—	—	
		3号炉運転員	6	—	—	3~6	—	
		現場要員	28	—	28	—	—	
	現場要員	モニタリング要員	4	—	4	—	—	
		消火要員	8	—	8	—	—	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：平日昼間は、総合管理事務所等で勤務している。

表 3.1-1 重大事故等発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（2／2）

	体制		要員数※1		緊急時対策所		中央制御室	総合管理事務所他	現場	収容人數合計
					指揮所	待機所				
④	原子力緊急事態体制	本部要員	意思決定・指揮	10	33	—	—	—	—	83
			情報管理・火災対応	4						
			資機材等リソース管理	2						
			情報収集・計画立案	8						
			現場対応	9						
		現場要員	3号炉運転員	6		—	—	3~6	—	0~3
			現場要員	38		38	—	—	—	(38)
			モニタリング要員	4		4	—	—	—	(4)
			消火要員	8		8	—	—	—	(8)
⑥	ブルーム通過中 (事故発生後 24 時間) ※2	本部要員	意思決定・指揮	10	29	—	—	3	—	83 ※3
			情報管理・火災対応	4						
			資機材等リソース管理	2						
			情報収集・計画立案	6						
			現場対応	7						
		現場要員	1・2号炉運転員	3		2	1	—	—	
			3号炉運転員	6		2	4	—	—	
			現場要員	33		4	29	—	—	
			モニタリング要員	4		—	4	—	—	
			消火要員	8		—	8	—	—	
⑦	ブルーム通過後 (ブルーム通過開始から 10 時間後)	本部要員	意思決定・指揮	10	29	—	—	3	—	80 ※4
			情報管理・火災対応	4						
			資機材等リソース管理	2						
			情報収集・計画立案	6						
			現場対応	7						
		現場要員	3号炉運転員	6		—	—	3~6	—	0~3
			現場要員	33		4	29	—	—	(29)
			モニタリング要員	4		—	4	—	—	(4)

図 3.2-1 総合管理事務所緊急時対策所等の位置関係

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。

※3：ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※4：必要に応じ、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

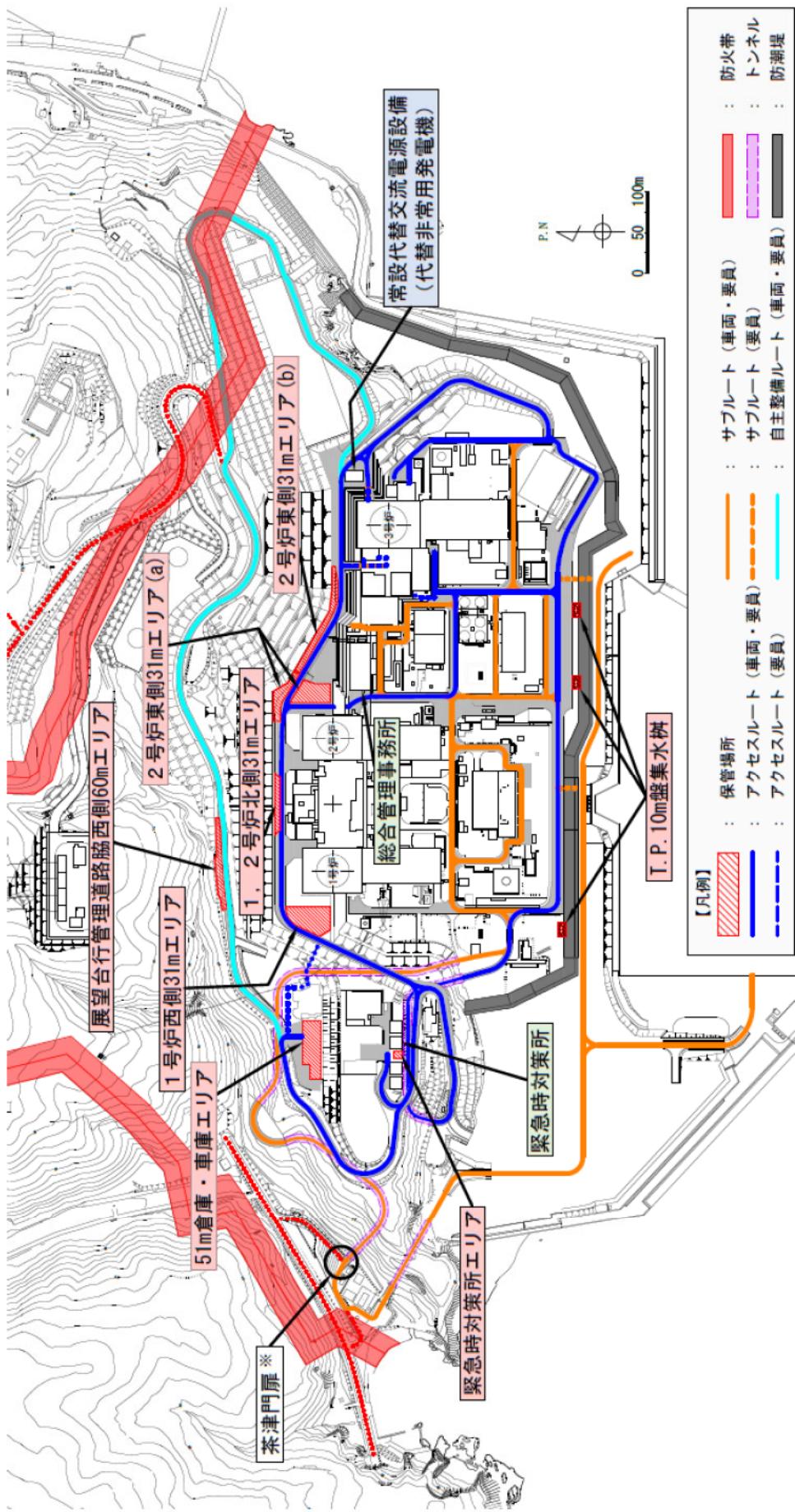


図3.2-1 総合管理事務所、緊急時対策所等の位置関係

## 緊急時の呼び出しシステム

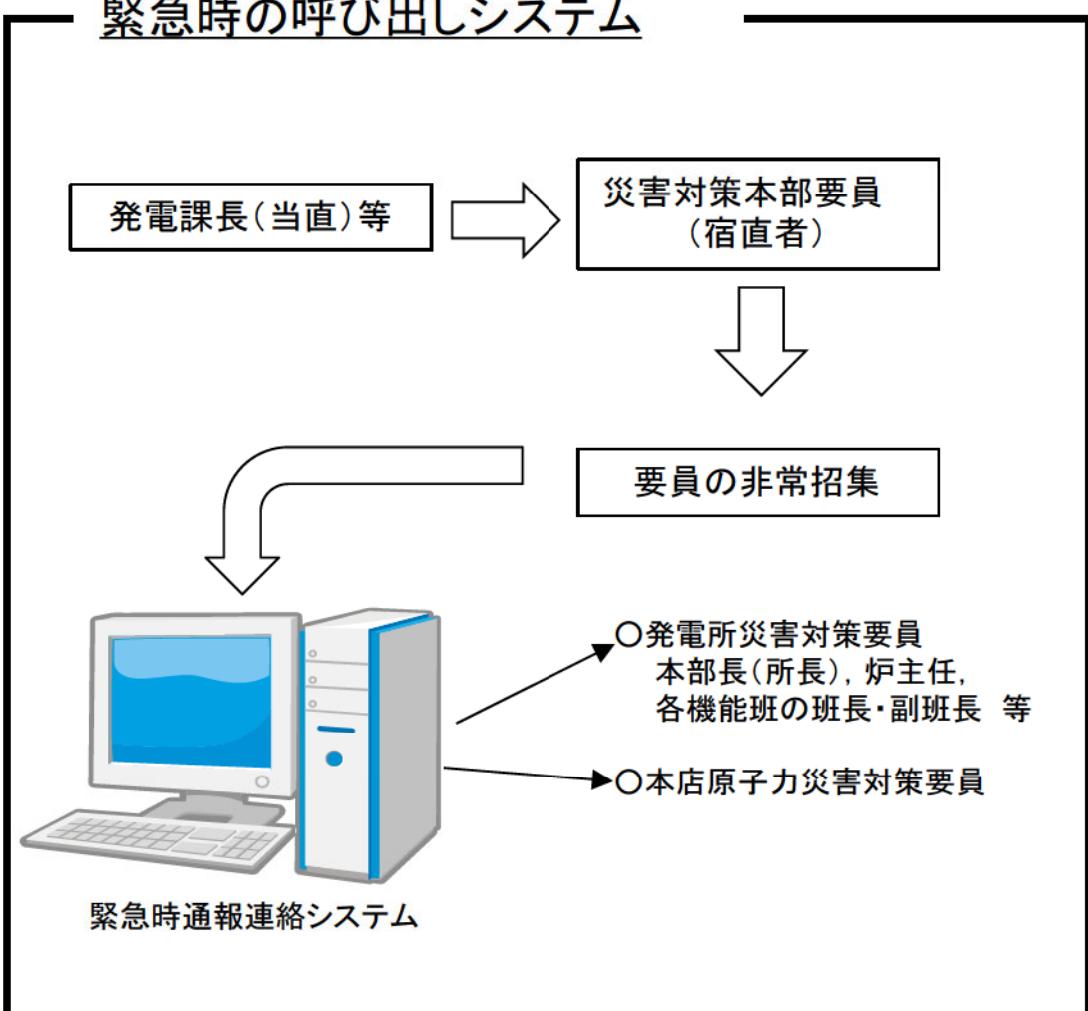


図 3.2-2 緊急時呼出しシステムの概要

表 3.2-1 夜間及び休日ににおける災害対策要員の招集

非常招集の連絡	発電所への入構準備	発電所への入構開始
<p>○重大事故等が発生した場合、発電課長（当直）及び発電課長（当直）から連絡を受けた通報連絡者は、それぞれ初動対応要員に出動を指示する。また、通報連絡者は本部要員等に対して非常招集の連絡を行う。</p> <p><b>【初動対応要員】</b> 発電課長（当直） → 通報連絡者※1 ↓</p> <p>・災害対策本部要員（通報連絡者からの出動指示） 緊急時対策所へ出動を開始する。 ・災害対策要員（発電課長（当直）からの出動指示） 中央制御室等の予め定められた場所へ出動を開始する。 ・災害対策要員（支援）（通報連絡者からの出動指示） 中央制御室等の予め定められた場所へ出動を開始する。</p> <p>.....</p> <p><b>【本部要員等】</b> 発電課長（当直） → 通報連絡者※1 ↓</p> <p>各班員への非常招集※2 ↓</p> <p>各班員への非常招集※2 ↓</p>	<p>○参集する要員（協力会社を含む）は第1集合場所に集合し、発電所への入構準備を行なう。（第1集合場所に集合した後、状況に応じて第2、第3集合場所に移動し入構準備を行なう。）</p> <p>・第1集合場所：エナメン共和国（宮丘地区） ・第2集合場所：北電体育館 ・第3集合場所：柏木寮</p> <p>○第1集合場所に到着した本部要員のうち、副班長クラス以上 の要員は、発電所対策本部に対し、集合場所に到着していへる発電所対策本部要員の内訳及び参集状況を報告する。</p> <p>○発電所対策本部は、集合場所に到着している要員の中から連絡要員（原則、副班長クラス以上）を指名して相互に情報を共有し、発電所対策本部との入構に係る統括及び確認・調整を行なう。 なお、統括及び確認・調整内容は次のとおりとする。</p> <p>.....</p> <p>・発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数 ・入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、懐中電灯、放射線防護具等）※3</p>	<p>○入構開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予め定めた発電所災害対策要員（本部長、原子炉主任技術者、各班長等）は発電所構内に向け入構を開始する。</li> <li>・待機の要員は、プラント状況に応じて発電所への入構対策本部からの指示により発電所への入構又は集合場所での待機を行なう。</li> <li>・単独での入構による不測の事態を考慮し、複数要員または複数グループに分けて入構する。</li> </ul> <p>○入構中の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集要員は携帯電話等を使用し、定期的に連絡要員へ参集状況及び参集ルートの状況等を連絡する。</li> <li>・原子炉主任技術者は、通信連絡手段による必要の都度原子炉施設の運転に関する保安上の指示を発電所対策本部に行なう。</li> </ul> <p>○発電所への入構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集要員は発電所入構前の門扉にて発電所対策本部へ連絡し、発電所構内の状況を再確認する。</li> <li>・本部要員は、緊急時対策所へ向かう。 ・その他必要な要員は、緊急時対策所又は発電所対策本部が指示する場所へ向かう。</li> </ul>
<p>※1：夜間及び休日は連絡担当者が、平日・日中は運営課長又は代行者が非常招集の連絡を行なう。 ※2：発電所構外にいる場合は、宮丘地区の第1集合場所に集合する。</p> <p>○夜間及び休日において地震の発生（発電所周辺において震度5弱以上）又は大津波警報発令時（泊発電所前面海域）には本部要員等は予め定められた場所に自動的に参集する。</p> <p>※3：放射能防護器具等はエナメン共和国（宮丘地区）及びローラ車、宮丘地区への往復距離を考慮し荷台に配備しており、発電所対策本部の指示に基づき保管する。</p>		



図 3.2-3 泊発電所への参集ルート



図 3.2-4 発電所構外からの参集ルート



図 3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート

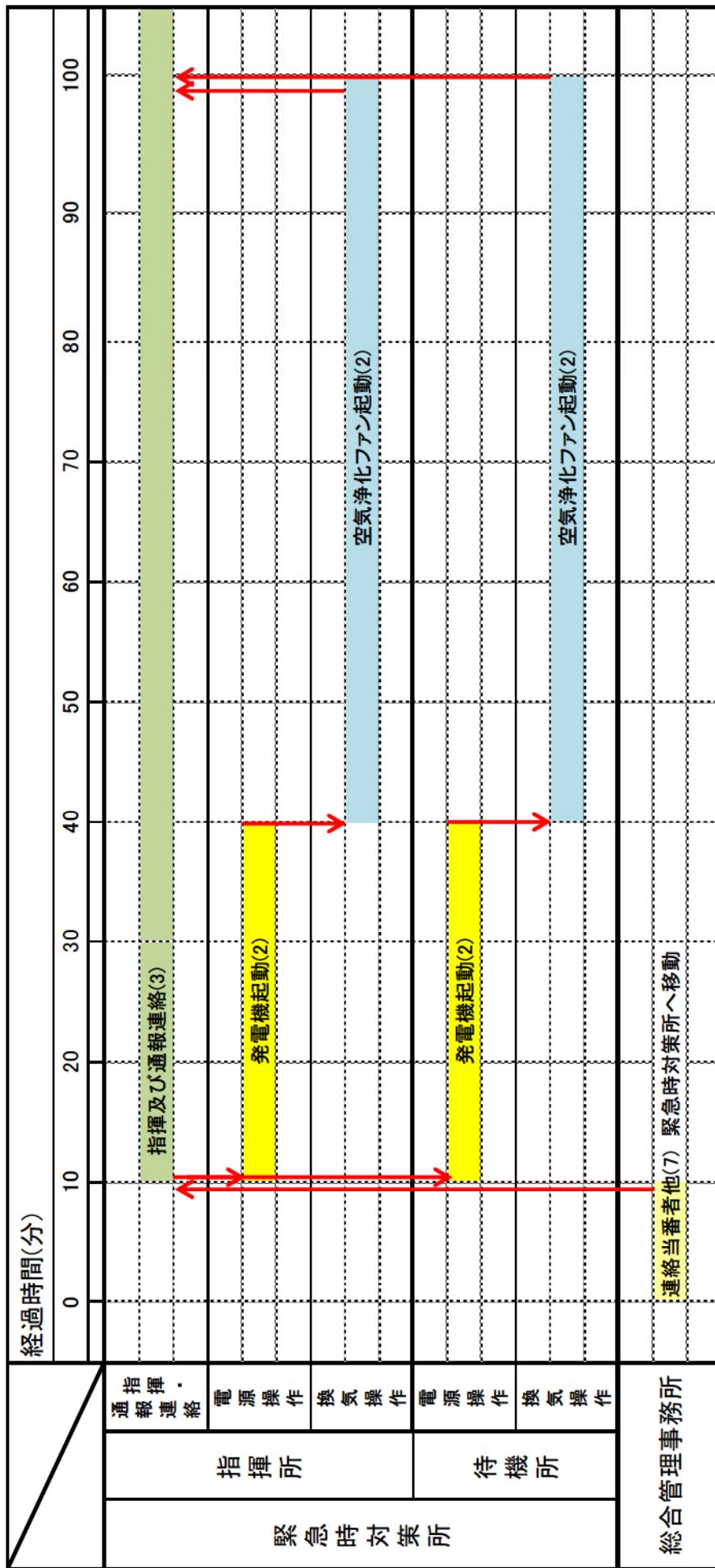


図 3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャート

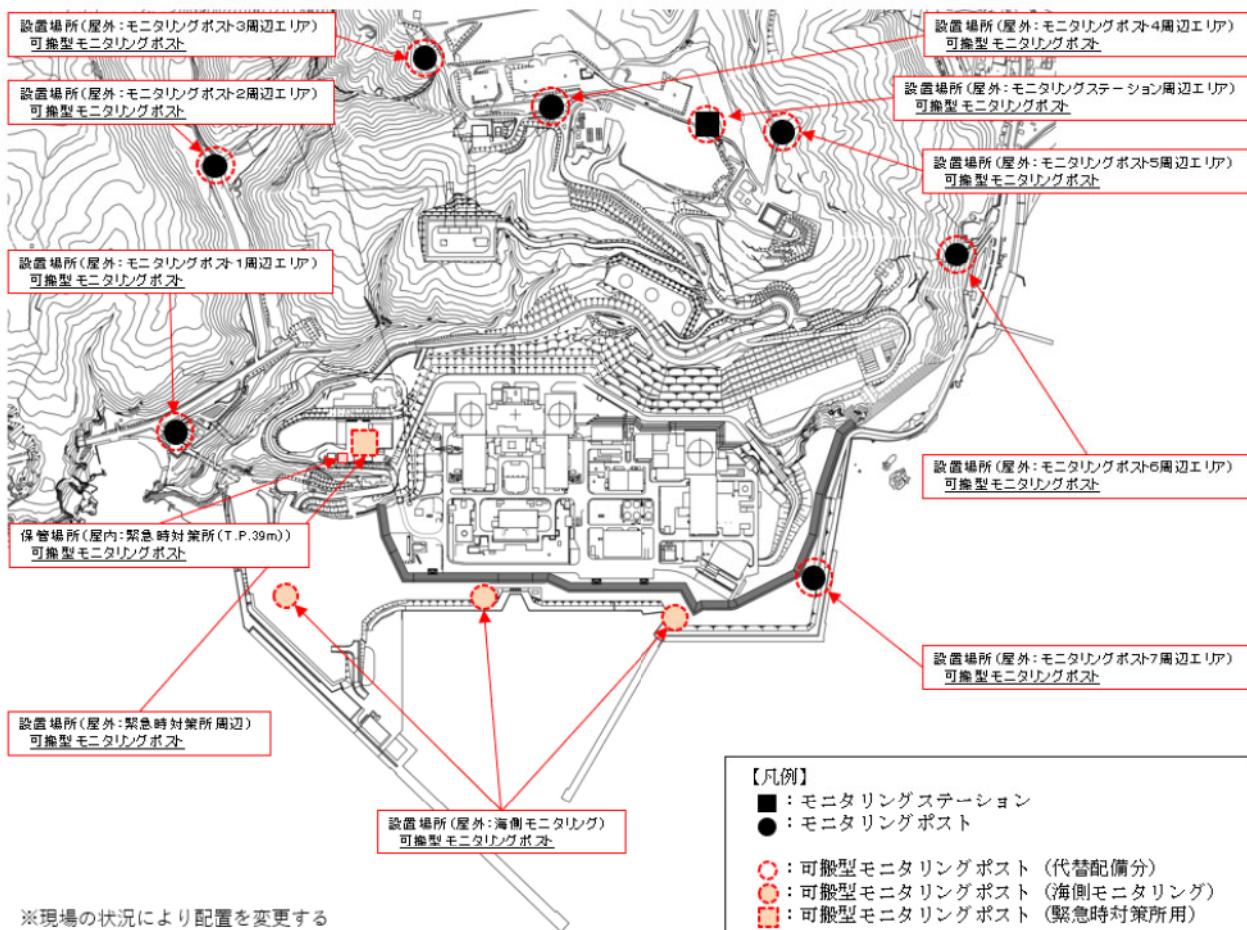


図 3.2-7 プルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置

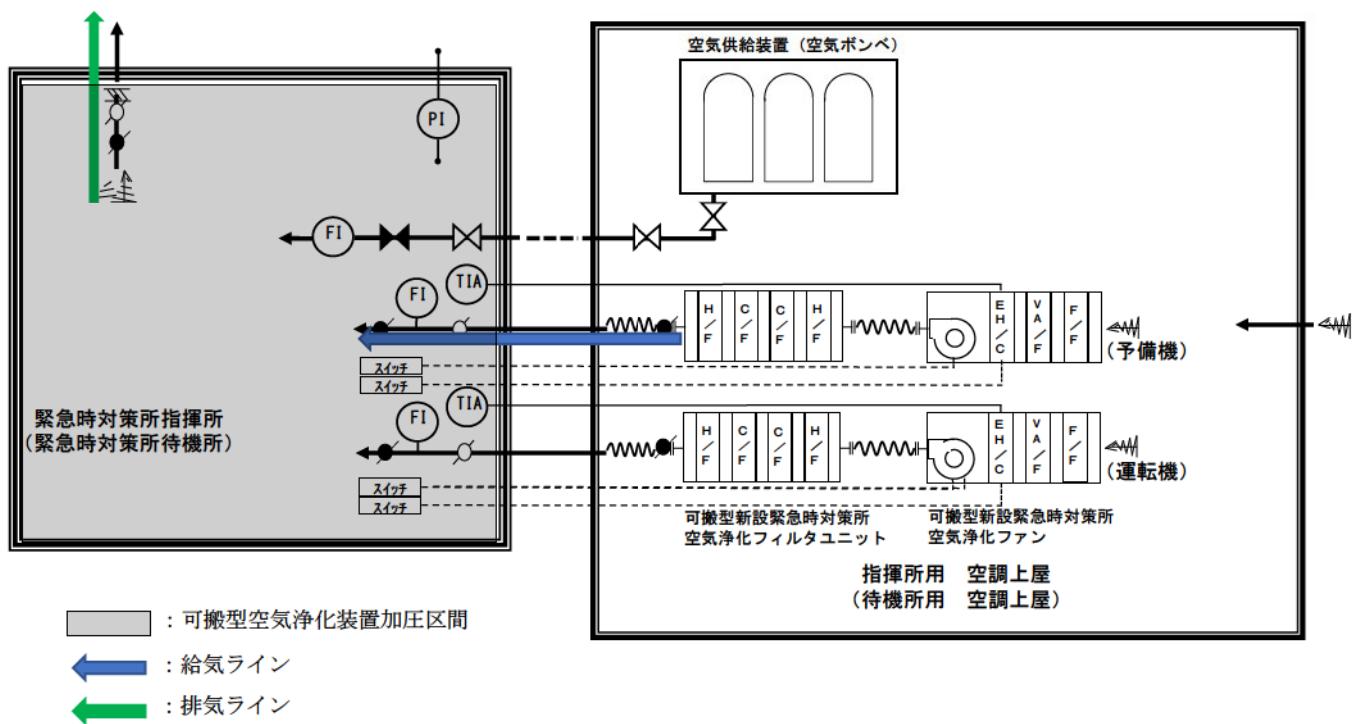


図 3.2-8 緊急時対策所換気設備 系統概略図  
(プルーム通過前及び通過後：可搬型空气净化装置による加圧)

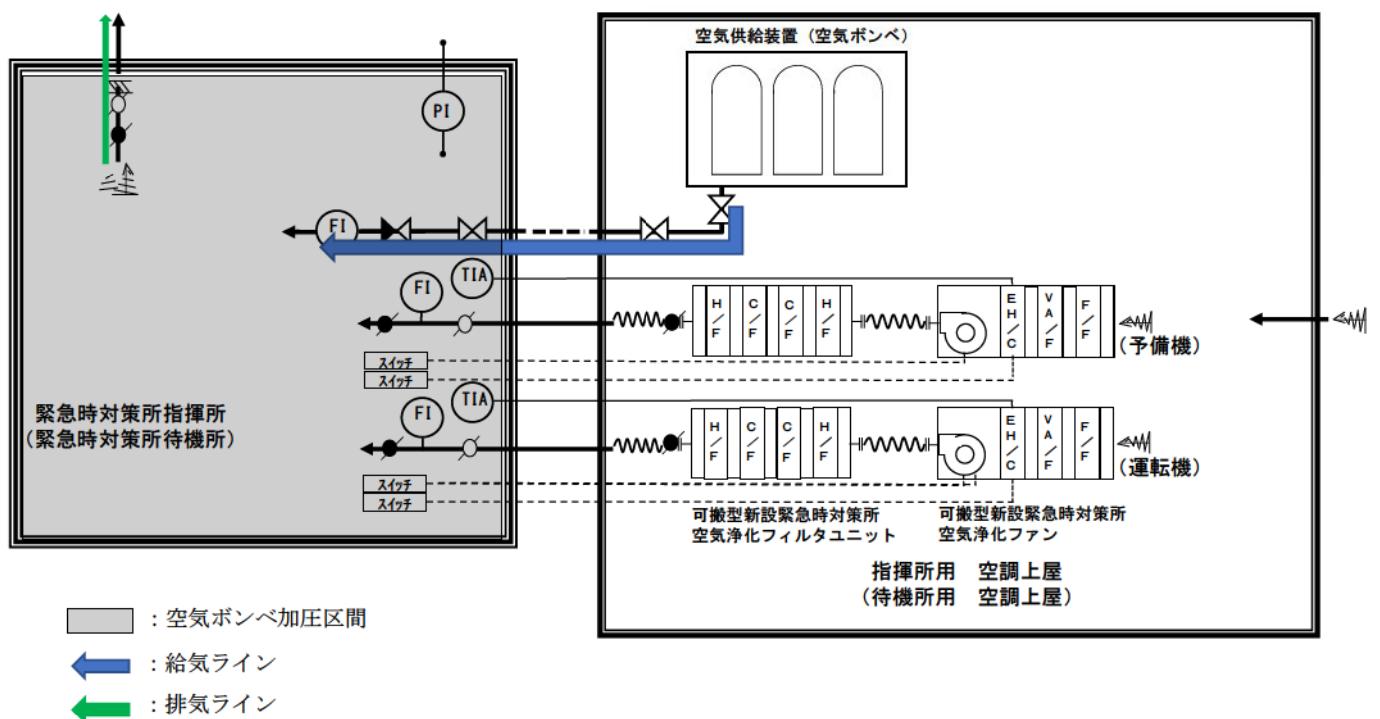


図 3.2-9 緊急時対策所換気設備 系統概略図  
(プルーム通過中：空気供給装置（空気ポンベ）による加圧)

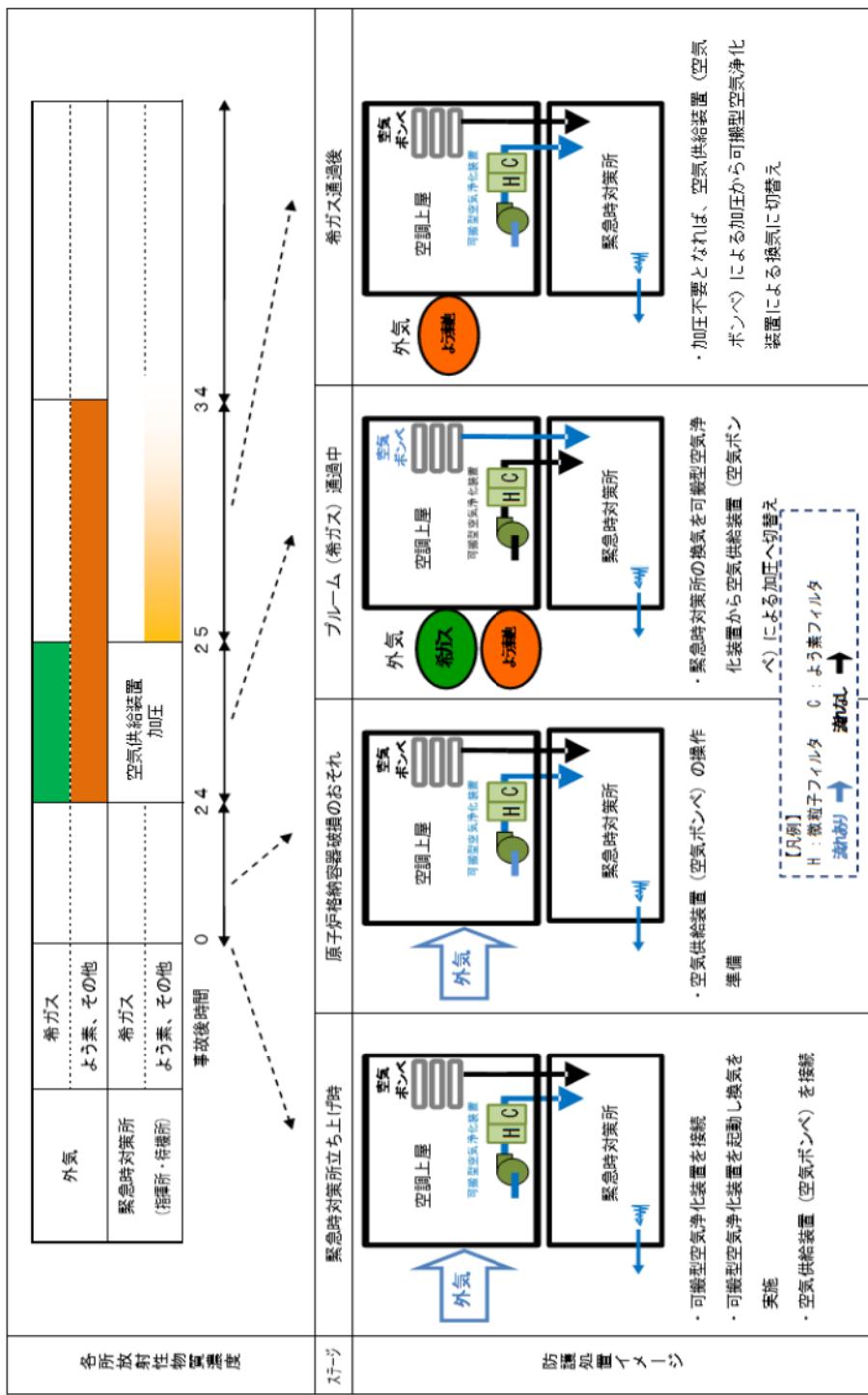


図 3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

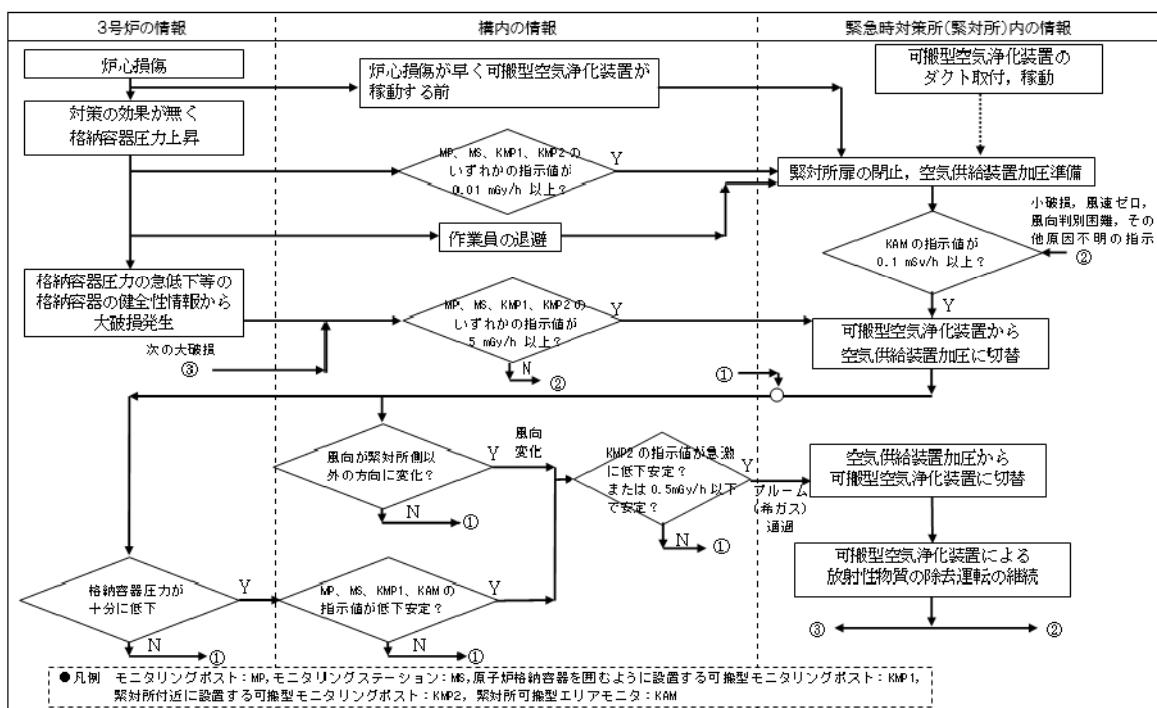


図 3.2-11 空気供給装置による加圧判断フローチャート

図 3.2-12 可搬型空気浄化装置による正圧化（ブルーム通過前）の  
タイムチャート（操作手順 a.）

		経過時間(分)										備考
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	
手順の項目	要員(数)	約2分 ▽ 空気供給装置への切替										
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指揮所)	事務局員	2	ブルーム検知									
			判断・操作指示									
				緊急時対策所指揮所ダンパ閉止								
					空気供給装置による加圧操作開始、ファン停止							
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(待機所)	事務局員	2	ブルーム検知									
			判断・操作指示									
				緊急時対策所待機所ダンパ閉止								
					空気供給装置による加圧操作開始、ファン停止							

図 3.2-13 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化（プルーム通過中）のタイムチャート（操作手順 b.）

		経過時間(分)										備考
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	
手順の項目	要員(数)											約5分 ▽ 可搬型空気浄化装置への切替
緊急時対策所 空気浄化装置への 切替(指揮所)	事務局員	2	ブルーム放出時の指示値に比べ急激に低下									
			判断・操作指示				指揮所空気浄化ファン起動					空気ポンベ供給装置出口弁閉止
緊急時対策所 空気浄化装置への 切替(待機所)	事務局員	2	ブルーム放出時の指示値に比べ急激に低下				給気手動ダンバ調整					排気手動ダンバ調整
			判断・操作指示				待機所空気浄化ファン起動					空気ポンベ供給止め弁閉止
							給気手動ダンバ調整					排気手動ダンバ調整

図 3.2-14 空気供給装置（空気ポンベ）から可搬型空気浄化装置への切替え（ブルーム通過後）のタイムチャート（操作手順 c.）

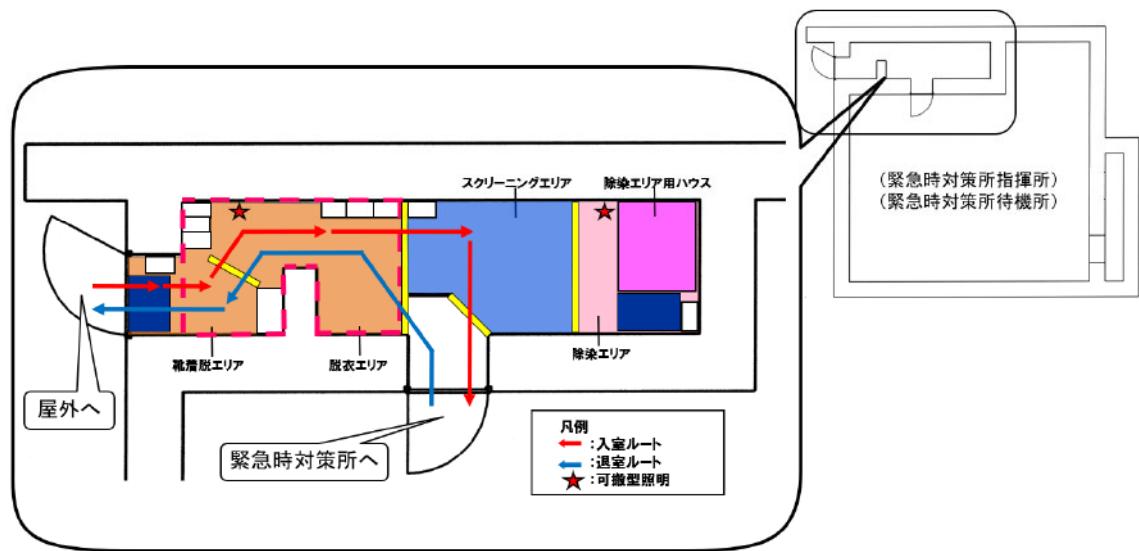


図 3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図

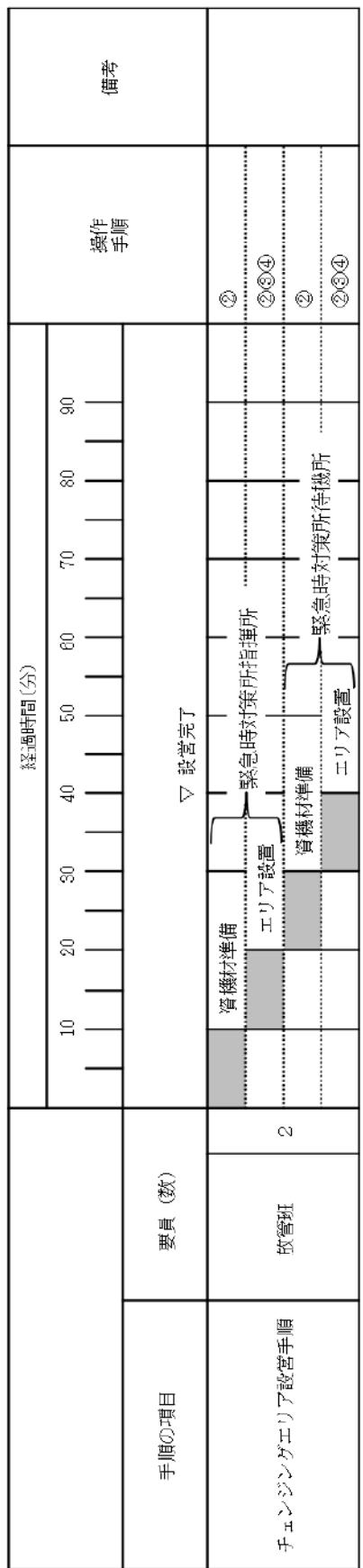


図3.3-2 チェンジングエリ亞の設営のタイムチャート

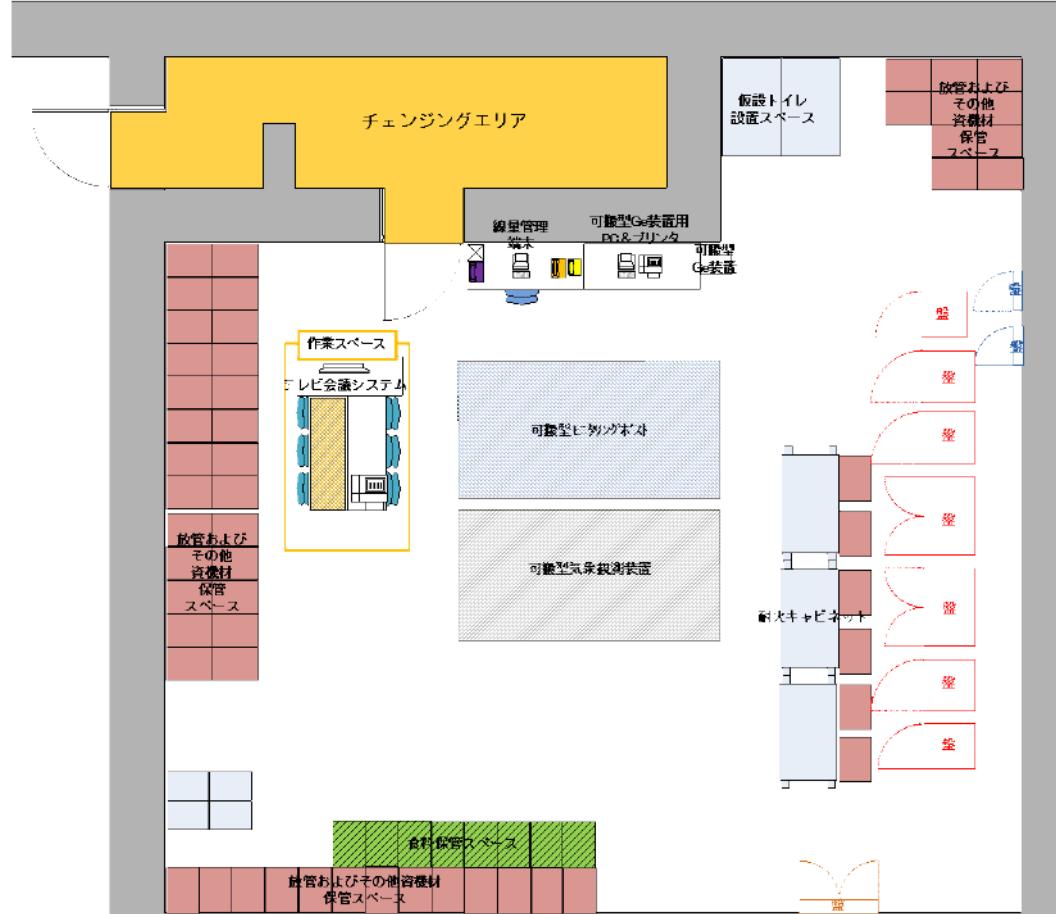
表 3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	品名	数量	備考
放射線 管理用 資機材	防護具類	タイベック	940 着	指揮所:60 名×1.1 倍×7 日 待機所:60 名×1.1 倍×7 日
		全面マスク	940 個	
		チャコールフィルタ (2 個／セット)	940 セット	
	個人線量計	個人線量計	140 台	120 名×1.1 倍
資料	原子力災害 対策活動に 必要な資料	GM汚染サーベイメータ	10 台	5 台/建屋×2 建屋
		電離箱サーベイメータ	10 台	5 台/建屋×2 建屋
		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	4 台	2 台/建屋×2 建屋
		エンジニアリングエリア設営用資機材	1 式	
食料等	食料等	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統様式図 ・系統図及びプラント配置図等	1 式	1 式
		食料	2520 食	120 名×3 食×7 日
その他	酸素濃度計 二酸化炭素 濃度計	飲料水	1680 リットル	120 名×4 本×0.5 ℥×7 日
		酸素濃度・二酸化炭素濃度計	4 台	2 台/建屋×2 建屋
	よう素剤	安定よう素剤	2000 錠	120 名×2 錠×7 日＋余裕
	照明	ワークライト	60 個	表 3.4-2 参照
		ヘッドライト	60 個	



注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

## 緊急時対策所指揮所 T.P. 39m平面図



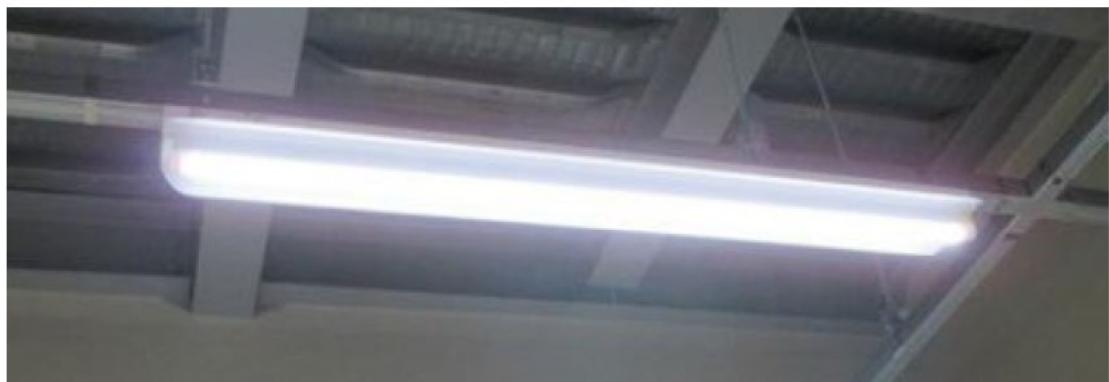
注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。

## 緊急時対策所待機所 T.P. 39m平面図

### 【凡例】

- 放射線管理用資機材
- 資料
- 食料等
- その他

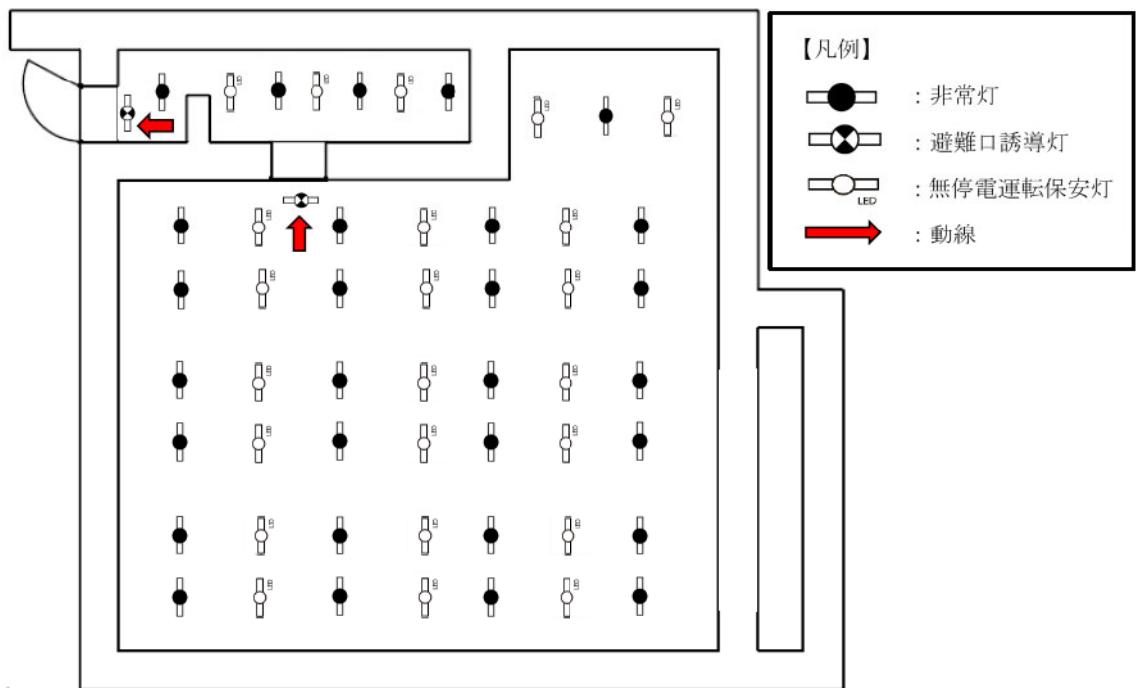
図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所



緊急時対策所照明（バッテリー内蔵LEDランプ）

<仕様>・定格電圧：交流 100

図 3.4-2 照明装置

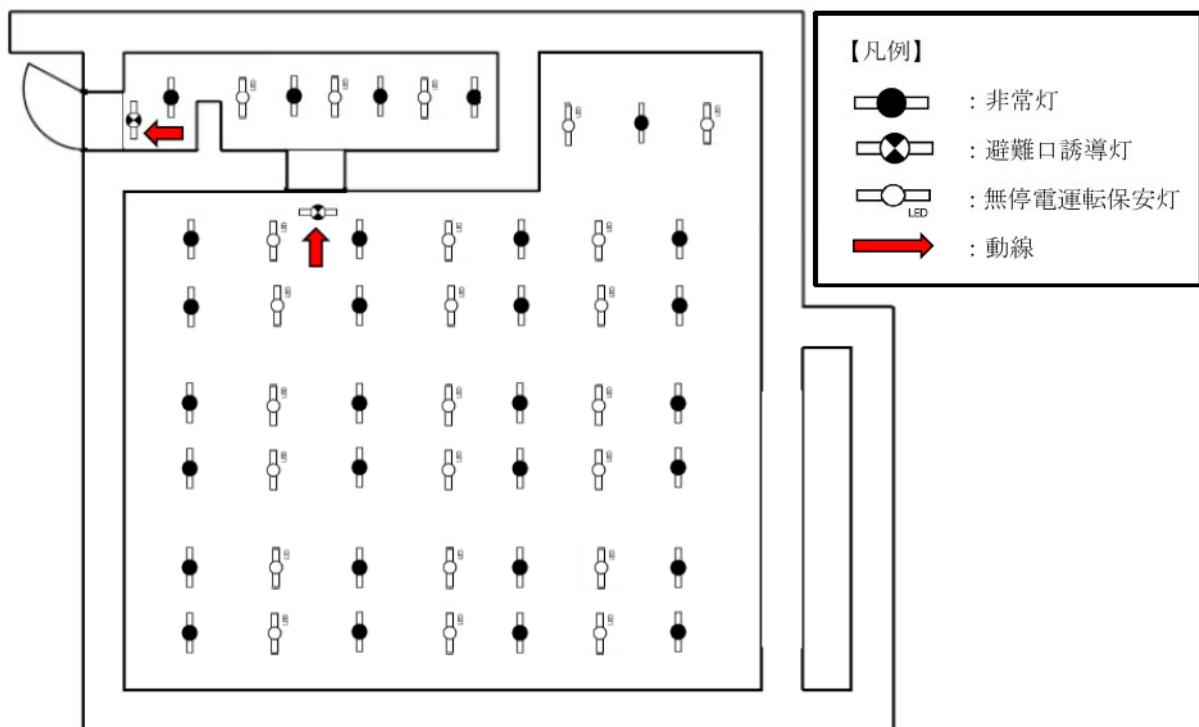


緊急時対策所 指揮所 平面図

図3.4-3 照明配置図

表 3.4-2 乾電池内蔵照明の数量及び仕様

名称	保管場所	数量	仕様
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源



緊急時対策所 指揮所 平面図

図 3.4-4 照明配置図

表 4-1 緊急時対策所の機能と主要設備

機能	主要設備
居住性を確保するための設備 <sup>※1</sup>	緊急時対策所遮へい, 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン, 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 空気供給装置(空気ポンベ), 酸素濃度・二酸化炭素濃度計, 圧力計, 緊急時対策所可搬型エアモニタ
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備, 衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備, 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
必要な情報を把握できる設備	緊急時対策所情報収集設備
電源設備	緊急時対策所用発電機

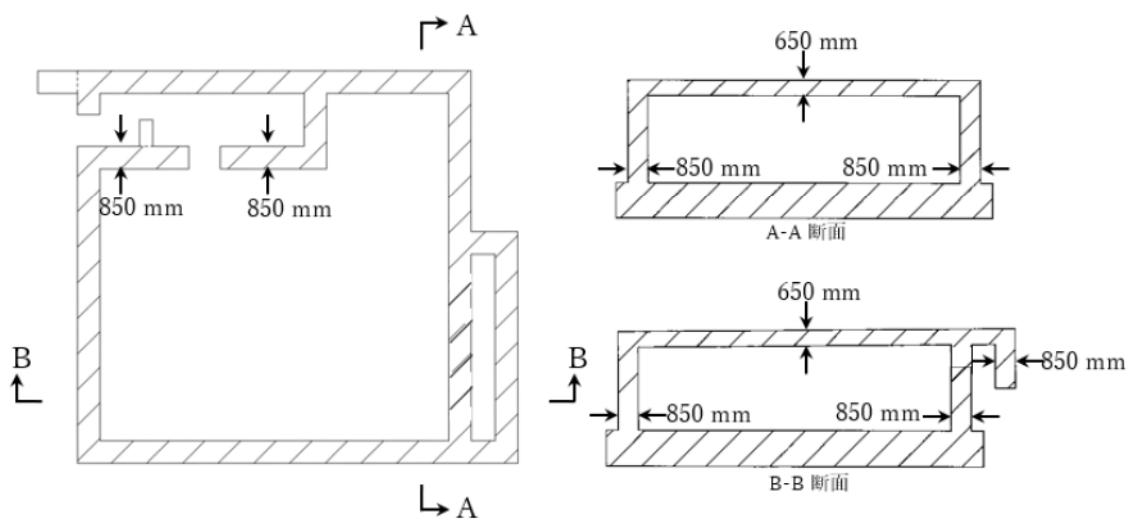


図 4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図

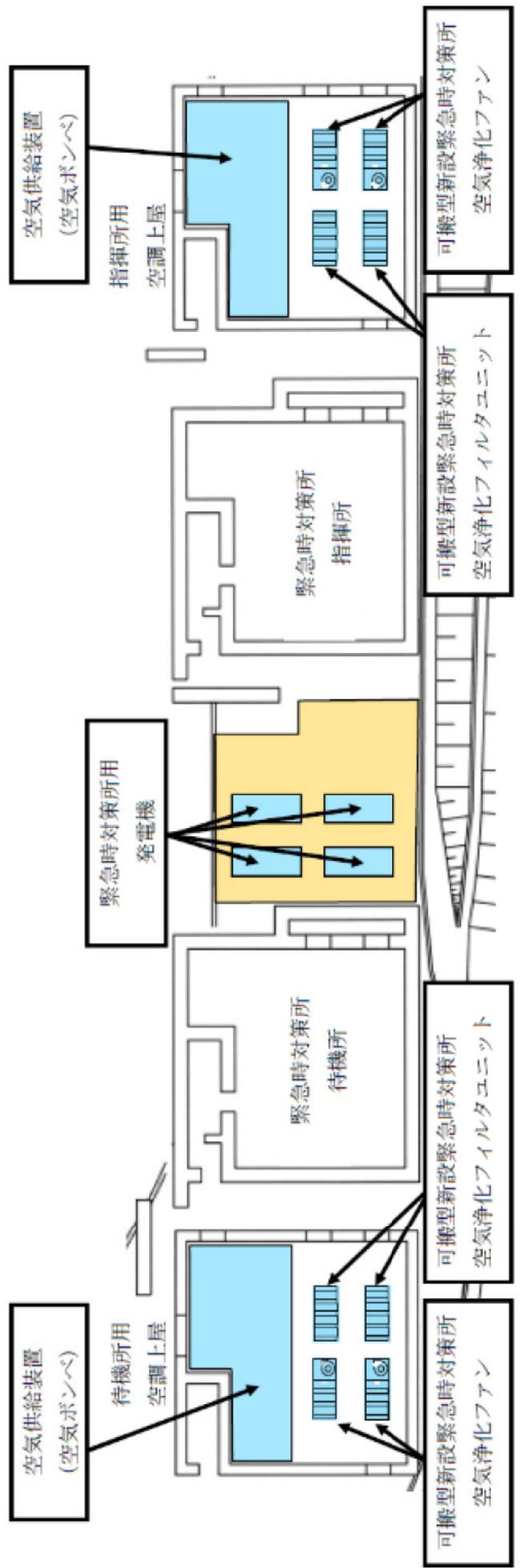


図 4-2 緊急時対策所用換気設備 配置図

34-別添 1-144

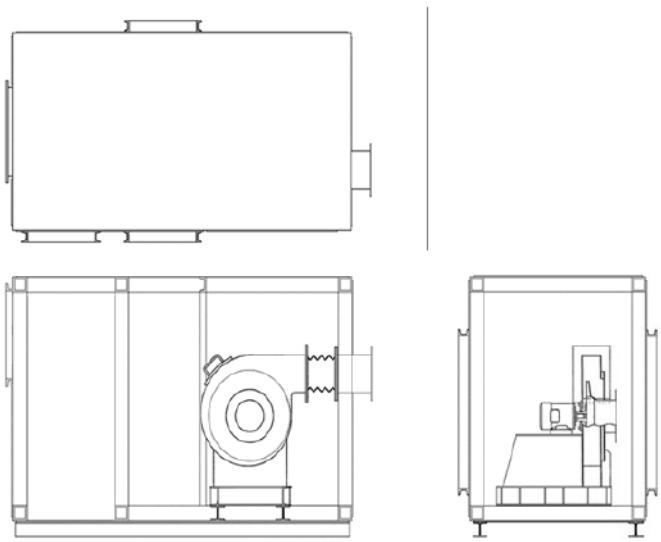


図 4-3 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン・原動機概要図

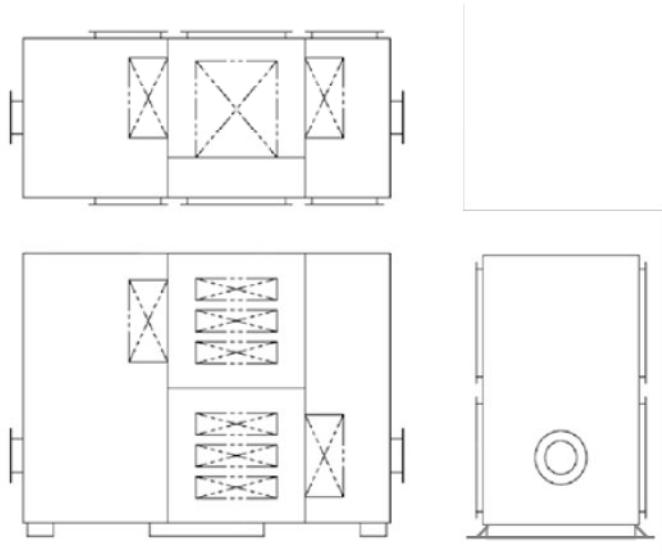
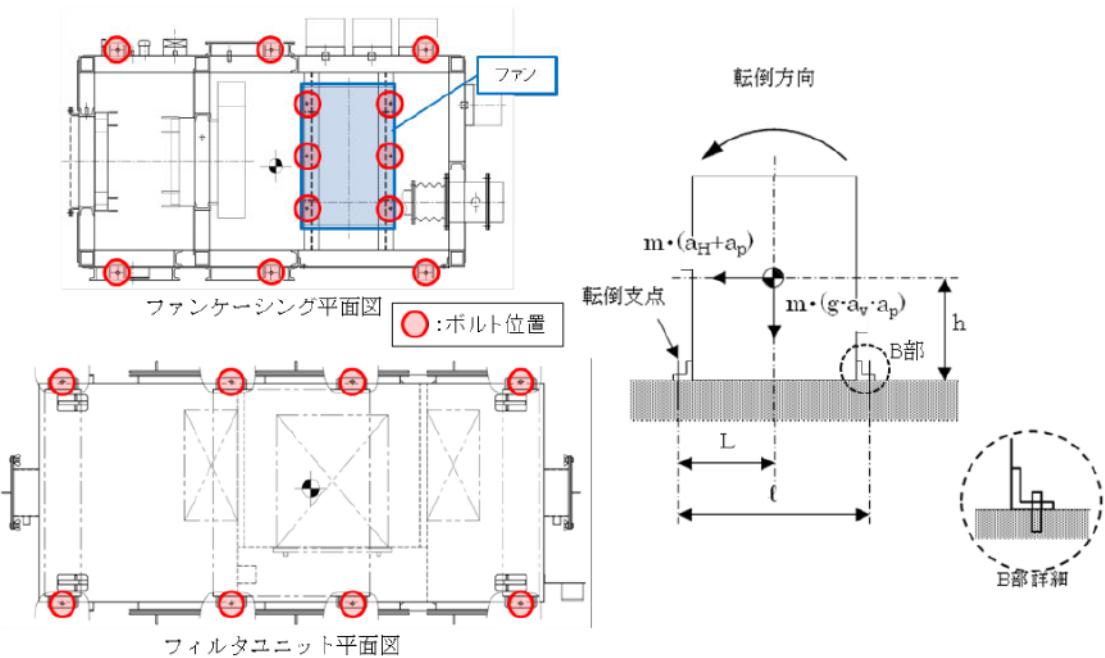


図 4-4 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット概要図



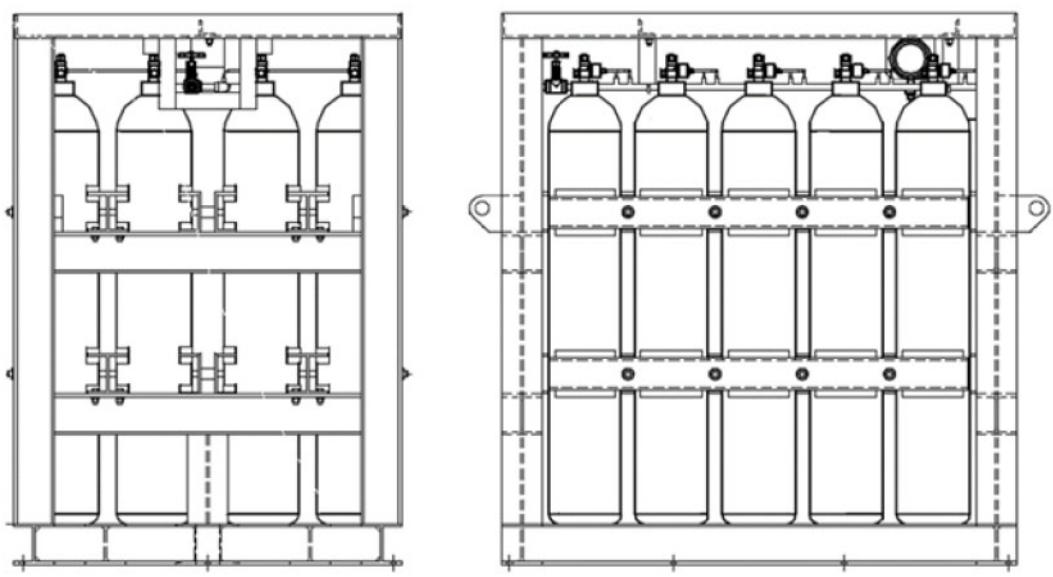


図 4-6 空気供給装置 概要図

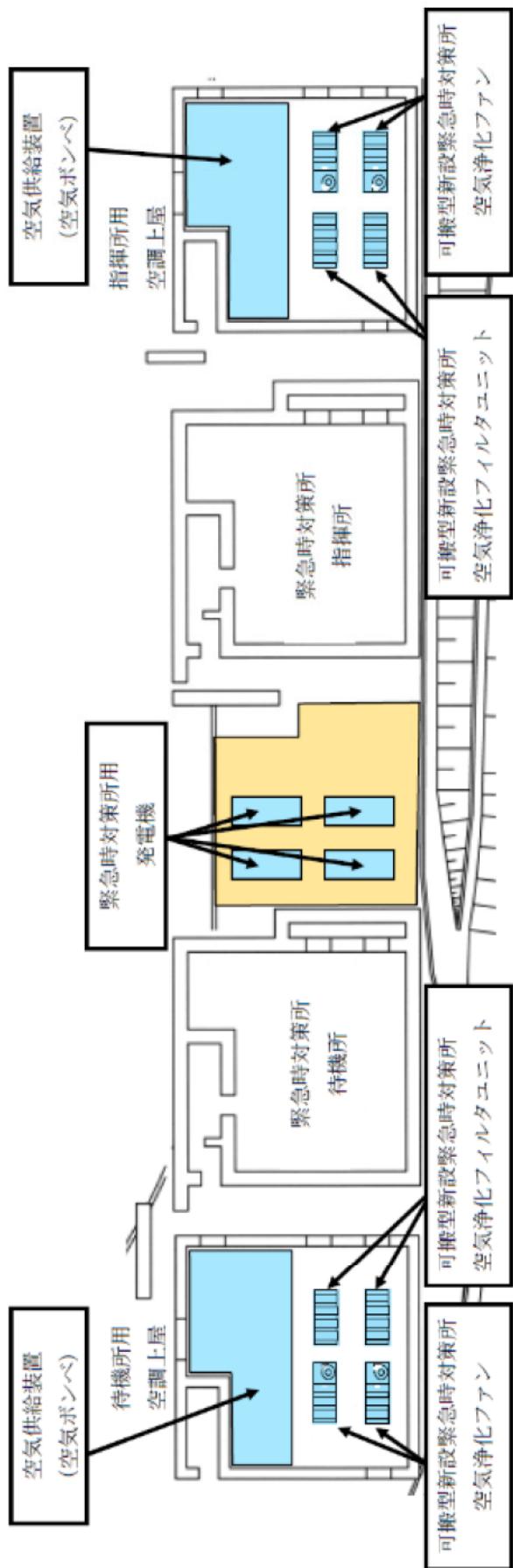


図4-7 空気供給装置 保管場所

## 転倒防止措置を講じる機器

MMR 施工箇所

※人工岩盤(Man Made Rock)

34-別添 1-146

表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタの耐震設計

設備	機器	耐震設計
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 圧力計 緊急時対策所可搬型エリアモニタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>・緊急時対策所可搬型エリアモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>

表4－3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計

場所	主要設備		耐震措置
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
		衛星電話設備 (FAX)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul>
		衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</li> </ul>
発電所内	無線連絡設備	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</li> </ul>
発電所外	統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備	IP 電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 及び通信装置）は耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
		IP-FAX	
		テレビ会議システム	

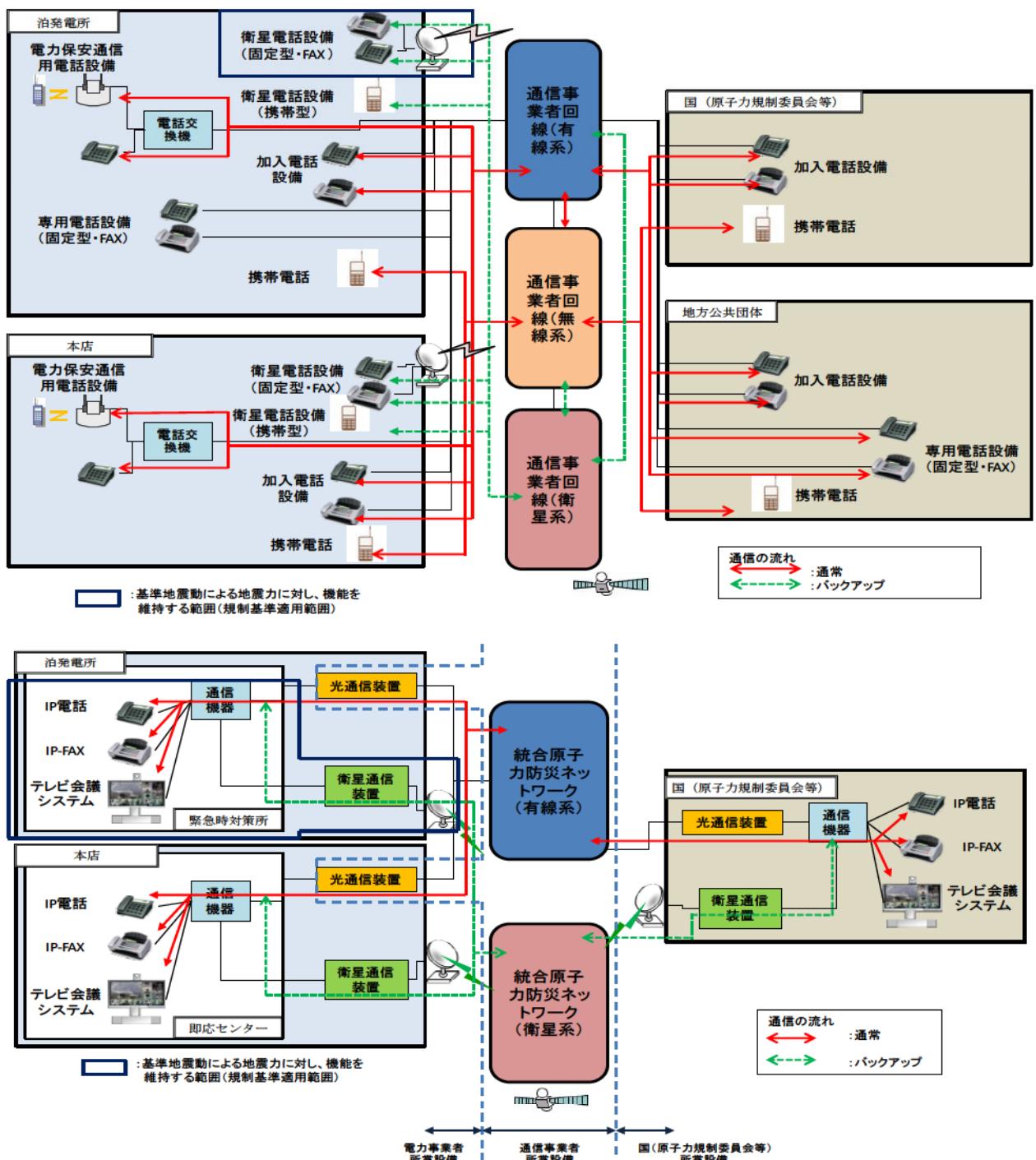


図 4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲

表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震措置				
原子炉補助建屋	データ収集計算機 ERSS伝送サーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集計算機へのデータ入力にデータを介さずに直接データを収集することができる耐震仕様のバックアップ等からプラント計算機を設置する。</li> <li>データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</li> </ul>				
	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>				
無線通信装置		<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から3号炉原子炉補助建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>無線用アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>				
建屋間	建屋間伝送ルート	<table border="1"> <tr> <td>無線系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線用アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>有線系</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線系のケーブルについては、可操作性を有するとともに余長を確保する。</li> </ul> </td></tr> </table>	無線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線用アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	有線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>有線系のケーブルについては、可操作性を有するとともに余長を確保する。</li> </ul>
無線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線用アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>					
有線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>有線系のケーブルについては、可操作性を有するとともに余長を確保する。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>					
緊急時対策所	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から緊急時対策所の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul>				
	データ表示端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ表示端末は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>				

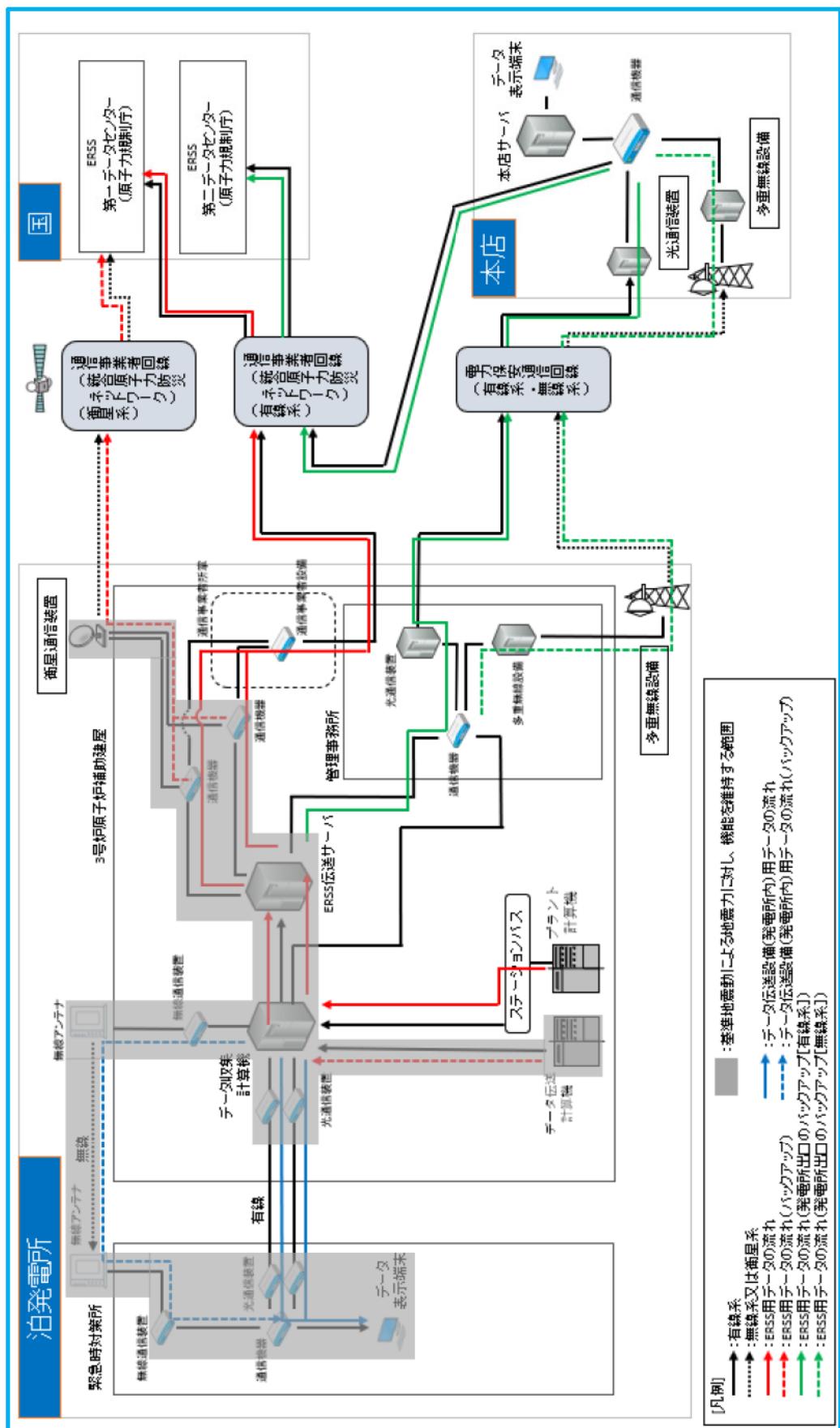


図 4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲

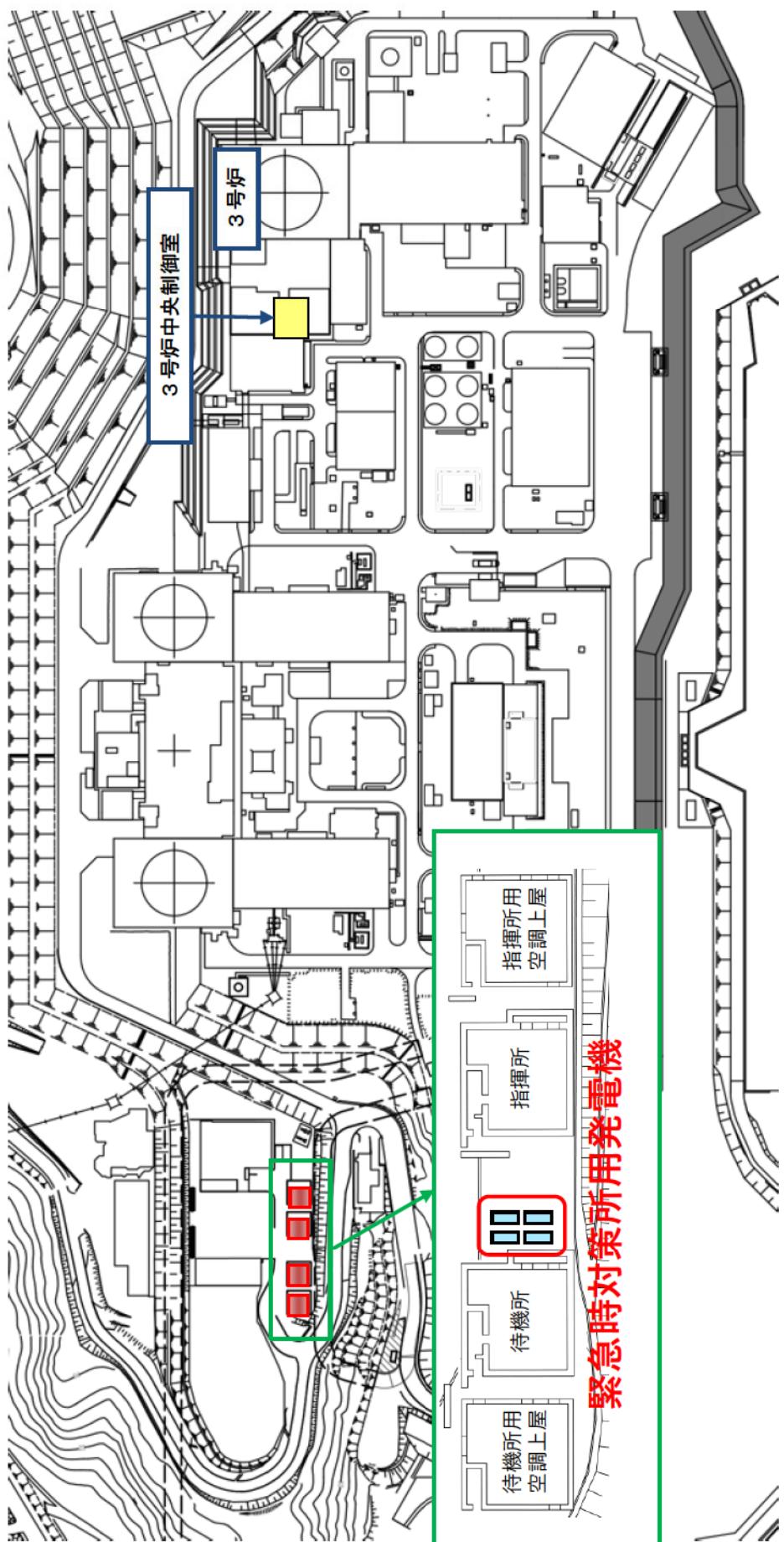


図 4-10 緊急時対策所用発電機の保管場所

34-別添 1-153



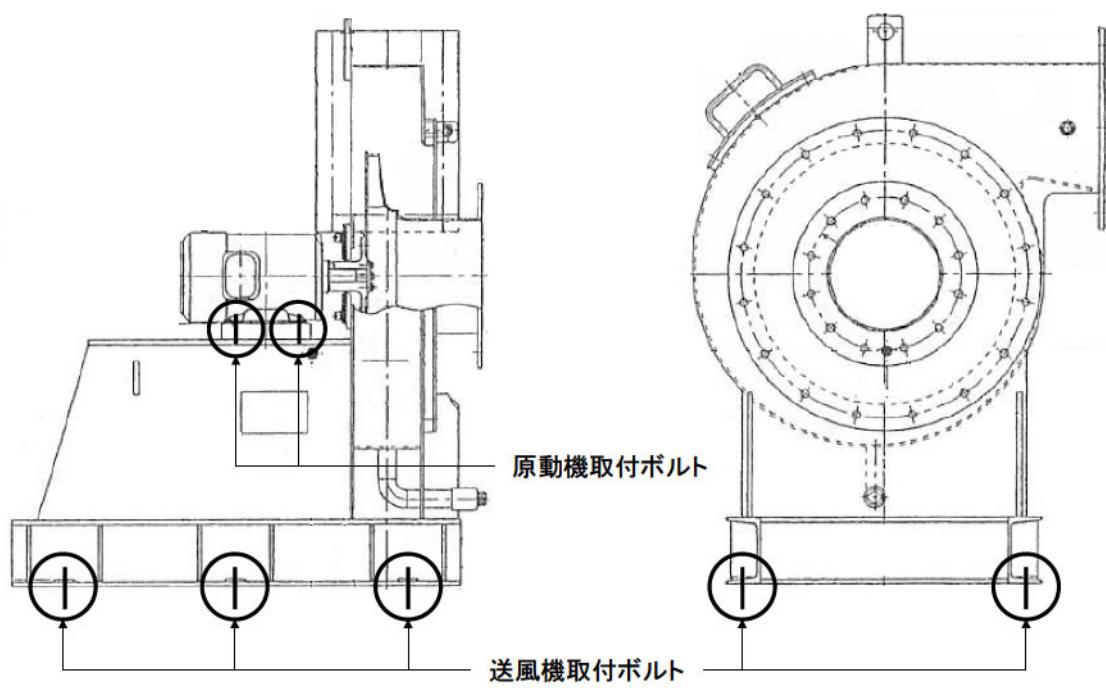
図 4-11 緊急時対策所用発電機 外観

第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画

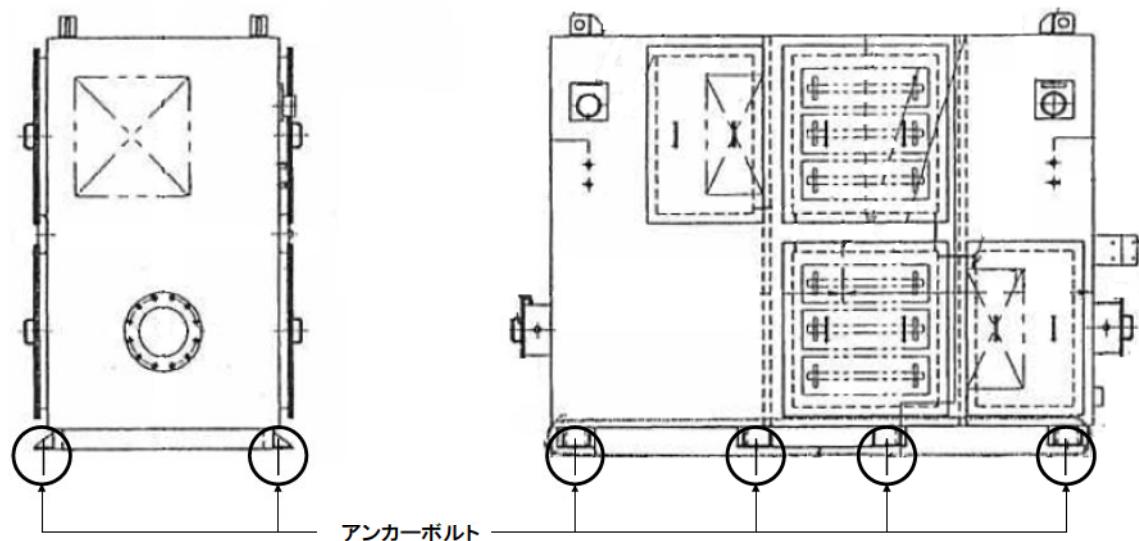
設備分類	計画の概要		説明図
	主体構造	支持構造	
可搬型 空気浄化 設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図

第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画

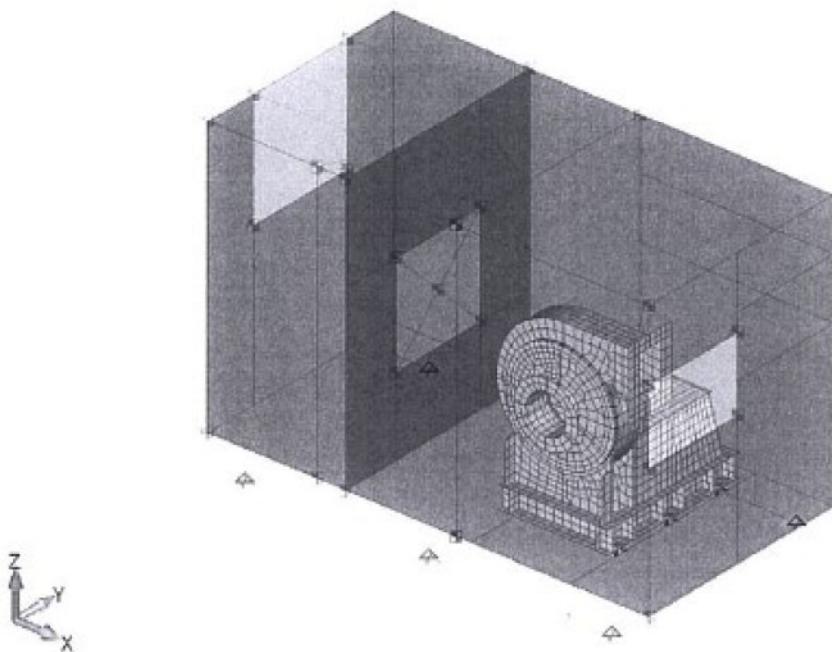
機器名称	設備	直接	間接	評価対象
		支持構造物	支持構造物	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び充分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。
		原動機取付 ボルト		
		アンカー ボルト	なし	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット				



第2-1図 可搬型空気浄化設備（空気浄化ファン）



第2-2図 可搬型空気浄化設備（フィルタユニット）



可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図

表 5.1-1 チェンジングエリアの概要

項目		概要
設営場所	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。
設営形式	エリア区画化	チェンジングエリヤースペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行う。
実施者	放管班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。

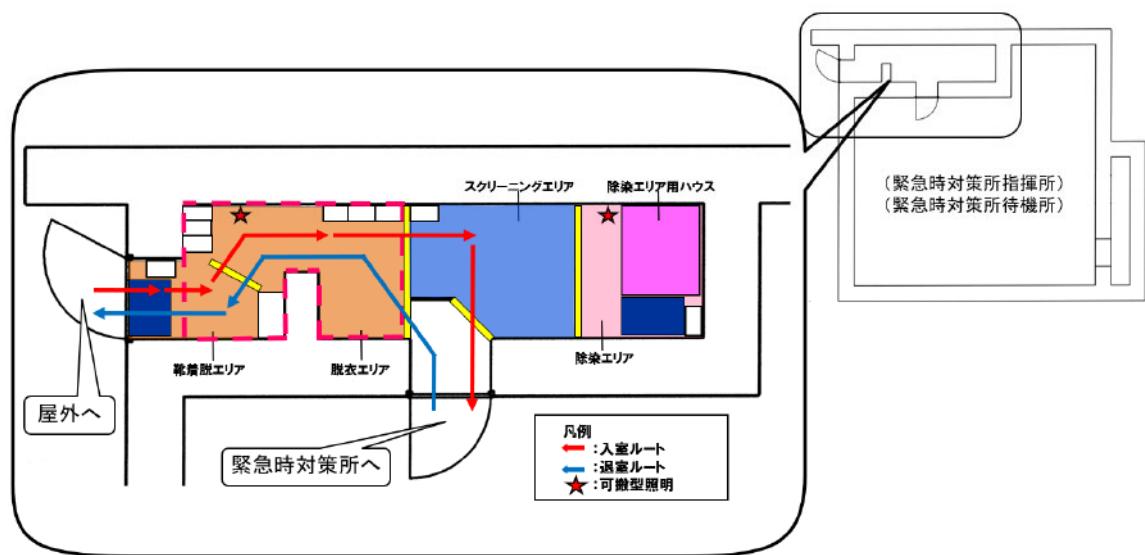


図 5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所  
及び屋内のアクセスルート

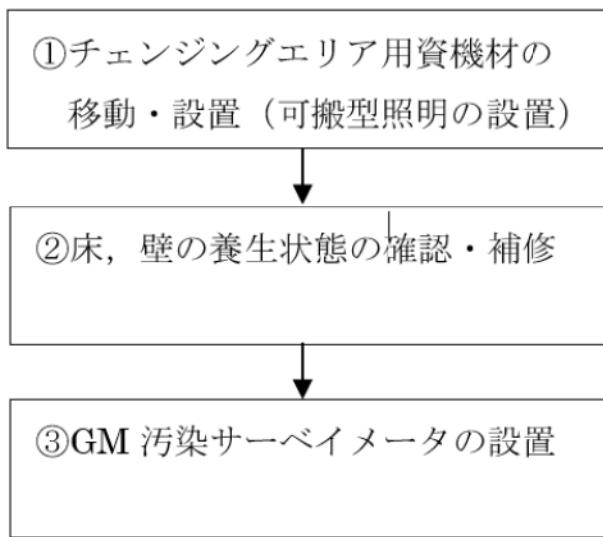
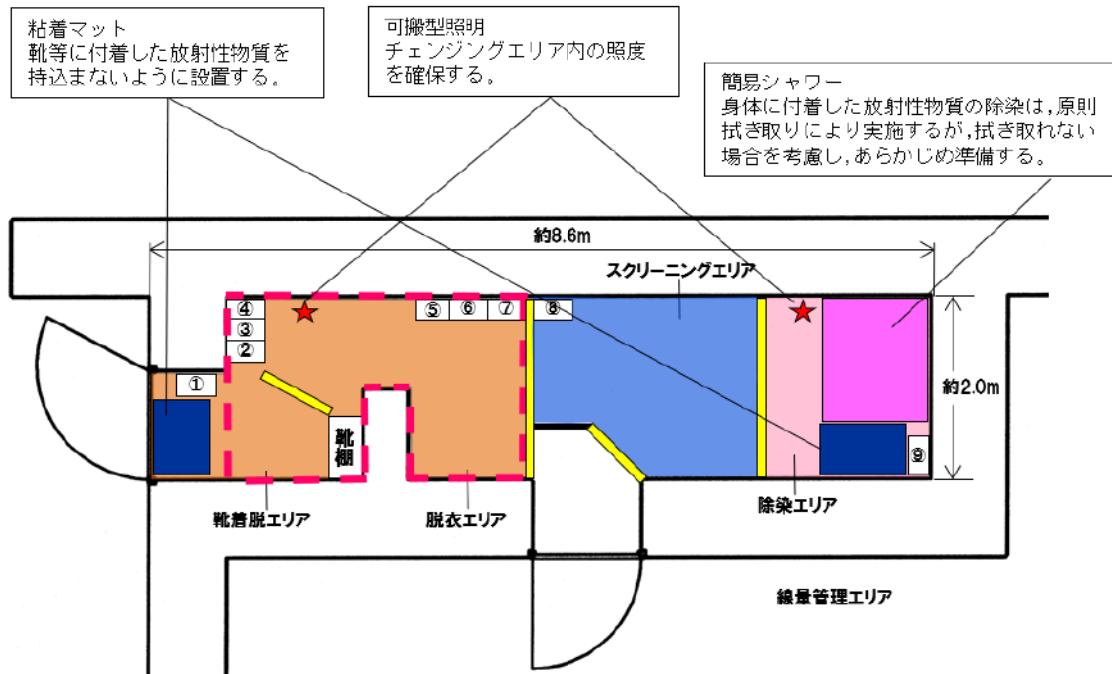


図 5.1-2 チェンジングエリア設営フロー



#### 凡例

- ① 使用済アノラック回収箱
- ② 使用済ゴム手袋(外側)回収箱
- ③ 使用済タイベック回収箱
- ④ 使用済ゴム手袋(内側)回収箱
- ⑤ 使用済全面マスク回収箱
- ⑥ 使用済紙帽子回収箱
- ⑦ 使用済靴下回収箱
- ⑧ 使用済綿手袋回収箱
- ⑨ 使用済ウェットティッシュ回収箱

- |  |                     |
|--|---------------------|
| <span style="color: yellow;">■</span>  | : バリア               |
| <span style="color: blue;">■</span>    | : 粘着マット             |
| <span style="color: magenta;">■</span> | : 除染エリア用ハウス及び簡易シャワー |
| <span style="color: black;">—</span>   | : フェンス              |
| <span style="color: magenta;">—</span> | : グリーンハウス           |
| <span style="color: red;">★</span>     | : 可搬型照明             |

図 5.1-3 チェンジングエリア

表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材

名称	数量	根拠
養生シート	6巻※1	
バリア	6個※2	
フェンス	2個※3	
粘着マット	20枚	
靴棚	2台	
回収箱	18個	
透明ロール袋(大)	20巻	
養生テープ	40巻	
作業用テープ	20巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	290個	
はさみ	4個	
カッター	4個	
マジック	6本	
除染エリア用ハウス	2個※4	
簡易シャワー	2個※5	
ポリタンク	2個※6	
トレイ	2個	
バケツ	2個	
可搬型照明	4台(予備2台)	

チェンジングエリア設営  
及び補修に必要な数量

※ 1：仕様 1,800mm×30m／巻 (透明・ピンク・黄)

※ 2：仕様 600mm (750mm, 900mm) ×100mm×150mm／個 (アルミ製)

※ 3：仕様 600mm×900mm／個 (アルミ製)

※ 4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm／個 (据付型, 不燃シート製)

※ 5：仕様 タンク容量 7.5 リットル (手動ポンプ式)

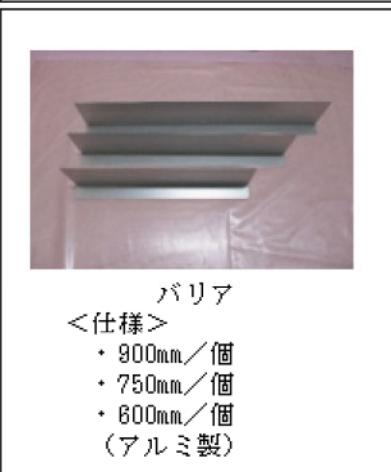
※ 6：仕様 タンク容量 20 リットル (ポリタンク)



養生シート（床・壁用）  
<仕様>  
1,800mm×30m／巻  
(透明・ピンク・黄)



フェンス  
<仕様>  
600mm×900mm／個  
(アルミ製)



パリア  
<仕様>  
• 900mm／個  
• 750mm／個  
• 600mm／個  
(アルミ製)



簡易シャワー  
<仕様>  
タンク容量 7.5リットル  
(手動ポンプ式)



除染エリア用ハウス  
<仕様>  
1,120mm×1,120mm×2,000mm  
(不燃シート製)



ポリタンク  
<仕様>  
タンク容量 20リットル  
(ポリタンク)

図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材

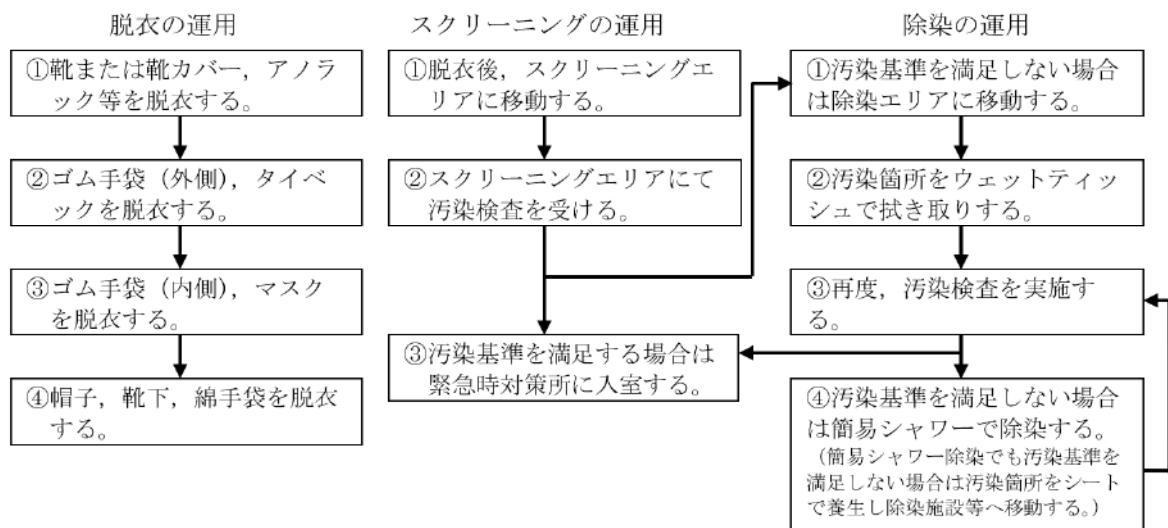


図 5.1-5 チェンジングエリア運用基本フロー図

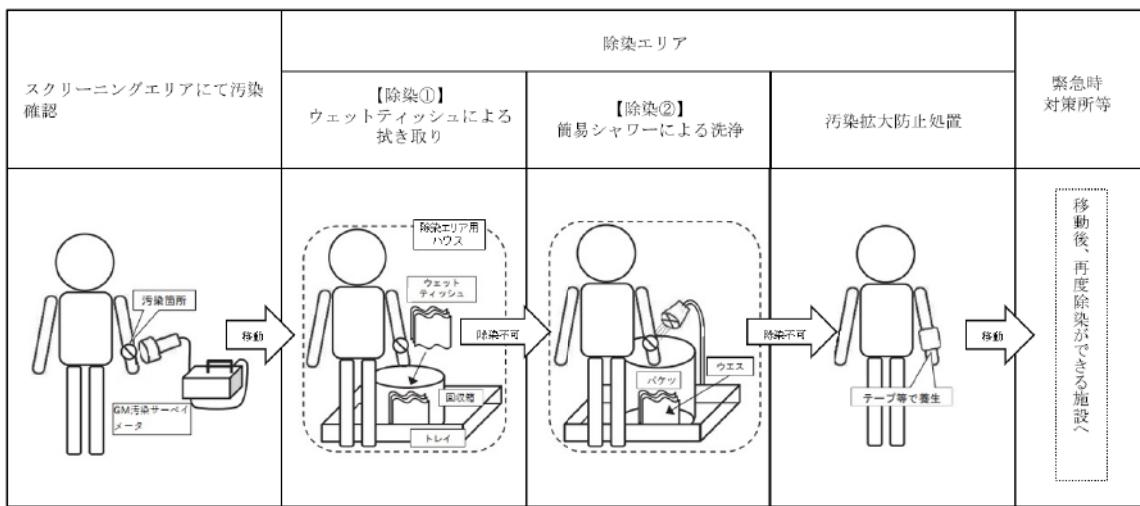


図 5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図

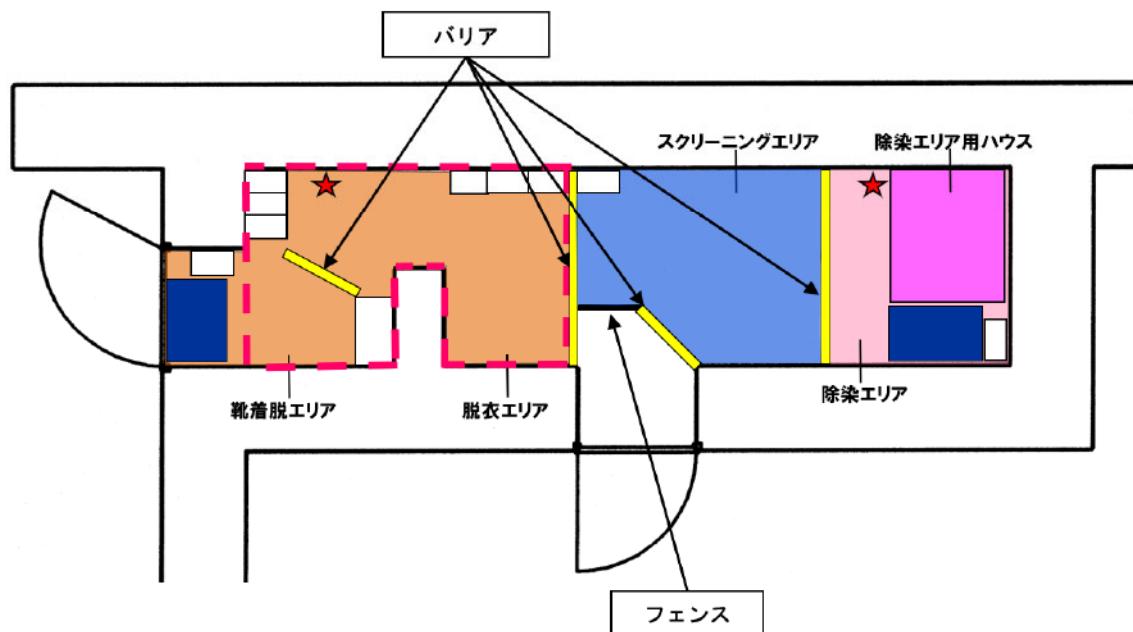


図 5.1-7 チェンジングエリアの設営状況

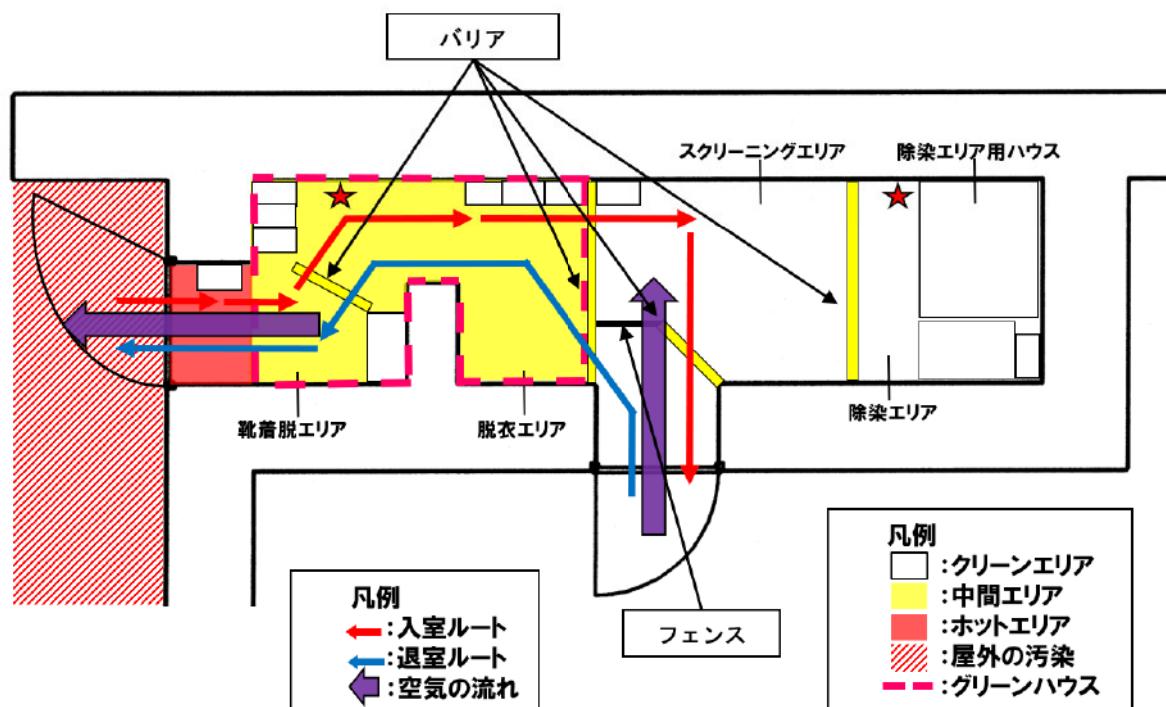


図 5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ

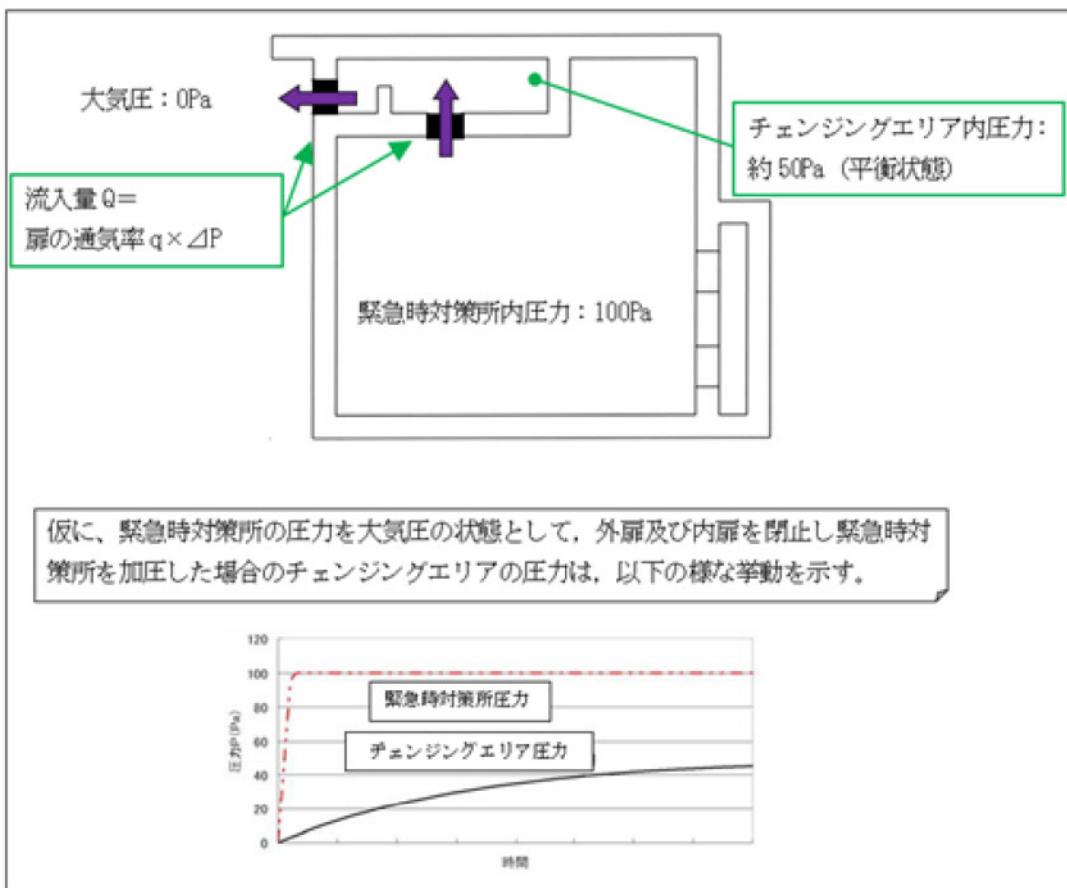


図 5.1-9 緊急時対策所入退域時の空気の流れ

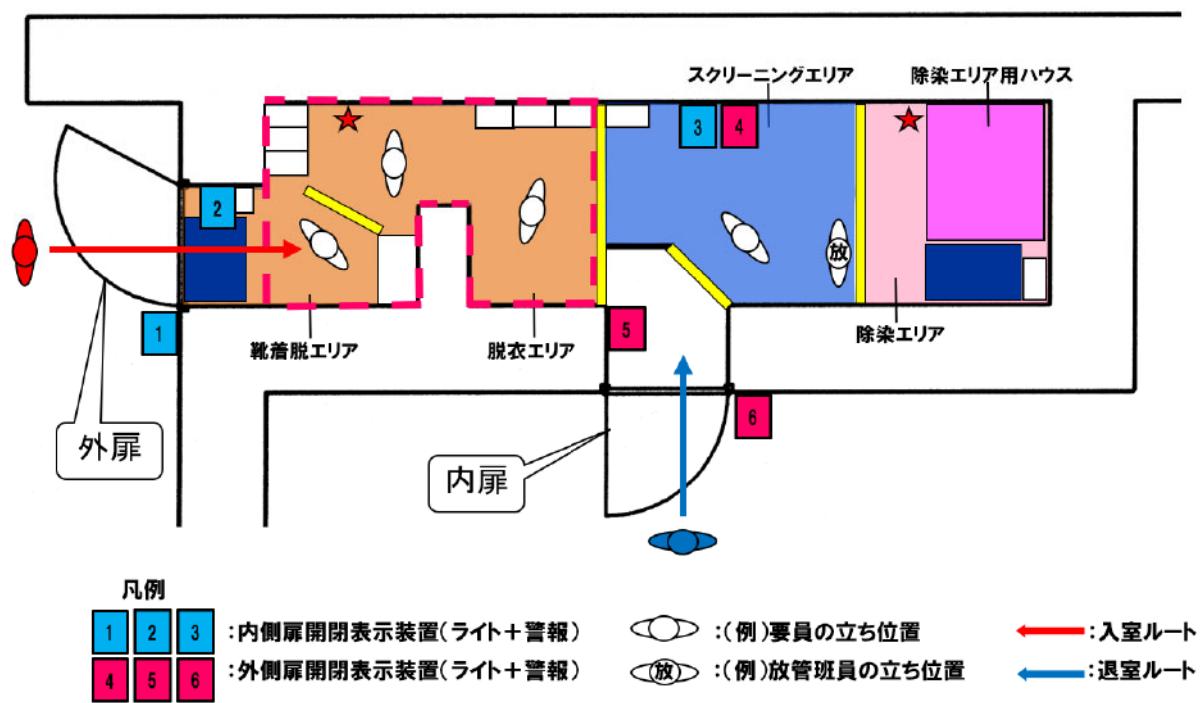


図 5.1-10 チェンジングエリヤの出入口扉の開放制限運用

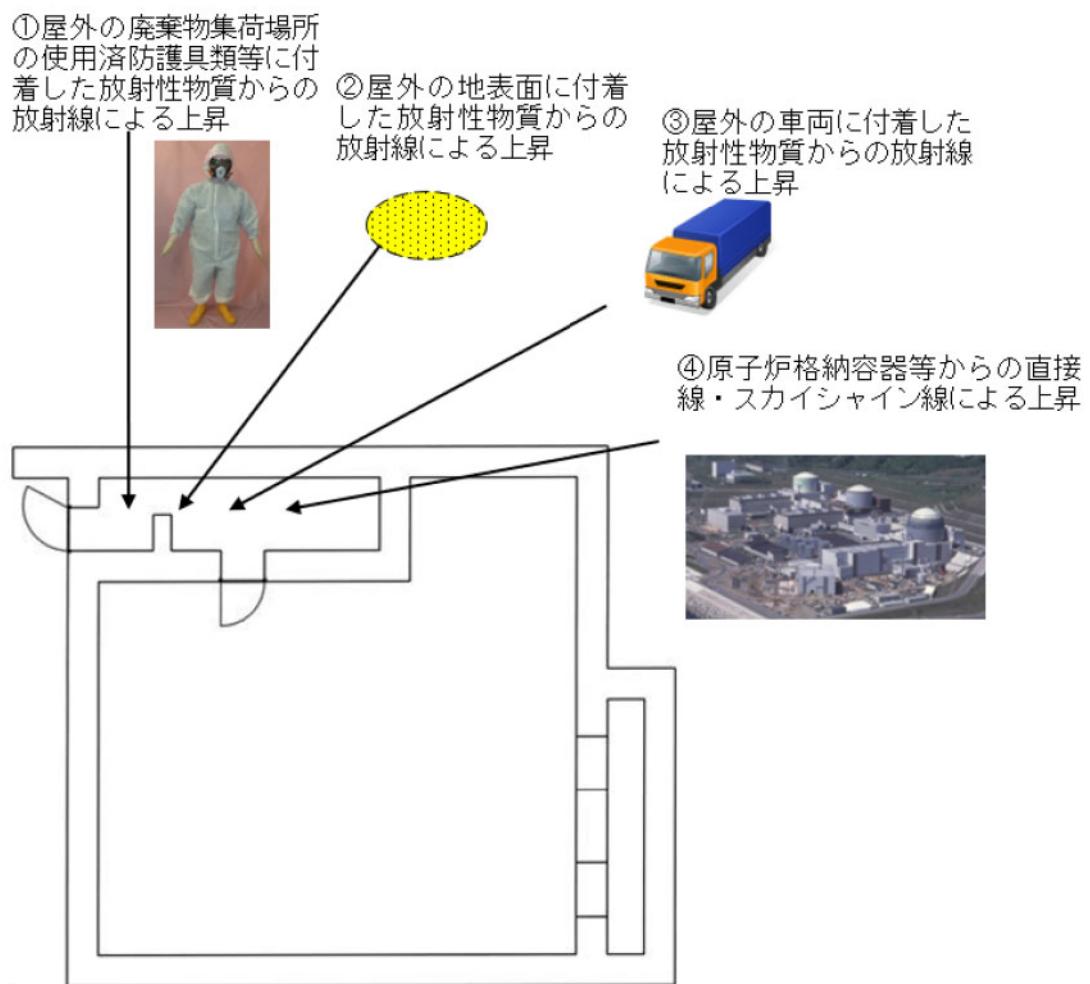


図5.1-11 チェンジングエリア内 BG 上昇要因イメージ図

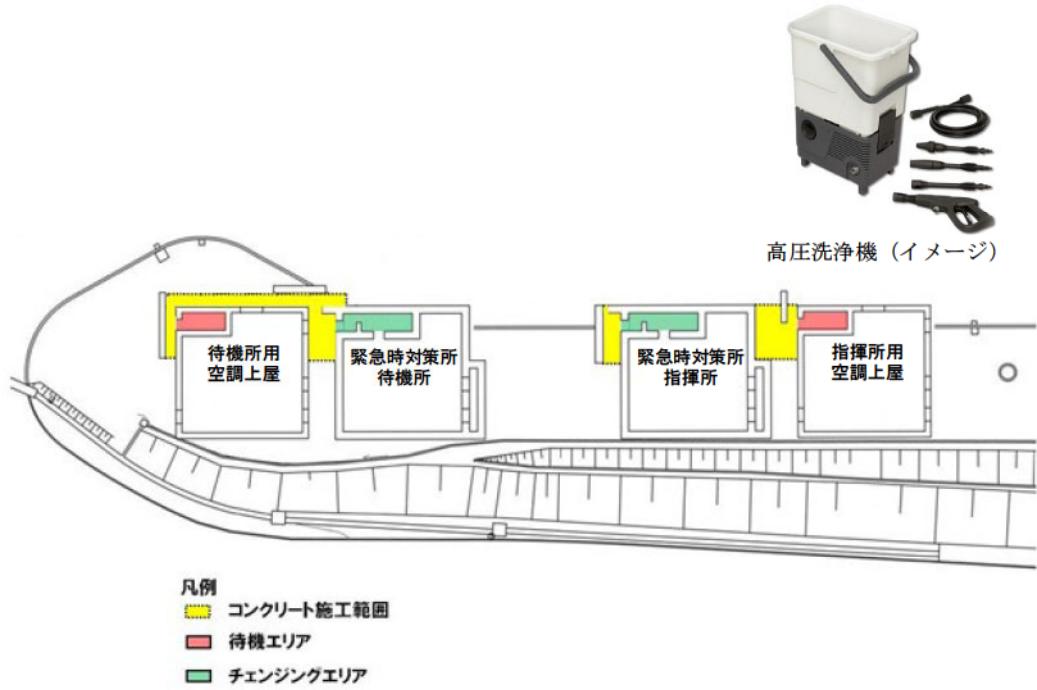


図 5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工

表 5.1-3 汚染の管理基準

	状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等
状況①	屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10
状況②	大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm <sup>*3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL 4を準拠
		13,000 cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL 4【1ヶ月後の値】に準拠

表 5.1-4 チェンジングエリアの可搬型照明

	保管場所	数量	仕様
可搬型照明 	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各 2 台 (予備各 1 台)	<ul style="list-style-type: none"><li>・バッテリー式</li><li>・光源 : LED</li><li>・連続点灯時間 : 10 時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。)</li></ul>

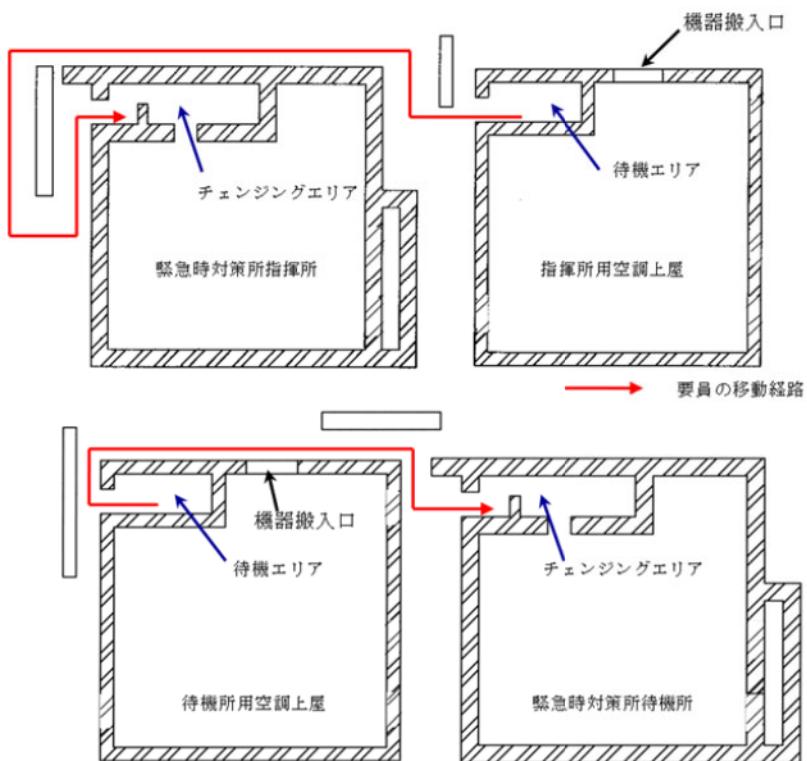


図 5.1-13 待機エリアからチェンジングエリアへの要員の移動経路

・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）

対応項目	要員	経過時間 [時間]		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		参集前	参集後	事象発生													
				▼	要員を来												
状況把握（モニタリングポストなど）	放送班	2(A)															
可搬型モニタリングポストの設置	放送班	2(A)															
可搬型気象観測装置の設置	放送班	2(A)															
中央制御室チャンジングエリアの設置	放送班	2(B)															
緊急待機室所持機材チャンジングエリアの設置	放送班	2(C)															
緊急待機室所持機材チャンジングエリアの設置	放送班	2(C)															
可搬型モニタリングポスト（DSC）の設置	放送班	2(C)															
可搬型気象観測装置（TSC）の設置	放送班	2(C)															
可搬型モニタリングポスト（油井用）の設置	放送班	2(A)															

・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）

対応項目	要員	経過時間 [時間]		0	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
		参集前	参集後	事象発生														
				▼	要員を来													
状況把握（モニタリングポストなど）	放送班	2(A)																
可搬型モニタリングポストの設置	放送班	2(A)																
可搬型気象観測装置の設置	放送班	2(A)																
中央制御室チャンジングエリアの設置	放送班	2(B)																
緊急待機室所持機材チャンジングエリアの設置	放送班	2(C)																
緊急待機室所持機材チャンジングエリアの設置	放送班	2(C)																
可搬型モニタリングポスト（DSC）の設置	放送班	2(C)																
可搬型気象観測装置（TSC）の設置	放送班	2(C)																
可搬型モニタリングポスト（油井用）の設置	放送班	2(A)																

表 5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主 要 設 備		配備台数 <sup>※2</sup>	電源設備
指揮所	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>		通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）		充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
			衛星電話設備（携帯型）	15	充電池
	発電所内	インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		移動無線設備		1	通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		社内テレビ会議システム		1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム	1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
			IP電話（地上系）	4	
			IP電話（衛星系）	2	
			IP-FAX（地上系）	2	
			IP-FAX（衛星系）	1	
		加入電話設備	固定電話	2	通信事業者から給電
			FAX	1	常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
		専用電話設備	専用電話設備（固定型）	7	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
			専用電話設備（FAX）	7	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
待機所	発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1	通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		無線連絡設備（携帯型）		4	充電池又は乾電池

※ 1 : 加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

※ 2 : 予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）